

水俣市議会会議録

令和4年12月第6回定例会 (12月1日開会)
(12月22日閉会)

水俣市議会

令和4年12月第6回定例会（12月1日招集）会期日程表

（会期 12月1日から12月22日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	12月1日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和3年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	2日	金		休 会	議案調査
3	3日	土			市の休日（土曜日）
4	4日	日			市の休日（日曜日）
5	5日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	火			議案調査
7	7日	水			議案調査
8	8日	木			議案調査
9	9日	金			議案調査
10	10日	土			市の休日（土曜日）
11	11日	日			市の休日（日曜日）
12	12日	月			議案調査
13	13日	火			午前9時30分
14	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（淵上茂樹君、平岡朱君）
15	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、藤本壽子君） 議案質疑 委員会付託
16	16日	金	————	委員会	委員会
17	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	18日	日			市の休日（日曜日）
19	19日	月	————	委員会	委員会（予備日）
20	20日	火		休 会	議事整理日
21	21日	水			議事整理日
22	22日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録目次

令和4年12月1日（木）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願文書表	3
開　　会	3
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　会議録署名議員の指名について	4
日程第2　会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3　議第81号　専決処分の報告及び承認について 専第14号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	6
日程第4　議第82号　専決処分の報告及び承認について 専第15号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	7
日程第5　議第83号　専決処分の報告及び承認について 専第16号　令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	8
日程第6　議第84号　水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める 条例の制定について	9
日程第7　議第85号　水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて	10
日程第8　議第86号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第11号）	15
日程第9　議第87号　令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	16
日程第10　議第88号　令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	18
日程第11　議第89号　令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	19
日程第12　議第90号　令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	20
日程第13　議第91号　令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	20
日程第14　議第92号　令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	22
日程第15　議第93号　令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	22

日程第16 議第94号 工事請負契約の変更について……………	1 - 23
日程第17 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について……………	23
市長の提案理由説明……………	25
先議案件に対する質疑……………	29
委員会付託……………	30
休憩・開議……………	30
○総務産業委員長の報告……………	30
○厚生文教委員長の報告……………	31
委員会審査報告書……………	32
委員長報告に対する質疑……………	33
討 論……………	33
採 決……………	33
日程第18 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから 日程第24 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで 7件に関する委員会の審査報告……………	34
○総務産業委員長の報告……………	34
○厚生文教委員長の報告……………	35
○一般会計決算特別委員長の報告……………	37
委員会審査報告書……………	40
委員長報告に対する質疑……………	41
討 論……………	41
採 決……………	41
休憩・開議……………	42
議第96号 教育委員会委員の任命について（日程追加）……………	42
市長の提案理由説明……………	43
質 疑……………	43
討 論……………	43
採 決……………	43
散 会……………	44

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	3
1 第6次水俣市総合計画について	3
2 国家資格等を必要とする任用の状況について	3
3 学校施設の老朽化対策について	3
市長の答弁	4
○小路貴紀君の再質問	5
市長の答弁	7
○小路貴紀君の再々質問	8
市長の答弁	8
総務課長の答弁	9
○小路貴紀君の再質問	10
総務企画部長の答弁	11
○小路貴紀君の発言	11
教育長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	12
教育長の答弁	13
○小路貴紀君の再々質問	14
教育長の答弁	15
休憩・開議	16
○岩村龍男君の質問	16
1 環境にやさしい再生可能エネルギーとまちづくりについて	17
2 中学校部活動の地域移行について	17
3 市内の道路整備について	17
市長の答弁	17

○岩村龍男君の再質問	2 - 18
市長の答弁	19
○岩村龍男君の再々質問	19
市長の答弁	19
教育長の答弁	20
○岩村龍男君の再質問	20
教育長の答弁	21
○岩村龍男君の再々質問	21
教育長の答弁	23
土木課長の答弁	23
○岩村龍男君の再質問	24
産業建設部長の答弁	25
○岩村龍男君の発言	25
休憩・開議	25
○杉迫一樹君の質問	26
1 市立総合医療センターの障がい者雇用状況について	26
2 みなくるバスのバス停の安全な利用環境について	26
3 リ・グラスロードの整備・管理状況について	26
病院事業管理者の答弁	27
○杉迫一樹君の再質問	28
病院事業管理者の答弁	30
○杉迫一樹君の再々質問	30
病院事業管理者の答弁	31
地域振興課長の答弁	32
○杉迫一樹君の再質問	32
総務企画部長の答弁	33
地域振興課長の答弁	34
総務企画部長の答弁	34
○杉迫一樹君の再々質問	34
総務企画部長の答弁	36
土木課長の答弁	36
○杉迫一樹君の再質問	37

土木課長の答弁	2 - 39
○杉迫一樹君の再々質問	40
産業建設部長の答弁	40
散 会	41

令和4年12月14日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○瀧上茂樹君の質問	3
1 有害鳥獣の捕獲後の処理について	3
2 水俣市都市計画マスタープラン作成について	3
3 緩和ケアについて	3
4 学校給食費の無償化と公会計化について	3
5 公有財産の管理について	3
6 市立蘇峰記念館について	4
農林水産課長の答弁	4
環境課長の答弁	4
○瀧上茂樹君の再質問	5
農林水産課長の答弁	5
休憩・開議	6
○瀧上茂樹君の再々質問	6
産業建設部長の答弁	6
産業建設部次長の答弁	7
○瀧上茂樹君の再質問	8
産業建設部次長の答弁	8
○瀧上茂樹の再々質問	9

産業建設部長の答弁	3 - 9
病院事業管理者の答弁	10
○ 湖上茂樹君の再質問	11
病院事業管理者の答弁	11
○ 湖上茂樹君の再々質問	11
病院事業管理者の答弁	12
教育長の答弁	12
○ 湖上茂樹君の再質問	13
教育長の答弁	13
○ 湖上茂樹君の再々質問	14
教育長の答弁	14
総務企画部長の答弁	14
○ 湖上茂樹君の再質問	15
総務企画部長の答弁	16
農林水産課長の答弁	16
○ 湖上茂樹君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	17
教育長の答弁	18
○ 湖上茂樹君の再質問	19
教育長の答弁	19
○ 湖上茂樹君の再々質問	20
教育長の答弁	21
市長の答弁	21
休憩・開議	22
総務企画部長の発言	22
○ 平岡朱君の質問	22
1 子どもの権利を守る取組について	22
2 学校給食費の無償化について	22
3 インボイス制度について	23
福祉環境部長の答弁	23
○ 平岡朱君の再質問	24
教育長の答弁	25

福祉環境部長の答弁	3 - 26
福祉課長の答弁	26
○平岡朱君の再々質問	27
福祉環境部長の答弁	28
教育長の答弁	28
○平岡朱君の再質問	29
教育長の答弁	30
○平岡朱君の再々質問	30
教育長の答弁	31
総務課長の答弁	31
○平岡朱君の再質問	32
総務課長の答弁	34
○平岡朱君の再々質問	34
総務企画部長の答弁	35
散 会	35

令和4年12月15日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1 高齢者に配慮した避難誘導、避難所運営について	4
2 就学に必要な経費の支援強化について	4
3 介護職員に対するインフルエンザ予防接種費用補助について	4
4 学校給食におけるCO ₂ 削減の取組について	4
総務企画部長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	6

総務企画部長の答弁	4 - 7
○高岡朱美君の再々質問	8
休憩・開議	8
総務企画部長の答弁	9
教育長の答弁	9
○高岡朱美君の再質問	10
教育長の答弁	11
○高岡朱美君の再々質問	12
教育長の答弁	12
いきいき健康課長の答弁	13
○高岡朱美君の再質問	13
福祉環境部長の答弁	14
○高岡朱美君の再々質問	15
市長の答弁	15
教育長の答弁	15
○高岡朱美君の再質問	16
教育長の答弁	17
市長の答弁	18
○高岡朱美君の再々質問	18
休憩・開議	18
教育長の答弁	19
市長の答弁	19
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19
1 水俣市の安心安全な農産物の地産地消について	20
2 水俣市に建設予定の大型風力発電について	20
3 水俣市の小児の新型コロナウイルスワクチン接種状況について	20
4 水俣市の野良猫の対策について	20
教育長の答弁	20
経済観光課長の答弁	21
農林水産課長の答弁	21
○藤本壽子君の再質問	22

教育長の答弁	4 - 23
産業建設部長の答弁	24
○藤本壽子君の再々質問	24
産業建設部長の答弁	25
副市長の答弁	25
○藤本壽子君の再質問	26
休憩・開議	28
副市長の答弁	28
○藤本壽子君の再々質問	29
市長の答弁	30
いきいき健康課長の答弁	30
○藤本壽子君の再質問	30
福祉環境部長の答弁	31
○藤本壽子君の再々質問	31
福祉環境部長の答弁	32
環境課長の答弁	32
○藤本壽子君の再質問	33
環境課長の答弁	34
○藤本壽子君の発言	34
休憩・開議	34
諸般の報告	35
質 疑	35
日程第 2 議第81号 専決処分の報告及び承認について	
専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	35
日程第 3 議第82号 専決処分の報告及び承認について	
専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）	35
日程第 4 議第83号 専決処分の報告及び承認について	
専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	35
日程第 5 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める 条例の制定について	35
日程第 6 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	36
日程第 7 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	36

日程第8 議第94号	工事請負契約の変更について	4 - 36
日程第9 議第95号	水俣市個人情報保護法施行条例の制定について	36
議案上程		36
日程第10 議第97号	水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定 について	37
日程第11 議第98号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	49
日程第12 議第99号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第13号)	50
	市長の提案理由説明	51
休憩・開議		51
質 疑		52
委員会付託		52
散 会		52

令和4年12月22日(木) — 5日目 —

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
休憩・開議	3
発言取り消しを求める動議(日程追加)	4
○小路貴紀君の動議説明	4
質 疑	4
○高岡朱美君の質疑	4
○小路貴紀君の答弁	4
○高岡朱美君の質疑	5
○小路貴紀君の答弁	5
○平岡朱君の質疑	5
○小路貴紀君の答弁	5
発言申し出の同意	5

休憩・開議	5 - 5
○藤本壽子君の発言	6
討 論	6
○高岡朱美君の反対討論	6
○田中睦君の反対討論	6
○松本和幸君の賛成討論	7
○桑原一知君の賛成討論	7
採 決	8
日程第1 議第81号 専決処分の報告及び承認についてから日程第13 陳第3号豊かな学び の實現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の 要請の陳情についてまで13件に関する委員会の審査報告	8
○総務産業委員長の報告	9
○厚生文教委員長の報告	12
委員会審査報告書	15
休憩・開議	16
委員長報告に対する質疑	16
討 論	16
○高岡朱美君の反対討論（議第99号）	16
○桑原一知君の賛成討論（議第99号）	17
○高岡朱美君の賛成討論（請第2号）	18
○平岡朱君の賛成討論（陳第3号）	19
○田中睦君の賛成討論（陳第3号）	19
採 決	20
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	22
採 決	23
閉会中継続審査・調査申出書	23
閉 会	24

令和4年12月1日

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明、先議
決算認定

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和4年12月1日水俣市長第6回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和4年12月1日午前10時0分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和4年12月22日午前11時22分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和4年12月1日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後2時38分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	瀨上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本広志君）	主 幹（中村亮彦君）
主 任（藤澤亜未君）	主 任（森ちひろ君）

（説明のため出席した者） 13人

市 長（高岡利治君）	副 市 長（小林信也君）
総務企画部長（中谷衛君）	福祉環境部長（高三瀦晋君）
産業建設部長（本田聖治君）	産業建設部次長（田中真也君）
教 育 長（小島泰治君）	上下水道局長（金子昌宏君）
総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君）	総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）
総務企画部総務課長（岩井浩昭君）	総務企画部地域振興課長（柿本英行君）
総務企画部財政課長（岡本夫美代君）	

○議事日程 第1号

令和4年12月1日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

第4 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

第5 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号)

第6 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定
について

第7 議第85号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第8 議第86号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

(各委)

第9 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

第10 議第88号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(厚生文教)

第11 議第89号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

(厚生文教)

第12 議第90号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

(厚生文教)

第13 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号)

第14 議第92号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

(総務産業)

第15 議第93号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総務産業)

第16 議第94号 工事請負契約の変更について

第17 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について

第18 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第19 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

第20 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第21 議第77号 令和3年度水俣市一般会計決算認定について

第22 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第23 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第24 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

令和4年12月第6回水俣市議会定例会請願文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
請願1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について	葦北郡津奈木町岩城 2770-18 熊本県建築労働組合 水俣葦北支部 代表者 委員長 加世堂 正	高岡 朱美 平岡 朱	総務産業
請願2号	「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について	葦北郡津奈木町岩城 2770-18 熊本県建築労働組合 水俣葦北支部 代表者 委員長 加世堂 正	高岡 朱美 平岡 朱	総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

議第96号 教育委員会委員の任命について

開会

午前10時0分 開会

○議長（牧下恭之君） ただいまから令和4年第6回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（牧下恭之君） これから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた令和3年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した請願2件は、議席に配付の請願文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、市長から、損害賠償の額の決定及び和解についての報告2件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年8月分、9月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告、及び令和4年6月分から9月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、中谷総務企画

部長、高三潞福祉環境部長、本田産業建設部長、田中産業建設部次長、鎌田市長公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、岡本財政課長、小島教育長、金子上下水道局長、上田総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において小路貴紀議員、岩阪雅文議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（牧下恭之君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和4年12月第6回定例会（12月1日招集）会期日程表

（会期 12月1日から12月22日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	12月1日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和3年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	2日	金		休 会	議案調査
3	3日	土			市の休日（土曜日）
4	4日	日			市の休日（日曜日）
5	5日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	6日	火			議案調査
7	7日	水			議案調査
8	8日	木			議案調査
9	9日	金			議案調査
10	10日	土			市の休日（土曜日）
11	11日	日			市の休日（日曜日）
12	12日	月			議案調査
13	13日	火	午前9時30分		本会議
14	14日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	15日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託

16	16日	金	————	委員会	委員会
17	17日	土		休 会	市の休日（土曜日）
18	18日	日			市の休日（日曜日）
19	19日	月	————	委員会	委員会（予備日）
20	20日	火		休 会	議事整理日
21	21日	水			議事整理日
22	22日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（牧下恭之君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第4 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第5 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第6 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議第85号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第86号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第11号）

日程第9 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第10 議第88号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議第89号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議第90号 令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

日程第14 議第92号 令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 議第93号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 議第94号 工事請負契約の変更について

日程第17 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第81号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第95号水俣市個人情報保護法施行条例の制定についてまで、15件を一括して議題とします。

議第81号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

専第14号

専 決 処 分 書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月3日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,856,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,791,374	246,828	3,038,202
	2 国庫補助金	814,551	246,828	1,061,379
20 諸収入		224,769	8	224,777
	3 雑入	212,673	8	212,681
補正されなかった款に係る額		12,593,038		12,593,038
歳 入 合 計		15,609,181	246,836	15,856,017

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 民生費		5,702,711	246,836	5,949,547
	1 社会福祉費	3,271,858	246,836	3,518,694
補正されなかった款に係る額		9,906,470		9,906,470
歳 出 合 計		15,609,181	246,836	15,856,017

議第82号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

専第15号

専 決 処 分 書

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月21日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

新型コロナウイルス感染症対策及び台風14号における災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282,056千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,138,073千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		3,038,202	267,157	3,305,359
	1 国庫負担金	1,971,274	40,986	2,012,260
	2 国庫補助金	1,061,379	226,171	1,287,550
15 県支出金		1,481,711	7,299	1,489,010
	2 県補助金	546,225	7,299	553,524

21 市債		832,500	7,600	840,100
	1 市債	832,500	7,600	840,100
補正されなかった款に係る額		10,503,604		10,503,604
歳 入 合 計		15,856,017	282,056	16,138,073

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,210,094	38,959	2,249,053
	1 総務管理費	1,844,725	38,959	1,883,684
3 民生費		5,949,547	53,641	6,003,188
	1 社会福祉費	3,518,694	50,941	3,569,635
	2 児童福祉費	1,873,843	2,700	1,876,543
4 衛生費		1,907,861	89,628	1,997,489
	1 保健衛生費	529,506	50,629	580,135
	5 病院費	414,332	38,999	453,331
5 農林水産業費		469,488	23,630	493,118
	1 農業費	279,738	23,630	303,368
6 商工費		544,729	61,832	606,561
	1 商工費	174,497	264	174,761
	2 総合経済対策費	370,232	61,568	431,800
9 教育費		1,114,014	291	1,114,305
	2 小学校費	141,646	291	141,937
10 災害復旧費		43,149	14,075	57,224
	3 文教施設災害復旧費	0	14,075	14,075
補正されなかった款に係る額		3,617,135		3,617,135
歳 出 合 計		15,856,017	282,056	16,138,073

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 145,600				千円 153,200			
補正されなかった事業に係る額	686,900				686,900			
計	832,500				840,100			

議第83号

専決処分報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

専第16号

専 決 処 分 書

令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月21日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収 入	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 総合医療センター事業収益	7,632,705千円	20,657千円	7,653,362千円
第2項 医 業 外 収 益	483,368千円	20,657千円	504,025千円
収 益 的 収 入 合 計	7,639,245千円	20,657千円	7,659,902千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額519,896千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,554千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額49,047千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,924千円」に、「減災積立金458,630千円及び過年度分損益勘定留保資金12,219千円」を「及び減災積立金458,630千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 収 入	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 総合医療センター資本的収入	610,195千円	18,342千円	628,537千円
第5項 繰 入 金	5,665千円	18,342千円	24,007千円
資 本 的 収 入 合 計	610,195千円	18,342千円	628,537千円

議第84号

水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例

水俣市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例（平成25年条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下

「法」という。) 第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

第3条 法第10条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令第3条から第48条まで及び附則第2項から第6項までに規定する基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように全部改正しようとするものである。

議第85号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の165」に改める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の95」を「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に、「100分の115」を「6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任 用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に、「6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の165」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の165」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の水俣市長等の給与に関する条例(次条において「改正後の市長等給与条例」という。)、第3条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の一般職給与条例」という。)、第5条の規定による改正後の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(次条において「改正後の議員報酬等条例」という。)、第7条の規定による改正後の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)及び第9条の規定による改正後の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の市長等給与条例、改正後の一般職給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の病院事業管理者給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の水俣市長等

の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の一般職給与条例の規定による給与、改正後の議員報酬等条例の規定による給与、改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

令和4年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

令和4年度水俣市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,145,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正(第11号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		1	6,934	6,935
	1 繰越金	1	6,934	6,935
補正されなかった款に係る額		16,138,072		16,138,072
歳入合計		16,138,073	6,934	16,145,007

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		143,303	794	144,097
	1 議会費	143,303	794	144,097
2 総務費		2,249,053	894	2,249,947
	1 総務管理費	1,883,684	△266	1,883,418
	2 徴税費	185,662	540	186,202
	3 戸籍住民基本台帳費	120,718	357	121,075
	4 選挙費	23,768	94	23,862
	5 統計調査費	9,455	21	9,476
	6 監査委員費	25,766	148	25,914
3 民生費		6,003,188	5,173	6,008,361
	1 社会福祉費	3,569,635	660	3,570,295

	2 児童福祉費	1,876,543	576	1,877,119
	3 生活保護費	557,010	3,937	560,947
4 衛生費		1,997,489	752	1,998,241
	1 保健衛生費	580,135	△4	580,131
	2 清掃費	798,434	209	798,643
	4 環境対策費	140,285	547	140,832
5 農林水産業費		493,118	990	494,108
	1 農業費	303,368	694	304,062
	2 林業費	151,734	158	151,892
	3 水産業費	38,016	138	38,154
6 商工費		606,561	516	607,077
	1 商工費	174,761	516	175,277
7 土木費		1,082,004	2,859	1,084,863
	2 道路橋りょう費	413,750	1,036	414,786
	5 都市計画費	493,565	911	494,476
	6 住宅費	143,247	912	144,159
9 教育費		1,114,305	△5,044	1,109,261
	1 教育総務費	168,912	780	169,692
	4 社会教育費	245,187	459	245,646
	5 保健体育費	468,421	△6,283	462,138
11 公債費		1,944,673	0	1,944,673
	1 公債費	1,944,673	0	1,944,673
補正されなかった款に係る額		504,379		504,379
歳 出 合 計		16,138,073	6,934	16,145,007

議第87号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,479,988千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第12号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		3,305,359	62,244	3,367,603
	1 国庫負担金	2,012,260	7,934	2,020,194
	2 国庫補助金	1,287,550	54,310	1,341,860
15 県支出金		1,489,010	48,861	1,537,871
	1 県負担金	805,962	1,866	807,828
	2 県補助金	553,524	430,844	597,368
	3 委託金	129,524	3,151	132,675
19 繰越金		6,935	163,202	170,137
	1 繰越金	6,935	163,202	170,137
20 諸収入		224,777	23,274	248,051
	3 雑入	212,681	23,274	235,955
21 市債		840,100	37,400	877,500
	1 市債	840,100	37,400	877,500
補正されなかった款に係る額		10,278,826		10,278,826
歳入合計		16,145,007	334,981	16,479,988

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,249,947	6,005	2,255,952
	1 総務管理費	1,883,418	2,438	1,885,856
	3 戸籍住民基本台帳費	121,075	0	121,075
	4 選挙費	23,862	3,567	27,429
3 民生費		6,008,361	171,471	6,179,832
	1 社会福祉費	3,570,295	77,751	3,648,046
	2 児童福祉費	1,877,119	34,384	1,911,503
	3 生活保護費	560,947	59,336	620,283
5 農林水産業費		494,108	0	494,108
	1 農業費	304,062	0	304,062
6 商工費		607,077	73,454	680,531
	1 商工費	175,277	0	175,277
	2 総合経済対策費	431,800	73,454	505,254
7 土木費		1,084,863	75,175	1,160,038
	2 道路橋りょう費	414,786	75,175	489,961
9 教育費		1,109,261	2,576	1,111,837
	1 教育総務費	169,692	0	169,692
	2 小学校費	141,937	1,120	143,057
	3 中学校費	89,848	1,456	91,304
10 災害復旧費		57,224	6,300	63,524
	2 公共土木施設災害復旧費	43,148	6,300	49,448
補正されなかった款に係る額		4,534,166		4,534,166
歳出合計		16,145,007	334,981	16,479,988

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画推進管理費	千円 869
4 衛生費	4 環境対策費	水俣病資料館整備事業	29,588
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	75,175
	5 都市計画費	都市計画マスタープラン推進事業	7,689

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
広報みなまた印刷業務 (市長公室)	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 6,024
複写機・プリンター複合機賃借料 (総務課)	自 令和4年度 至 令和10年度	12,188
内部情報系環境整備事業 (総務課)	自 令和4年度 至 令和10年度	174,920
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光課)	自 令和4年度 至 令和7年度	20,987
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産課)	自 令和4年度 至 令和5年度	5,615
県議会議員選挙費 (選挙管理委員会)	自 令和4年度 至 令和5年度	2,653
市議会議員選挙費 (選挙管理委員会)	自 令和4年度 至 令和5年度	4,781

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 153,200				千円 158,800			
過疎対策事業	402,600				434,400			
補正されなかった事業に係る額	284,300				284,300			
計	840,100				877,500			

議第88号

令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ740千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,771,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日提出

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		316,332	740	317,072
	1 他会計繰入金	172,475	370	172,845
	2 基金繰入金	143,857	370	144,227
補正されなかった款に係る額		3,454,306		3,454,306
歳入合計		3,770,638	740	3,771,378

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,015	740	71,755
	1 総務管理費	39,628	296	39,924
	2 徴税費	24,700	444	25,144
補正されなかった款に係る額		3,699,623		3,699,623
歳出合計		3,770,638	740	3,771,378

議第89号

令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ888千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		162,947	△888	162,059
	1 一般会計繰入金	162,947	△888	162,059
補正されなかった款に係る額		301,513		301,513
歳入合計		464,460	△888	463,572

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		463,100	△888	462,212
	1 総務管理費	20,501	△1,003	19,498

	2 徴収費	5,046	115	5,161
補正されなかった款に係る額		1,360		1,360
歳 出 合 計		464,460	△888	463,572

議第90号

令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,986,437千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
7 繰入金		616,682	467	617,149
	1 一般会計繰入金	616,682	467	617,149
補正されなかった款に係る額		3,369,288		3,369,288
歳 入 合 計		3,985,970	467	3,986,437

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		81,436	467	81,903
	1 総務管理費	40,016	420	40,436
	2 徴収費	9,604	47	9,651
補正されなかった款に係る額		3,904,534		3,904,534
歳 出 合 計		3,985,970	467	3,986,437

議第91号

令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度水俣市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費用	7,607,007千円	31,905千円	7,638,912千円
第1項 医 業 費 用	7,503,620千円	31,905千円	7,535,525千円
収 益 的 支 出 合 計	7,622,249千円	31,905千円	7,654,154千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,554千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額501,666千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額42,924千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,036千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	1,130,091千円	112千円	1,130,203千円
第6項 長期貸付金	0千円	112千円	112千円
資本的収入合計	1,130,091千円	112千円	1,130,203千円

(債務負担行為)

第4条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追 加

事 項		期 間	限 度 額
総合医療センター	米購入業務	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	A重油購入業務	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	軽油購入業務	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	LPガス購入業務	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	入院診療保証	自 令和4年度 至 令和5年度	762千円
	寝具・病衣借上	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	保安警備業務委託	自 令和4年度 至 令和7年度	81,492千円
	院内清掃業務委託	自 令和4年度 至 令和6年度	57,816千円
	消防設備等保守点検業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	1,782千円
	防虫管理施工業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	1,005千円
	電気保安管理業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	2,007千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	1,232千円
	冷温水発生機炉内洗浄業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	973千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	単価契約額に枚数を掛けた額
看護学生奨学金貸付金	自 令和4年度 至 令和9年度	21,240千円	

議第92号

令和4年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和4年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費	406,391千円	595千円	406,986千円
第1項 営業費用	381,069千円	595千円	381,664千円
第2項 営業外費用	24,320千円	0千円	24,320千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本分括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,311千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額218,349千円」に、「過年度分損益勘定留保資金203,780千円」を「過年度分損益勘定留保資金203,818千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	246,662千円	38千円	246,700千円
第1項 建設改良費	189,261千円	38千円	189,299千円
第2項 企業償還金	56,401千円	0千円	56,401千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条第1号中、職員給与費「94,849千円」を「95,482千円」に改める。

令和4年12月1日提出

議第93号

令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	903,721千円	696千円	904,417千円
第1項 営業収益	472,530千円	0千円	472,530千円
第2項 営業外収益	431,190千円	696千円	431,886千円

第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
	支 出		
第1款 公共下水道事業費	903,721千円	696千円	904,417千円
第1項 営業費用	871,421千円	696千円	872,117千円
第2項 営業外費用	31,299千円	0千円	31,299千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円
(資本的収入及び支出の補正)			

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	548,481千円	67千円	548,548千円
第1項 企業債	216,200千円	0千円	216,200千円
第2項 出資金	101,626千円	0千円	101,626千円
第3項 負担金	182千円	0千円	182千円
第4項 補助金	230,473千円	67千円	230,540千円
	支 出		
第1款 資本的支出	859,843千円	67千円	859,910千円
第1項 建設改良費	442,847千円	67千円	442,914千円
第2項 企業債償還金	415,996千円	0千円	415,996千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条第1号中、「職員給与費 61,151千円」を「職員給与費 61,914千円」に改める。

(他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第10条中「405,166千円」を「405,929千円」に改める。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

議第94号

工事請負契約の変更について

令和3年9月市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事の工事請負契約のうち、契約金額「451,000,000円」を「402,301,866円」に変更することとする。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事請負契約について、護岸設置工事の数量の変更が生じたため、本案のように提案するものである。

議第95号

水俣市個人情報保護法施行条例の制定について

水俣市個人情報保護法施行条例を次のように制定することとする。

令和4年12月1日提出

水俣市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(費用負担)

第3条 法第89条第2項の規定による手数料の額は、無料とする。

2 開示請求により、写しの交付（これらに準ずるものとして市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第4条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について一般に公表するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(水俣市個人情報保護条例の廃止)

第2条 水俣市個人情報保護条例（平成13年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第3項、第13条第2項又は第13条の2第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際、現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- (3) 前条の規定の施行前において旧実施機関から指定管理者の指定を受けて公の施設の管理に係る業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第14条、第18条、第19条又は第20条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者文書に記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の公文書又は指定管理者文書に記録された保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職

員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、前条の規定の施行前において、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者文書に記録された保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(水俣市情報公開等審査会条例の一部改正)

第5条 水俣市情報公開等審査会条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 水俣市情報公開等審査会（以下「審査会」という。）は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は必要な意見を述べるものとする。

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する審査請求があった場合における実施機関の諮問に応じて調査審議し、又は必要な意見を述べるものとする。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律が改正され、法律の規定が直接地方公共団体に適用されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第81号専決処分の報告及び承認について、専第14号令和4年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品等価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,683万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ158億5,601万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、価格高騰緊急支援給付金事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第82号専決処分の報告及び承認について、専第15号令和4年度水俣市一般会計補正予

算第10号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策及び台風14号における災害復旧のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億8,205万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ161億3,807万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、テレワーク・ペーパーレス推進事業、第3款民生費に、非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第5款農林水産業費に、物価高騰対策事業補助金、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業、第9款教育費に、小学校施設維持管理費、第10款災害復旧費に、現年発生単独災害復旧事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整いたしております。

次に、議第83号専決処分の報告及び承認について、専第16号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,065万7,000円増額し、補正後の収益的収入の額を76億5,990万2,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を1,834万2,000円増額し、補正後の資本的収入の額を6億2,853万7,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、議第84号水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように全部改正しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等に準じて、本案のように制定し

ようにするものであります。

次に、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ693万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億4,500万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第87号令和4年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,498万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ164億7,998万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、県議会議員選挙費、第3款民生費に、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、橋りょう整備事業、第9款教育費に、中学校施設維持管理費、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、水俣病資料館整備事業外3件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、内部情報系環境整備事業外6件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第88号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ74万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,137万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定による人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第89号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ88万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,357万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、人件費の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第90号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億8,643万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、給与改定に伴う人件費の調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第91号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を3,190万5,000円増額し、補正後の収益的支出の額を76億5,415万4,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的支出の額を11万2,000円増額し、補正後の収益的支出の額を11億3,020万3,000円とするものであります。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金で補填することとしております。

補正の内容といたしましては、収益的支出については、光熱水費の増額、資本的支出については、長期貸付金を増額するものであります。

このほか、債務負担行為として米購入業務外16件を追加しております。

次に、議第92号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的支出の額を59万5,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億698万6,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を3万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億4,670万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出及び資本的支出において給与改定等に伴う人件費の増額を行っております。

次に、議第93号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を69万6,000円増額して9億441万7,000円に、収益的支出の額を69万6,000円増額して9億441万7,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を6万7,000円増額して5億4,854万8,000円に、資本的支出の額を6万7,000円増額して8億5,991万円とするものです。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の増額、収益的支出において、給与改定等に伴う人件費の増額を行っております。また資本的収入において、人件費に係る他会計補助金の増額、資本的支出において、給与改定等に伴う人件費の増額を行っております。

次に、議第94号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備工事請負契約の変更について、護岸設置工事の数量の変

更が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第95号水俣市個人情報保護法施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、法律の規定が直接地方公共団体に適用されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第81号から議第95号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第85号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号、議第88号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から議第90号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第92号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第2号及び議第93号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号の7件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第85号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第88号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第89号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第90号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第92号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第93号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第85号、議第86号、議第88号から議第90号、議第92号及び議第93号は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時17分 休憩

午後1時46分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各常任委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第85号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

この財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を59万5,000円増額して、補正後の収益的支出の額を4億698万6,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を3万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億4,670万円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出において給与改定等に伴う人件費の増額を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

最後に、議第93号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ69万6,000円増額して9億441万7,000円に、第4条に定める資本的収入及び支出の額をそれぞれ6万7,000円増額して資本的収入の額を5億4,854万8,000円に、資本的支出の額を8億5,991万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の増額、収益的支出において、給与改定等に伴う人件費の増額を行っている。また、資本的収入において、人件費に係る他会計補助金の増額、資本的支出において、給与改定等に伴う人件費の増額を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の調整等を計上している。

なお、財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ74万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,137万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定による人件費の増額を計上している。

この財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ88万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億6,357万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、人件費の減額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第90号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ46万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ39億8,643万7,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、給与改定に伴う人件費の調整を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年12月1日

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第85号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第11号)中付託分	原案可決	全員賛成
議第92号	令和4年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議第93号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年12月1日

厚生文教常任委員長 桑原 一知

水俣市議会議長 牧下 恭之 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第86号	令和4年度水俣市一般会計補正予算(第11号)中付託分	原案可決	全員賛成
議第88号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第89号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第90号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成

○議長(牧下恭之君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第85号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第86号令和4年度水俣市一般会計補正予算第11号、議第88号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から議第90号令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第92号令和4年度水俣市水道事業会計補正予算第2号及び議第93号令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号の7件について一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第18 議第74号 令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第19 議第75号 令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

日程第20 議第76号 令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第21 議第77号 令和3年度水俣市一般会計決算認定について

日程第22 議第78号 令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第23 議第79号 令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第24 議第80号 令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長(牧下恭之君) 日程第18、議第74号令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第24、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

(総務産業委員長 小路貴紀君登壇)

○総務産業委員長(小路貴紀君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第74号令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益4億7,328万円、事業費3億3,270万円で、差引き1億4,058万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1億円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入3億3,098万円、資本的支出6億597万円となり、差引き不足額2億7,499万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,055万円、建設改良積立金5,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億8,444万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億5,000万円については、建設改良積立金に9,965万円を積み立て、一般会計に35万円を納付、資本金に5,000万円を組み入れる処分を行うとの説明

を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、収益的支出について、不用額となることが判明した時期はいつか、不用額と判明した時点で次年度の工事を前倒しで実施できるのではないかとただしたのに対し、収益的支出のほとんどが年間を通して必要となる経費であり、不用額は年度末頃や決算整理時に判明する。そのため前倒しする工事の工期が確保できないため次年度の工事を前倒しての実施はできないとの答弁がありました。

また、年間総配水量と有収水量について、建設改良を行って管路を耐震化している割には有収率が1.08%も落ちているのはなぜかとただしたのに対し、調査・修繕を行っているが、耐用年数を過ぎていた水道管等が多くあり、漏水が増えている。本市の有収率は84.28%であり、類似団体平均の81.27%を上回ってはいるが、大事な水をできるだけ無駄にすることがないように対策を計画しているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第75号令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、上下水道局長から、下水道事業の概要説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益8億9,262万円、事業費8億7,888万円で、差引き1,374万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は170万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入4億3,062万円、資本的支出7億2,341万円となり、差引き不足額2億9,279万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,204万円、過年度分損益勘定留保資金625万円及び当年度分損益勘定留保資金2億7,450万円で補填しているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第76号令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

事務部総務課長から、事業概要、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき、詳細な説明

を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入82億6,105万円、収益的支出71億7,795万円となり、差引き10億8,310万円の利益となる。

消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は10億5,026万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入3億8,811万円、資本的支出9億5,888万円となり、差引き不足額5億7,077万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額3,284万円、減債積立金4億4,041万円、過年度分損益勘定留保資金9,752万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高35億5,280万円については、減債積立金に4億1,503万円、建設改良積立金に11億円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療機器の新規購入等について、予定どおりに更新できたのかただしたのに対し、各部署で立てた計画を集約し、予算編成時に病院全体で何を更新していくかを決定している。令和3年度に計画をしていた医療機器については、補助金を活用して購入できているとの答弁がありました。

また、建設改良積立金に係る建設計画について、時期等はどのように考えているのかをただしたのに対し、稼働後40年経つと、病院施設機能としては古い建物になるため積立てを行っている。現時点で時期については正確にお答えできないが、今後も情報を集めながら判断をしていきたいとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計50億1,739万円、歳出合計49億2,729万円、歳入歳出差引き9,010万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入100.5%、歳出98.7%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国庫補助金が前年度より減額になっている理由をただしたのに対し、前年度は、国庫補助金の災害臨時特例補助金に、7月豪雨災害と新型コロナウイルスに関する補助金が計上されていたが、今年度は新型コロナウイルスの補助金のみの計上となっているためとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第79号令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計4億2,443万円、歳出合計4億2,400万円、歳入歳出差引き43万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.5%、歳出99.4%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

いきいき健康課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計40億4,251万円、歳出合計37億2,153万円、歳入歳出差引き3億2,098万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入103.2%、歳出95.0%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、保険者機能強化推進交付金は、自治体の取組みの達成状況に応じて交付金が配分されるが、水俣市の評価についてただしたのに対し、評価の指標は、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化、ケアマネジメントの質の向上、多職種連携による地域ケア会議の活性化等の6つの指標が設定されており、令和3年度は県内45市町村中13番目であったとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、一般会計決算特別委員長岩阪雅文議員。

（一般会計決算特別委員長 岩阪雅文君登壇）

○一般会計決算特別委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

令和3年度の一般会計決算額は、歳入が211億3,414万円、歳出が199億7,468万円、差引11億5,946万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は10億9,683万円となった。

決算の主な内容は、まず、歳入のうち、市税は、市民税、固定資産税の減少等により、前年比

2.3%、約6,800万円減少した。

地方交付税は、普通交付税が約5億4,700万円、特別交付税が約6,600万円増加し、地方交付税全体で前年比11.8%、約6億1,300万円増加した。

国庫支出金は、特別定額給付金給付事業費補助金の減少等に伴い、前年比27.0%、約14億9,300万円減少した。

県支出金は、熊本県林業・木材産業生産性強化対策事業費補助金の減少等により、前年比6.5%、約1億500万円減少した。

市債は、市庁舎建替事業等により、前年比25.0%、約8億200万円増加した。

歳入全体では、前年比0.8%、約1億7,400万円の増加となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、退職手当の減少等により、前年比9.0%、約2億1,800万円減少した。

扶助費は、非課税世帯等臨時特別給付金事業の増加等により、前年比15.4%、約5億7,100万円増加した。

公債費は、災害復旧事業債の償還額の増加等のため、前年比1.0%、約1千600万円増加した。

義務的経費全体では、前年比4.8%、約3億7,000万円増加した。

投資的経費では、普通建設事業費は、水俣川河口臨海部振興構想事業の減少等に伴い、前年比11.5%、約2億6,600万円減少した。

災害復旧事業費は、市庁舎建替事業の実施等により、前年比73.0%、約13億5,500万円増加した。

投資的経費全体では、前年比26.1%、約10億8,900万円増加した。

その他の経費では、物件費は、ふるさと大好き寄附金事業の増加等で、前年比7.4%、約1億1,000万円増加した。

補助費等は、特別定額給付金給付事業の減少等で、前年比51.4%、約27億2,900万円減少した。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減少等で、前年比3.9%、約5,400万円減少した。

歳出全体では、2.5%、約5億1,300万円の減少となった。

次に、財政調整基金の3月31日の現在高については、7億3,062万2,000円で、前年度から約6,056万2,000円増加した。

市債の現在高は196億164万円で、前年度に比べて24億1,967万7,000円増加した。

これは、市庁舎建設事業等により市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標について、経常収支比率は85.3%と前年より11.4%改善された。

これは、歳入において地方交付税の増加等により、経常一般財源等が約5億5,700万円増加し

たこと、歳出において補助費等及び人件費のうち経常的な経費に係るものの減少等により、経常経費充当一般財源等が約4億9,900万円減少したことによるものである。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

このほか、将来負担比率は33.1%と前年より18.2%改善した。実質公債費比率は、9.8%と前年より0.9%改善した。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、みなくるバスについて75歳以上の無償化がスタートしているが身分証の提示についてただしたのに対し、75歳以上、障がい者の方により多く便利に使っていただくことが主旨なので、ほかの方法がないか十分検討したいとの答弁がありました。

また、土石流の危険地域いわゆるレッドゾーンに住んでいる方の固定資産税について緩和されているかただしたのに対し、レッドゾーンに指定された区域については評価において減価補正しているとの答弁がありました。

また、災害時に備える備品等の避難所への配付状況についてただしたのに対し、体育館やもやい館の大きなところには配付している。あとは倉庫に保管しており、要望等があればすぐに配付できるとの答弁がありました。

また、就労移行支援が延べ13人とあるが、水俣に就労支援施設があるのかとただしたのに対し、水俣市に就労支援施設はない。熊本の事業所とリモート等でやりながら1人の方が延べ13回行ったとの答弁がありました。

また、大腸がん検査の検査キットについて、職場で検診を受けると不要になると思うが、希望する人に配付する仕組みにできないかとただしたのに対し、無料クーポンと同時に送るものはそのようなこともあるが、やり方等は考えたいとの答弁がありました。

また、道の駅管理運営事業について、女性用のトイレができたばかりだが、水こぼれなどで床が汚く見えるので、もったいないと感じている。トイレの清掃委託も含まれるかとただしたのに対し、インフォメーションセンターにトイレがあるのでその分も含まれる。床面の仕上げ等の課題もあるので見直していきたいと思うとの答弁がありました。

また、稚アユ放流事業委託料について、どのくらいの効果があるかとただしたのに対し、主な目的は水産資源の保護、河川環境の維持で覚書を締結しており、水俣川漁業協同組合に委託している。経済につながっているかについては把握していないが、まずは同組合と話をし、検討したいとの答弁がありました。また、以前は稚魚を養殖していたが、今もそうしているかとただしたの

対し、今も中間育成して放流しているとの答弁がありました。

また、袋インターの用地については、地権者との話はすんでいるかとただしたのに対し、用地買収が終わってないところが4筆あるとの答弁がありました。

また、タブレットが導入されたが、バッテリーの交換費用などについて国や県の補助があるかとただしたのに対し、維持管理費については、本市だけでなく全国の自治体の問題となるので、国、県への要望等をしていきたいとの答弁がありました。

最後に、依然として厳しい財政状況は続くと思われませんが、今後も各事業の適正な評価と適切な見直しを行い、最小の経費で最大の効果を上げていただくようお願いします。

また、令和3年度においては、市営住宅使用料の滞納も含めた収納率が100%との報告もあり、真摯に業務に取り組んでいる職員の皆様に敬意を表します。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年10月14日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第74号	令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第75号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年10月7日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第76号	令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第78号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第79号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

議第80号	令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
-------	--------------------------	-----	------

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年10月26日

一般会計決算特別委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第77号	令和3年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（牧下恭之君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第74号令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について及び議第76号令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第75号令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び議第77号令和3年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第80号令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長から、人事案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

ただいま市長から議第96号教育委員会委員の任命についてが提出されました。

この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって議第96号教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議第96号 教育委員会委員の任命について（日程追加）

○議長（牧下恭之君） 議第96号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

議第96号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和4年12月1日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市栄町1丁目1番19号

氏 名 平尾 雅述

生年月日 昭和30年11月25日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第96号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の平尾雅述委員の任期が令和4年12月19日をもって満了となりますので、引き続き同氏を任命したく、御提案申し上げる次第であります。

平尾氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第96号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第96号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明2日から12日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、13日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により13日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は5日正午まで、議案質疑の通告は13日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時58分 散会

令和4年12月13日

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和4年12月13日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時20分 散会

（出席議員） 16人

牧下恭之君	杉迫一樹君	平岡朱君
高岡朱美君	渕上茂樹君	木戸理江君
小路貴紀君	桑原一知君	田中睦君
藤本壽子君	岩阪雅文君	岩村龍男君
谷口明弘君	真野頼隆君	田口憲雄君
松本和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局長（岡本広志君）	主 幹（中村亮彦君）
主任（藤澤亜未君）	主任（森ちひろ君）

（説明のため出席した者） 16人

市長（高岡利治君）	副市長（小林信也君）
総務企画部長（中谷衛君）	福祉環境部長（高三瀦晋君）
産業建設部長（本田聖治君）	産業建設部次長（田中真也君）
教育長（小島泰治君）	病院事業管理者（坂本不出夫君）
上下水道局長（金子昌宏君）	総合医療センター事務部総務課長（上田敬祐君）
総務企画部市長公室長（鎌田みゆき君）	総務企画部総務課長（岩井浩昭君）
総務企画部地域振興課長（柿本英行君）	総務企画部財政課長（岡本夫美代君）
産業建設部土木課長（山村良一君）	教育委員会教育課長（設楽聡君）

○議事日程 第2号

令和4年12月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1 小路貴紀君 | 1 第6次水俣市総合計画について |
| | 2 国家資格等を必要とする任用の状況について |
| | 3 学校施設の老朽化対策について |
| 2 岩村龍男君 | 1 環境にやさしい再生可能エネルギーとまちづくりについて |
| | 2 中学校部活動の地域移行について |
| | 3 市内の道路整備について |
| 3 杉迫一樹君 | 1 市立総合医療センターの障がい者雇用状況について |
| | 2 みなくるバスのバス停の安全な利用環境について |
| | 3 リ・グラスロードの整備・管理状況について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、山村土木課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 皆さん、おはようございます。真志会の小路貴紀です。

熱狂冷めやらぬ2022 F I F Aワールドカップカタール大会は早くもベスト4の戦いとなっておりますが、日本代表の快進撃は国民へ勇気と感動を与え、国内外から称賛の声が送られていることは周知のとおりです。

オリンピックよりも世界で観戦する人が多いと言われるワールドカップで、新しい景色はかなわなかったものの、新しい時代を切り開いた日本代表、キャプテンの吉田麻也選手は、敗れたクロアチア戦後に「多くの子どもたちがこの試合を見て、サッカーに夢をはせて、ときめいて、またサッカー選手になりたいと思う子どもたちが増えて」と願い、大人がとかく言うのではなく、子どもたちが自ら感じ取ってくれることへの大いなる期待を語っていました。

戦いの裏にあったロアッソ熊本の応援グッズである焼酎の紙パックから手作りされた折り畳みハリセンが350個集められカタールの地へ渡った話、現地で日本人サポーターがゲーム終了後のスタジアムを掃除した話、日本代表がクロアチア戦後のロッカーをきれいに掃除して感謝の折り鶴を置いてきた話など、日本人の支え合いや謙虚さといったまさに侍魂を思わせる国民性のすばらしさに改めて気づかされました。

では、通告に従い質問に入ります。

1、第6次水俣市総合計画について。

基本計画が第1期から第2期へ移行する時期に際して、市民アンケートの結果を踏まえ、以下質問します。

- ①、第1期基本計画の総括はどうか、お尋ねします。
- ②、本年度実施した市民アンケートの結果をどのように分析しているか、お尋ねします。

2、国家資格等を必要とする任用の状況について。

組織運営や事業実施のために必要な方の定着、特に非正規の処遇改善の重要性を踏まえ、以下質問します。

①、本市の行政業務において、国家資格等の保有を義務づけて任用している者は何人いるか、お尋ねします。

②、その義務づけて任用している者の正規及び非正規等の雇用形態はどうなっているか、お尋ねします。

3、学校施設の老朽化対策について。

老朽化対策の現状確認と、特にプールの老朽化対策に向けた有効策の提起を踏まえ、以下質問します。

①、小中学校における校舎等の老朽化に対する修繕に関して、今後の施設整備計画はどうか、お尋ねします。

②、また、今後の施設整備計画に伴う費用はどうか、お尋ねします。

③、老朽化への対応として優先的に取り組むべき案件は何か、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、第6次水俣市総合計画について、順次お答えします。

まず、第1期基本計画の総括はどうかとの御質問にお答えします。

第6次水俣市総合計画の第1期基本計画においては、各施策に掲げる「目指す姿」の達成に向け、取り組んでまいりました。

具体的には、各施策に対応する具体的な事業を取りまとめた実施計画を毎年作成し、約170の事業について、進捗管理と効果の検証を行ってまいりました。計画策定時に想定されなかった新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、事業の実施方法の見直しや事業そのものを中止せざるを得ないこともありましたが、こうしたコロナの影響を受けた事業を除くと、事業効果を図る成果指標の7割が計画策定時の基準値を上回っており、一定の進捗があったと考えております。

次に、本年度実施した市民アンケートの結果をどのように分析しているかとの御質問にお答えします。

本アンケートは、第2期基本計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しております。対象者は、16歳以上の市民1,000人で、郵送した調査票を返送していただく郵送調査法により実施しております。有効回答数は281人であり、分析業務を委託した熊本県立大学からは、統計的に有効な結果が得られたとの評価をいただいております。調査に御協力いただきました市民の皆様に対しましては、この場をお借りして御礼を申し上げます。

熊本県立大学からの報告書によりますと、総合計画の各施策に対する市民の評価として、環境分野については、全ての施策で満足が不満を上回っており、市民に高く評価されています。これはこの4年間における環境分野の取組の成果であると考えられます。一方で、産業・経済や行政経営の分野におけるアンケート結果については不満が多く、課題の大きい分野と考えられるとのことでした。

産業・経済分野における不満は、地域経済を元気にしてほしいという市民の皆様の強い願いからきていると考えますので、その願いをしっかりと受け止め、実現していくための取組を推進してまいります。

行政経営の分野についても、様々な御意見をいただいておりますので、市民の皆様の信頼を得られるよう、市民の気持ちに寄り添った業務運営に努めるとともに、ICT等を活用してより効率的で効果的な市役所の組織づくりに取り組んでまいります。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 第1期基本計画は、コロナ禍の影響はあったものの一定の進捗があったとの総括でした。成果未達の事業については、コロナ禍といった明らかな原因によるものとそうでないものに区分して考える必要があると思います。

総合計画の基本目標は政策分野ごとに、1つ、経済・産業、2つ、教育・文化、3つ、保健・医療・福祉、4つ、環境、5つ、生活基盤、6つ、行政経営が柱となっております。市民アンケートによれば、環境分野の満足度が高く、産業経済や行政経営分野への不満が多いとのことでした。

議会では全員協議会にて説明を受けておりますが、拝見したアンケートには住民評価として、不満よりも満足が上回った比率が示されており、産業・経済が6.7%、教育・文化が30.4%、保健・医療・福祉が38.9%、環境が100%、生活基盤が71.4%、行政経営が8.3%となっております。

総合計画は本市の目指すべき将来の姿とその実現に向けて市民と共に進むべき方向を示したもので、市の最上位の計画として策定するものとあります。本市の事業実施にあたっては、国や県からの交付金、補助金の支援を受ける際には総合計画が根拠となります。市職員の熱意、市民や高校生のワークショップ、有識者会議など、多くの方々の参加によって素案が策定され、最終的には議会の承認を得る必要があります。

振り返りますと、平成31年3月定例会において、8年間の基本構想及び第1期4年間の基本計画を審議した際、先ほど申し述べた政策分野ごとの6つの基本目標のうち、環境が4番目に位置づけられ、取組が後退しているとの意見、一方、6つの基本目標には、取組の順位づけはなく、全てが重要な取組の柱であるといった意見の対立があり、議会採決の結果は、反対少数の賛成多数で全会一致には至りませんでした。

市職員の熱意、市民参加型で策定された最上位の総合計画が議会の一存でベクトルが違ってしまったことへの落胆を思い出しました。アンケートの結果から見れば、環境分野に対する市民の満足度は100%であり、取組や意識は十分に浸透しているといえます。

第1期スタートから4年、環境分野が4番目だとか、順位づけではなかったことがやっと分かってもらえたであろうと思う次第です。

さて、アンケートの結果から数点確認したいと思います。

水俣市が好きですかと、住みやすさに関する2つの設問に対しては、好意的で高い評価がある一方、水俣市の活気に対しては非常に評価が低くなっております。コロナ禍でイベントなどの中

止が多く、人が集まる機会が激減したことも要因でしょうが、企業活動の低迷も空気感として市民が感じることもあるかもしれません。

そこで質問します。

これから水俣市の活気を醸し出していくために必要なことは何か。産業・経済分野への不満に対しては喫緊の課題であると認識します。本市での独自事業や福祉施策も財源確保が必須です。地場企業及び雇用者からの税収入はもとより、多くの企業が社会福祉団体やスポーツキッズサポーター基金などへ浄財を寄附していただいております。

私も企業に勤めておりますが、今以上に市民総意で地場企業を応援していきたいと思う一市民です。あえて言うことでありませんが、地場企業を大事にしない自治体があるとか聞いたことがあります。地場企業への支援による働く場の確保や創出があつてこそ、水俣に住み続けられるものです。

11月12日に久しぶりにみなまた産業団地まつりが開催されました。私は唯一の友人とも言える桑原議員と足を運びましたが、親子連れで地元企業めぐりをされ、それぞれの会社の事業取組を直に知り、粗品の紙袋をたくさん下げられている光景を目にして改めて大切な機会だと感じました。

そこで質問します。

市民の満足度向上には、産業・経済分野の活性化も重要な要素であり、そのためには地場企業が元気であることが必要だと思う。地場企業を元気にするためのさらなる取組も必要ではないか。

水俣病に関してはいろんな立場や視点から多様な意見があっております。JNCに勤める立場からも真摯に受け止めるところです。水俣病の教訓を知ってもらい、引き継いでもらうために、水俣で生まれ育った子どもたちに学んでもらうという考えがあります。確かに必要な部分あると思います。でも私は以前も申し述べましたが、水俣で生まれたというだけで大人の利己的な考え方で子どもたちに何かを強いることはしたくありません。子どもたちが背負わなくてもいいように大人が果たす役割が別にあるだろうとの思いです。

水俣で生まれ育ったことに誇りが持てない、大きくなって市外へ出たときに堂々と水俣出身と言えない、こういった状況や環境、空気感というものを子どもたちが育っていく中で、恐らく自分たちでつくっているわけがなく、私たち大人が放置し続けてきた結果ではないでしょうか。

水俣出身と言えない、そういうふうな御苦勞された時代があつたことに目を背けるつもりはありませんが、公式確認から66年がたった今の子どもたちにも同じ感情を抱かせてしまっているのであれば、心の傷のようなものを取り除いてやること、そして、育つ過程でそういった感情を抱かせない環境を小さい頃からつくってあげることも水俣病の教訓ではないでしょうか。

また、水俣市の現状、今の美しい海の姿を知らない方々からの水俣の魚は食べられますかというお尋ねも根強くあります。漁業従事者の方も、漁師市を開催されるなど、努力されておりますので、もっと市外からの入込客向けにイベントやフェアを大々的に実施することで、水俣の魚は大丈夫だという教訓を発信してほしいと思います。

そこで質問します。

水俣で生まれ育った子どもたちの心情に向き合い、堂々と水俣出身と言えるようにしてやること、魚の安全性やおいしさを今よりももっと発信する取組も水俣病教訓の在り方ではないかと思うがいかがか、以上3点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、水俣の活気を醸し出していくためには何が必要かという御質問でございました。

小路議員御指摘のとおり、市民アンケート調査におきましては、半数以上の方が活気のなさを感じておられており、同時に産業や経済の分野における御意見、そして御要望が非常に多くなっております。

こうした点に対応するために本年度から取り組んでおる3つのビジョンの1つといたしまして、活力生まれる水俣というビジョンを掲げました。人が集まる場所には活気が生まれます。物が集まり経済が回ります。そこからまた活力が生まれ、ここに住んでよかったという喜びが生まれます。この好循環を生み出すために、水俣の強みである優れたスポーツと観光拠点のエコパーク水俣を入り口といたしまして、市内全域に人の流れを生み出すことで地域経済が潤い、市民の皆様は活力を実感をしていただけるものと考えております。まずは、昨年度立ち上げましたスポーツコミッションみなまたの活動を推進し、大規模なスポーツ大会や合宿の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目といたしまして、市民の満足度向上のためには産業や経済の分野、こういったものの活性化が重要な要素であると、また地場企業を元気にするためにはさらなる取組も必要ではないかという御質問でございます。

本市におきましては、小路議員御指摘のとおり、地域の経済や産業を強くして市民の満足度を高めるために、これまでも様々な施策を行ってまいりました。特に、地場企業が地域経済を支える柱であるとの認識の下、地場企業支援に重点を置いた施策を展開をしております。

その一環といたしまして、今年度から新たに市外に支店等を設置し、事業継続の活路を見出す事業者を支援をいたします水俣市市場開拓チャレンジ支援補助金を創設をいたしました。しかしながら今後の社会情勢の変化に伴い、地場企業の経営課題はますます増加していくものと考えら

れております。本市としましては、さらに地場企業の事業継続、事業拡大を後押しするような新たな施策を検討し、地域経済の活力の創出による市民の満足度向上につなげてまいりたいと考えております。

最後3点目、水俣で生まれて育った子どもたち、この子どもたちに向き合って堂々と水俣の出身と言えるように、また水俣の魚の安全性、そしておいしさを発信することも水俣病の教訓の発信の在り方ではないかという御質問でございます。

御指摘のとおり、子どもたちが郷土愛と誇りを持って堂々と水俣出身であると言えること、そしてその子どもたちが次の水俣市を盛り立てていくこと、この流れをつくっていくことが我々大人の、そして行政の責務であると考えております。

水俣湾の魚介類の安全性に係る科学的な評価につきましては、熊本県の所掌ではありますが、熊本県も、地元自治体である水俣市としましては魚の安全性やおいしさを発信していくことは、水俣病教訓発信の重要な取組の1つであると考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 魚のおいしさを発信するために、水俣・芦北のとか、不知火海の海の幸などの枕言葉で和紅茶サミットのようなイベント、あるいは熊本鶴屋でのフェアができないだろうか、言うはやすく行うは難しですが、勝手な思いが浮かびます。

子どもたちの心の傷を取り払って喜んでもらうには、水俣のイメージアップが広く知れ渡ることが大事ですし、その一助になるのであれば、水俣のよさを取り上げてもらえるような取材ネタを報道各社へ積極的に発信していただきたいと思います。

アンケートには、議会に対する厳しい御意見もありました。自ら襟を正すとともに、要望については、今後議会での議論が問われていることも真摯に受け止めなければならないと感じました。

それでは最後に質問いたします。

次の第2期基本計画の策定に向けた進捗及び今後の予定はどうなっているか。

次に、第2期基本計画で目指すべき方向性や本市のビジョンはどう考えているか。

以上2点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員3回目の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目が、第2期の基本計画の進捗状況、それから今後の予定はどうなっているかという御質問でございます。

第2期基本計画の策定に当たりましては、水俣市総合計画策定審議会に諮りまして、様々な御

意見を頂戴しながら策定作業を進めております。

去る10月4日の策定審議会では、市民アンケート調査の結果を御説明し、審議会で議論をしていただきました。直近の12月6日の策定審議会では、第2期基本計画の素案について、委員から御意見を伺ったところです。また、この間、市議会に対しまして去る10月26日に経過報告として、全員協議会において説明を行っており、来る12月15日に素案について説明をさせていただく予定であります。

その後の予定といたしましては12月21日からパブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く御意見を伺う予定です。その後、策定審議会から答申を受け、3月市議会定例会に計画案を上程する予定といたしております。

2点目の第2期基本計画で目指すべき方向性やビジョンはどうなっているかという御質問でございます。

第2期基本計画におきましては、第1期基本計画で示されました基本理念や将来像を基本としつつ、新たに3つのビジョンやデジタル技術の活用を重点施策として位置づけ、これらを強化して推進していくこととしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、国家資格等を必要とする任用の状況について答弁を求めます。

岩井総務課長。

（総務企画部総務課長 岩井浩昭君登壇）

○総務企画部総務課長（岩井浩昭君） 次に、国家資格等を必要とする任用の状況について、順次、お答えします。

まず、本市の行政業務において、国家資格等の保有を義務づけて任用している者は何人いるか、との御質問についてお答えします。

現在、国家資格や都道府県知事の免許等を必要とする資格免許職として、総合医療センターを除く市が採用した職員として、保健師9名、管理栄養士3名、学芸員2名、図書司書1名、保育士1名、看護師3名、消費生活相談員2名、スクールソーシャルワーカー3名、女性相談員1名、子ども家庭相談員1名が在籍しています。

次に、その義務づけて任用している者の正規及び非正規等の雇用形態はどうなっているのか、との御質問についてお答えします。

保健師は9名全員が任期の定めのない職員、いわゆる正規職員です。管理栄養士は3名中1名が正規職員で2名が会計年度任用職員、学芸員は2名全員が正規職員であり、図書司書の1名、保育士の1名、看護師の3名、消費生活相談員の2名、スクールソーシャルワーカーの3名、女性相談員の1名及び子ども家庭相談員の1名は全員が会計年度任用職員です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ただいまの答弁からしますと、乳幼児期の子育てから高齢者支援に至る福祉分野のウエートが大きく、特に非正規である会計年度任用職員となれば、その傾向は顕著であると思われます。会計年度任用職員の採用については通年で必要なタイミングにて募集がなされております。

現在も市ホームページに募集が掲載されておりますが、その中には保育士資格を有し、かつ実務経験が求められるものもあります。

国家資格等を義務づける会計年度任用職員の募集に対しては時給といった報酬額への納得性、また任期期間後に引き続き働ける確約がないことで、働く側の希望とのミスマッチも多々あると思います。一般的な時給の設定について、行政側が特段の優遇をすれば民業圧迫になるため、それはできないと十分理解しております。

仮に、国家資格等を保有する非正規の方が主たる給与所得者の配偶者として扶養されているか否かで、報酬に対する納得性は変わってきますので、単純に非正規の方を正規等に登用しさえすれば解決することではないとの認識は持っています。

しかしながら、国家資格等を義務づけて任用し、職務を命じている者が欠員となった場合、雇用形態が正規か非正規かに関係なく、組織運営に支障を来したり、事業実施が滞るといった影響が今後発生しないと言い切れないのではないかとの問題意識から今回確認させていただきました。特に国家資格等を義務づけての任用が非正規の方に偏っている、言い換えれば重くのしかかっている現状からすれば、定着を高める取組が今後ますます重要になると考えます。非正規で数年の勤務を経験し、ノウハウを蓄積され、引き続き、やりがいを持って定着していただくための時給見直しもあっていいのではないのでしょうか。

民間においては、勤続年数や職務経験を考慮して時給の見直しが行われることは普通です。引き続き働いてくれると思っていた方が今よりも処遇がよくなる民間へ急に転職される可能性は十分にあることから、行政側でスタンダードと思っていたことが通用しなくなると考えるべきではないのでしょうか。

今後、移住・定住に力を入れていくのであれば、国家資格等を義務づけて採用する場合は、Uターン者枠を設けるといった柔軟さもあっていいのではと思う次第です。

そこでまず質問します。

これまでの固定概念での雇用形態にとらわれず、非正規から正規等への処遇改善やUターンを促す意図的な採用といった柔軟かつ新たな発想によって、国家資格保有者の定着を高めつつ、やりがいを持って従事してもらうことも必要になってくると思うが、いかがかお尋ねいたします。

国家資格等を義務づけた方が欠員となれば、当然補充するための採用が必要となります。会計

年度任用職員として採用するため、一般募集しても確保できない可能性も考えられます。その対策として、本市が優先的に必要と定義づける国家資格等を保有している市民情報を適正な方法で把握できる仕組みづくりがあってもいいのではないかと思います。実務経験があつて、いろんな事情で現在は職に就かれておらず、家庭などで落ち着かれている方に行政からアプローチしやすくするためです。

そこで質問いたします。

本市が優先的に必要と定義づける国家資格等を保有している市民を人材バンクへ登録できる制度を検討してみてもいかがか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 小路議員2回目の質問にお答えします。

1つ目ですけれども、非正規から正規などへの処遇改善とかUターンの方を採用するといった柔軟かつ新たな発想で国家資格有資格者の定着を高めつつ、やりがいを持って従事してもらうことも必要じゃないかという御質問でした。

議員御指摘のとおり、いわゆる正規職員だけでなく、会計年度任用職員も含め、全ての職員がそれぞれの有する資格やスキルなどの能力に応じた適正な処遇を得て、やりがいを持って業務に従事することが職員の定着につながるものと考えます。

本市においては、会計年度任用職員として勤務した者が採用試験を受けて、いわゆる正規職員として採用されるケースやUターンの転入者が採用されるケースは少なくありません。引き続き、こうした優秀な人材を採用し、定着が図られるよう、募集や処遇の在り方を含め、検討を進めてまいります。

続きまして2つ目の御質問ですけれども、市内の有資格者を市にエントリーしてもらうような人材バンクの検討をしてはどうかという御質問でした。

本市におきましては、有資格者の募集人数が少ないことから、市単独で人材バンクのような仕組みを設置、管理することは困難かと思われませんが、ハローワークなどに連絡・相談するなど連携を取りながら採用を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 仮に採用募集しても応募がなく、国家資格等を義務づけた方の欠員が続くことは避けなければいけません。苦肉の対応であっても、行政側から個々人に対して採用のアプローチをすると優遇だとか便宜を図ったなどと要らぬ疑いをかけられるかもしれませんので、公平・公正を保つ人材バンクの検討を提案した次第です。

今後、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づく子ども家庭総合

支援拠点の併存を見直し、子育て世帯を包括的に支援することも家庭センターの設置が求められております。

国家資格等を義務づけて任用している方の関わりには、非正規の方も含まれます。また、水俣市社会福祉協議会や水俣市社会福祉事業団においては、国家資格等を義務づけた任用、非正規の方の関わりについては、より密接になってくるかと思っておりますので、フォローをお願いしたいと思っておりますが、この場で質疑はいたしません。

いずれにせよ、国家資格等を義務づけて任用している方は、正規または非正規に関係なく、市民の方からすれば1人の市職員です。行政職として定着を高めるためにも、特に非正規の方が引き続きやりがいを持って働き続けてもらえる環境づくり、処遇改善に向けて現状を打破する変革・改革を大いに期待しまして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校施設の老朽化対策について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校施設の老朽化対策について、順次お答えします。

まず、小中学校における校舎等の老朽化に対する修繕に関して、今後の施設整備計画はどうなっているかとの御質問にお答えします。

令和2年度に策定した水俣市学校施設等長寿命化計画に基づき、外壁等の非構造部材の耐震化、老朽化したトイレの改修、体育館照明のLED化等の事業を計画しております。

次に、今後の施設整備計画に伴う費用はどうなっているかとの御質問にお答えします。

先ほど述べた外壁等の非構造部材の耐震化、老朽化したトイレの改修、体育館照明のLED化等の事業を計画しており、水俣市中期財政計画において、令和4年度から令和8年度までの期間に3億6,578万2,000円を見込んでおります。

次に、老朽化への対応として優先的に取り組むべき案件は何かとの御質問にお答えします。

本市の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建築された建物が多く、長期的に児童生徒の減少が見込まれる中で、いかに老朽化対策を実施していくかということが大きな課題となっております。その中でも、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごせる環境を確保するために、外壁やトイレの改修に優先的に取り組むべきであると考えております。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水俣市中期財政計画において、総額3億6,000万円強を見込んでいたとありましたが、風呂敷を大きく広げた結果ではなく、恐らく本市の財政状況からすれば絞った上での見込み額ではないかと推察するところです。

小中学校ごとの規模の違いはあるものの、必要な施設を一定水準全てそろえるというのは、将

来的な児童生徒の減少が見込まれる中で、一層厳しく、難しくなっていくことも必然だろうと思います。そういった中、全体的な老朽化対策のうち、本市の学校プールの老朽化を懸念しております。経年劣化等による漏水の原因箇所を特定することは非常に難しく、余計な水道代負担にもつながります。

そこで、本市の小中学校プールの現状について4点質問します。

- ①、各小学校プールの築年数はどうなっているか。
- ②、プールの老朽化対策に要する費用はどの程度であると考えているか。
- ③、新庁舎建設に伴い、第一小学校のプール付近まで土地活用した場合を想定して、プール新設について積算したと思うが、そのときの費用は幾らだったか。
- ④、小中学校でプールを使用する時期の水道や薬品代、保守点検等は幾らか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。4点ございました。

まず1点目ですけれども、各小中学校のプールの築年数はどうなっているかとの御質問でございました。

本市の小中学校プールは全て設置後30年を経過しており、一番古いプールが昭和38年に整備した水俣第一小学校及び水俣第二小学校プールであり、設置後59年が経過をしております。

2点目なんですけれども、プールの老朽化対策に要する費用はどの程度と考えているかとの御質問でした。

各小中学校のプール施設に対しては、令和元年度から令和4年度までの平均で年間約170万円程度の修繕料が発生をしております。さらに、プールの老朽化に伴い、プール全体の塗装工事が必要となった場合には、1校当たり600万円から700万円程度の費用が発生すると考えております。

3点目ですけれども、新庁舎の建設に伴い、水俣第一小学校のプール付近まで土地活用した場合を想定してプール新設について積算したと思うけれども、そのときの費用は幾らだったかとの御質問でした。

当時は約6,000万円程度と想定をしておりましたけれども、昨今の物価上昇等の影響により、さらに費用が増加するものと想定をされます。

最後4点目ですけれども、小中学校でプールを使用する時期の水道や薬品代、保守点検等は幾らかとの御質問でした。

令和元年度から令和4年度までにかかった費用を平均しますと水道代は年間約130万円、薬品代は年間約77万円、保守点検等の費用は年間約40万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 答弁いただいた金額を整理しますと、プール維持の修繕料及び水道代、薬品代、保守点検等の費用が11校合計で年間約417万円、プール全体の塗装工事が必要となれば、11校合計でマックス7,700万円、プールの新設または大規模改修となれば、規模の大小はあるかもしれませんが、11校合計で6億6,000万円となります。

プール全体の塗装工事が必要となった場合、また改修や新設が必要となった場合の想定や仮定の話は、恐らく水俣市中期財政計画には見込まれていないと思います。

熊本市においては、学校プールの老朽化対策について、昨年から教育委員会、学校関係者、PTA、有識者、民間プール運営団体が一緒になって、熊本市学校プール再編懇談会として協議が始まっております。

距離が近い隣接学校同士でプールを共有・使用する案、民間プールを活用し、インストラクターも含めて水泳授業を委託する案が出され、早くも本年からは民間プール活用のモデル事業がスタートしております。本市に置き換えますと、民間ではありませんが、総合体育館プールの活用が考えられます。

新施設を有効活用することで、利用者の稼働率が上がるとともに、小中学校におけるプール新設等の投資が抑止できれば、まさに生きたお金の使い方になります。

一方、幾つかの課題もあると思います。学校と総合体育館プールの行き来の足を確保しなければなりません。でもスクールバスを使用すれば、登下校の行き来以外での有効活用になりますし、運転手を増やす必要があれば、結果的には雇用創出につながるプラス面があります。また、夏休み前までに水泳授業を集中して行わなければならない現在の縛りもあるでしょう。でも、温水プールであれば秋くらいまで授業を分散することも可能ですし、屋外プールと比べて天候にも左右されないメリットがあります。また、現状は学校ごとのプール使用のため、1時限授業の設定になっています。学校ごとの距離の違いはありますが、総合体育館プールの行き来となれば、時間を考慮する必要があります。今の1時限授業であっても、学校内移動や着替えで実質ロスする時間も発生しておりますので、思い切って2時限授業で時間割を編成するといった改革があってもいいのではないのでしょうか。また、インストラクターとして水泳協会並びに所属されている年輩者の協力と連携が図られれば、教職員の負担軽減及び授業支援につながり、地域からのスーパーティーチャー確保による授業力向上も大いに期待できます。

地域の年輩者と子どもたちが交流することで年輩者は生きがいややりがいを感じることで、子どもたちは社会の大先輩に対して尊敬の念を覚えることができ、教職員も含めた関係者にとって大変有益と考えます。

水泳といえば高岡市長、高岡市長といえば水泳とお酒が強うございます。高岡市長にはいつもお願いばかりで恐縮ですが、ぜひとも御尽力を賜りたいと存じます。

もちろん平日も総合体育館プールを利用される市民の方々の理解を得る必要があることは重々承知しております。また、先ほど申し上げたとおり、各学校に必要な施設を一定程度全てそろえる中にプールも含まれますが、今後、老朽化対策で必要とされる億単位のハード事業、年間の維持管理費に一喜一憂せずとも市保有の既存施設を有効に活用する視点で中長期的なソフト事業としてカバーすれば費用対効果はもとより、現状よりも授業力向上が図られるといったメリットを十分に享受できると考えます。各学校でプールを使用しなくなれば、水道事業会計に影響を及ぼすことも考えられますが、元をたどれば財布は一緒です。

そこで2点質問します。

今後のプールの老朽化及び対策を見据えた上で、まずは総合体育館プールを有効に活用していくことを考えるべきではと思うがどうか。

2つ目に、水泳授業として、総合体育館プールを活用する場合、関係先との連携で教職員の負担軽減や子どもたちにも学びのよい環境を提供できる、どのようなメリット及びデメリットを想定するか、以上2点質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

1点目なんですけれども、今後のプールの老朽化及び対策を見据えた上で総合体育館プールを有効に活用していくことを考えるべきではないかとの御質問でした。

今年度、プールの老朽化が著しい湯出小学校におきまして、総合体育館プールを活用して水泳の授業を行いました。その際にはインストラクターの指導を受けるなど、子どもたちにとって学校のプールではできないような経験ができ、非常に有意義であったとの報告を受けております。

以上のことを踏まえまして、今後は各小中学校のニーズ及びプールの状況等を考慮しながら総合体育館プールを活用した水泳の授業について検討したいと考えております。

2点目ですけれども、水泳の授業として総合体育館プールを活用する場合、どのようなメリットとかデメリットを想定するかとの御質問でした。

まずメリットとしましては、学校のプールに関する維持管理費の削減、プール管理に要する時間の削減による教職員の働き方改革、インストラクターによる指導を受けられることなどが想定をされます。一方で、デメリットとしましては、総合体育館までの移動手段や移動時間の確保が必要になることが想定されます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩村龍男議員に許します。

（岩村龍男君登壇）

○岩村龍男君 皆さん、改めましておはようございます。自由民主党自民会派の岩村です。どうぞよろしくお願いいたします。

新庁舎業務開始より1年が過ぎました。高岡市長をはじめ、職員の皆さんにおかれましては忙しく大変な1年だったかと思えます。また、コロナ禍の生活習慣も来年2月で3年が経過します。

そのような中、先月議会の動きとして延期になっておりました常任委員会と会派の視察研修を行いました。私が所属する厚生文教常任委員会の視察研修は、岡山県内の3つの行政視察研修を行いました。

1つ目は、浅口市、人口3万3,454人、天文のまちあさくち・観光・教育・推進事業の取組を、人口減少に歯止めがかからない状況を打破するために天文のまちとして資源イメージを活用した事業の立ち上げの実施を。2つ目は高梁市、人口2万7,930人、図書館の運営について、民間のカフェの導入や本の販売、週末には駅と併設している立地的な条件を生かしたイベントの開催など、入込客や流動人口につながる図書館の新しく工夫した運営を。3つ目は総社市、人口6万9,696人、教育特区の取組について、特に英語特区を平成26年4月から開始されており、幼稚園から小学校、中学校が連携した一貫性のある英語教育を提供し、国際的な視野を身につけた人材育成を目的に地域を超えた学校校区の選択ができる取組を研修いたしました。

今回、研修を受け入れていただいた3つの自治体について感じたことは、先進的な取組へのチャレンジが基本ベースになっていると思えました。今も昔もですが、チャレンジすることが物事はいい方向に進むということを改めて認識いたしました。3つの自治体の職員の皆さんの熱い思いが伝わってきたよい研修となりました。

また、会派視察においては大阪府の豊中市と兵庫県の伊丹市が県境を越えての広域ごみ処理施設の運営について研修を行いました。国内でも恐らく先進的な運営で、ごみ処理については、各都道府県において条例等も違うと思えます。その中での県境で隣接している行政が広域処理に取り組まれていること、また、施設の使用ですが、焼却炉は通常2基で運営し、処理していくところを3基設置し、3基とも通常運転し、発電しているとのことで、実践的な部分で100%に近い焼却炉の稼働には正直、研修を受けて勉強になりました。

近い将来、水俣クリーンセンターの焼却施設も検討する時期が来ます。その際にはぜひ担当される職員の方たちは、今回視察を行いました豊中・伊丹クリーンランドの視察に一度は行っていただきたいと思います。

今回、常任委員会、会派にて4つの行政視察を行いました。それぞれ特色のある事業への取組で、私たち議員はそのことを精査し、本市へ提案し、よりよいまちづくりを推進してまいります。

また私ごとですが、11月の上旬に水俣市の行政視察対応に立ち会う場面がありました。北海道七飯町の議員の皆さんの視察で、水俣市の環境への取組の題目での研修で、改めて環境モデル都市としての責務をしっかりと認識し、取り組んでいる担当課の説明を聞くことができました。

研修された七飯町の議員さんからも事業についてすごいですねの声もあり、職員の方の対応、説明に対し、誇りに思ったことを皆様にお伝えしたいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。

大項目1、環境に優しい再生可能エネルギーとまちづくりについて。

①、国は2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しています。本市は2020年に第3次水俣市環境基本計画を策定されているが、カーボンニュートラルについての方向性はどのようになっているのか。

大項目2、中学校部活動の地域移行について。

- ①、中学校における部活の意義はどのようなものなのか。
- ②、中学校部活動の地域移行の内容はどのようになっているのか。
- ③、今回の中学校部活動の地域移行の背景にあるものはどのようなものがあるのか。

大項目3、市内の道路整備について。

- ①、県道水俣港大黒町線の道路・改良工事の完成予定はいつ頃なのか。

また、市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の計画は、どのようになっているのか。

②、南九州西回り自動車道芦北出水道路の水俣市内の工事・進捗・状況はどのようになっているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、環境に優しい再生可能エネルギーとまちづくりについてお答えします。

国は、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン

ニュートラルの実現を目指すことを宣言しています。本市は2020年に第3次水俣市環境基本計画を策定されているが、カーボンニュートラルについての方向性はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

本市はこれまで、第3次水俣市環境基本計画及び水俣市環境モデル都市第二期行動計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、公共交通機関の利用の促進、公共施設における再生可能エネルギーの導入等に取り組んでまいりました。

現在策定中の水俣市環境モデル都市第3期行動計画では、国の目標設定に沿った内容の見直しを行う予定であり、これまでの環境に配慮した活動は継続しつつ、再生可能エネルギーの導入に関する新たな取組も検討しながら、環境モデル都市として2050年カーボンニュートラルを目指していきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。

環境モデル都市みなまたとしての独自の取組を期待いたします。

さて先月、11月12日、産業団地でのイベントで、水俣市で取り組まれている水俣水素研究会が水素の活用に関して御紹介をされておられました。このことについては、高く評価すべき取組だと思います。

私は、環境モデル都市みなまたとして、再生可能エネルギーで製造する水素、いわゆるグリーン水素エネルギーを使用したまちづくり、仮称ではありますが、グリーン水素タウンに取り組むことができないのか御提案いたします。

これによって作られるグリーン水素タウンとは、太陽光や水力といった再生可能エネルギーを確保し、その確保した再生可能エネルギーでグリーン水素を製造し、製造された水素により、物流や交通を動かし、同時に施設や住宅の空調や給湯にも活用していくまちのことです。

また、水素は、電気よりもより多くのエネルギーが貯蔵できるため、災害時の備蓄燃料としても貢献することが期待されます。これらを全て実現できるポテンシャルを水俣市は保持していると思います。

グリーン水素タウンの形成は、まちの利便性はもとより水素製造や利活用のための設備導入により、水俣市における経済の好循環やエネルギーの地産地消ができることとなります。

また、同時にグリーン水素タウンは国内には類がないため、水素関連のスタートアップ企業が集結することにより、一大研究拠点ができ上がることが期待されます。

また、このことにより、水俣市の環境先進的ブランド力がさらに向上し、環境好感度企業の誘致につながると考えます。これは、高岡市長の3つのビジョンである外貨を稼ぐ・選ばれる・活力生まれる水俣につながってくると思います。そして、何より2050年カーボンニュートラルの実

現の達成に大きく寄与するものだと考えます。

そこで質問ですが、水俣水素研究会を基盤にグリーン水素によるまちづくりを推進していくことについて、執行部のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 岩村議員 2 回目の御質問にお答えをいたします。

まず、水俣水素研究会、これを推進していくことについての市の考えはどうかという御質問でございますけれども、今年の 6 月議会におきまして小路議員から水素社会の実現に関する御提案もございましたが、2050 年におけるカーボンニュートラル社会の実現に向けて水素エネルギーの利活用の研究を行うために市職員を中心として関係者を含めたワーキンググループ、水俣水素研究会を令和 4 年 6 月に設置をいたしました。

現在、本研究会では、水素エネルギーの利活用における事例を研究するとともに、水素エネルギーの利活用において主力となる燃料電池車に着目をいたしまして、製造業、建設業、そして運輸業における業務用のフォークリフトやトラックなどへの活用の実現可能性、普及可能性を調査、研究している段階でございます。

したがって、岩村議員御提案のグリーン水素によるまちづくりにつきましては、今後の調査や研究を基に、カーボンニュートラル社会の実現に向けて関係者とも協議をしながら実現可能性を見極めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

ぜひ、グリーン水素によるまちづくりの実現に向けて頑張ってくださいと思います。環境モデル都市の中でも先進地として再度注目される水俣を一緒に目指していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

そこで 3 回目の質問ですが、提案になるかと思えます。

グリーン水素によるまちづくりについて、次年度に向け、庁内での専門的な企画部門の設置と官民連携会議等の開催の企画はできないかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員 3 回目の御質問にお答えをいたします。

水素のまちづくりにつきましての専門部門の設置、または連携会議の開催を計画してはどうかという御質問でございます。

庁内におけます専門的な企画部門の設置につきましては、まだ本市におきまして水素利活用の実現可能性等について研究の段階でございますので、引き続き水俣水素研究会において研究を進

めていきたいと考えております。

また、民間企業との連携につきましては、まずは水素が事業活動に活用可能であるとの認識を持っていただくため、例えばセミナーや勉強会、また意見交換会のような形から始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、中学校部活動の地域移行について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、中学校部活動の地域移行について、順次お答えします。

まず、中学校における部活動の意義はどのようなものかとの御質問にお答えします。

平成29年に文部科学省において告示された学習指導要領の中で、部活動は、生徒の自主性、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上並びに責任感及び連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものと示されています。

次に、中学校部活動の地域移行の内容はどのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

スポーツ庁及び文化庁を通じて、部活動の地域移行に関する検討会議における提言が示され、これまで学校の教員が指導してきた部活動について、令和5年度から令和7年度までの改革集中期間内に、まず休日の活動を地域移行することとされています。

次に、今回の中学校部活動の地域移行の背景にあるものはどのようなものがあるのかとの御質問にお答えします。

少子化の進展に伴う生徒数の減少により、特にチームスポーツにおいて編成ができなくなっており、既存の部活動を維持することは困難な状況にあります。さらに、競技志向、気軽に親しむことができるようなレクリエーション志向、障がいのある生徒への対応など、多様なニーズに応えることができない状況にあります。また、未経験種目の指導、休日も含めた指導及び大会への引率、運営への参画など、教員にとって大きな業務負担となっています。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

中学校における部活動の意義、今回の部活動の地域移行の趣旨・内容については、理解ができたところでございます。また、今回の部活動の地域移行の背景についても少子化問題からくるチーム編成や競技の多様化、先生たちの超過勤務の状態、本来の教育指導への影響など、様々な問題があること、改革の第一歩だとおおむね理解できたところでございます。

そこで2回目の質問ですが、本市における中学校部活動の現状と課題はどのようなになっている

のかが1点、次に、今回の地域移行に向けた進め方、その際に考えられる問題点はどのようなものがあるのか、2点お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

1点目ですけれども、本市における中学校部活動の現状と課題はどのようになっているのかとの御質問でした。

今年度の中学校における運動部及び文化部の部活動数は、中学校4校の合計で31となっております。令和4年度の中学校4校の生徒数は573人ですが、現時点での令和10年度の生徒数予測は503人で約13%減少する見込みとなっております。

今年度は軟式野球、サッカー、女子バスケットボールについて、複数の中学校による合同チームでの活動を余儀なくされており、今後の生徒数の減少に伴い、さらに中学校単独でのチーム編成ができなくなることが見込まれるなど、部活動の存続が厳しい状況となっております。

2点目ですけれども、地域移行への進め方について考えられる問題点はあるかとの御質問でした。

国の指針としまして、段階的にまず休日の部活動について、令和7年度末をめどに移行することとしていますけれども、平日と土日に指導者が変わることにより、円滑な活動が困難になることが予測されるため、本市では平日を含め、一括して地域移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

移行における問題点としましては、地域での活動ができる体制の整備と指導者の確保、地域移行後に継続して指導を希望する教員への支援、活動場所の確保、送迎及び会費支払い等、保護者の新たな負担の発生、活動時のけがに対する新たな保険制度の適用等が挙げられます。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

平成30年には小学校の部活動が社会体育へ移行されております。そのときの問題点や現在の状況や当時の関係者の方たちとの情報交換等の場を設けることもできることなら計画していただきたいと思います。

今回、袋地域の小学校の社会体育への移行に携わられた保護者の方からお話を聞くことができました。その当時、子どもさんが小学生で、今回、中学校部活動の地域移行の件で中学生に進学されており、同じようなことをまたと、大変になるねと言っておられました。その保護者の方からよかった点やどうかなと思う点、行政への要望等がありましたので、箇条書の説明になるかと思いますが、紹介させていただきたいと思います。

まずメリットについて、学校になかった競技ができる、専門的指導が受けられる、入退部の自由度が増し、強制されにくく、同じ競技でもチームが選べる、部活動の指導が軽減され授業の準備など本来の指導に時間が取れる、これは先生のことですね。

次に懸念される問題点として、暴力や体罰、暴言の不適切な指導が考えられる、また、けが等が多くなるのでは。次に、家庭の負担が増え、一部の児童生徒は参加できなくなる可能性があるかと思えます。先生としてのやりがいなくなる先生がいらっしゃる、これは児童生徒との関係が遠ざかるというところで心配をされていたところもありました。

次に、運営等についてです。保護者主体のクラブは仕事と指導の両立が難しい、保護者主体の指導は卒業したら指導をやめるケースが多い、グラウンド使用の減免はあるが、ナイター使用の減免もお願いしたい、指導者育成のプログラム等を確立してほしい、学校の用具とクラブの用具の管理ができるようなことができないかお願いしたい。

次、最後になりますが、指導者等について、これは疑問点になるかと思えます。平日は学校の先生が指導し、土曜・日曜だけクラブに移行なのか。次に、平日と土曜日の指導内容が異なると子どもたちが混乱するのでは。次に、大会等の引率はどちらが受け持つのか、地域や保護者の負担が増えるが対策はあるのか。次に、中学校は専門的指導が必要と考えるが、有識者の派遣は考えていないのか。最後に、指導者の資格取得の補助はないのか。以上、御意見がございました。

答弁では、国の示す案より前倒しで対応していかれるということですので、子どもたちのために順調に進めていただきたいと思います。

この中学校部活動の地域移行は教育課、スポーツ交流課が中心となって推進されていくと思われませんが、先ほど述べました平成30年の小学校部活の社会体育への移行時の保護者や地域の方たちの意見を反映させていただきたいと思えます。

また、これから小学校の社会体育移行時のときのように検討委員会を設置されると思えます。今回の組織構成に水俣市スポーツ協会への協力のお願いができれば力強いかと思えます。協会の役員の皆様は、学識経験者、スポーツ関係、有資格者の方たちで構成されております。ぜひ組織の中で活発に活動していただけると思えますので、その部分は検討していただきたいと思います。

そこで3回目の質問ですが、中学校部活動の地域移行は次年度どのような体制で推進していくと思われるのか、1点お尋ねします。

中学校部活動の地域移行については、先日12月4日の新聞記事では、令和5年からの全国中学校体育大会に関し、総合型地域スポーツクラブなど民間団体に所属する選手の参加を全競技で認めることを各都道府県に通知したとの記事がありました。移行期間まで余り猶予がない状況です。ぜひ、子どもたちのために中学校部活動の地域移行がよりよい環境の中で官民連携し推進で

きるようお願いし、1点質問をして、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 岩村議員の3回目の御質問にお答えします。

中学校部活動の地域移行は次年度どのような体制で推進していこうと思っているのかというような御質問でした。

前回の小学校運動部活動の移行の際には、学校関係者、スポーツ関係団体、PTA関係者等で構成される小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を設置し、様々な方々からの意見を踏まえ、社会体育移行を行いました。

現在移行して3年が経過し、議員がおっしゃったような社会体育移行やその後の運営等に対しまして、よかった点と合わせて課題等につきまして、市としても伺っております。

今回の中学校部活動の移行につきましては、できるだけ多くの子どもたちが引き続き活動を行う場を確保できるよう、学校関係者、スポーツ関係団体、文化芸術団体、PTA関係者及び行政等、移行に伴う関係者により構成される協議会等の設置を行い、スムーズな移行を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、市内の道路整備について、答弁を求めます。

山村土木課長。

（産業建設部土木課長 山村良一君登壇）

○産業建設部土木課長（山村良一君） 次に、市内の道路整備について、順次お答えします。

まず、県道水俣港大黒町線の道路改良工事完成予定はいつ頃なのか。また、市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線の計画はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

熊本県に確認しましたところ、水俣市梅戸町と大黒町を結ぶ県道水俣港大黒町線で実施している道路改良工事については、平成29年度から測量設計に着手され、現在最終年度の道路改良工事を実施されており、令和5年3月頃に完了する見込みであるとのことでした。市道梅戸・明神町線及び汐見町1号線については、令和元年9月定例会でも同様の御質問をいただいております。当時は市道の改良を早期に実現できる有効な手段がないか熊本県に相談すると答弁しております。

その後、市道の整備にあたり市の財政負担が少なくなるような交付金事業等がないか検討を行い、水俣・芦北地域振興計画においても、熊本県に対し、市の重点施策として財政支援等ができないか要望しておりますが、有効な事業が見つからないのが現状です。

また、令和3年10月には地元である4区と21区の自治会及び市議会議員の連名で当該区間の道路整備について要望書をいただいております。市といたしましても沿線住民の強い要望を受けておりますので、早期に道路整備が実現できるよう国や熊本県に対して財政支援等を求めてまいり

たいと考えております。

次に、南九州西回り自動車道芦北出水道路の水俣市内の工事進捗状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

南九州西回り自動車道芦北出水道路は、水俣インターチェンジが平成31年3月2日に開通しており、現在国土交通省が水俣インターチェンジから（仮称）袋インターチェンジ、（仮称）出水北インターチェンジを経て出水インターチェンジまでの区間の整備を鋭意進めておられます。

国土交通省に現在の工事進捗状況を確認しましたところ、各インターチェンジの開通時期は未定ではありますが、水俣インターチェンジから鹿児島県出水インターチェンジまでの事業進捗率は令和4年3月末現在で66%であり、今後も早期開通に向けて鋭意整備を進めていくとのことでした。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

この県道工事については、丸島・梅戸地域、また汐見町等の住民の方たちより、「いつまでかかるとかい」と多くのお尋ねがありましたので質問させていただきました。

答弁では、令和5年3月頃の完成見込みと答弁いただきましたので、いつまでと分かれば、住民の皆さんも、ああと思われます。情報の提供は大事かと思しますので、市のホームページ等スペースがあれば、工事情報等の掲載をできればお願いしたいと思います。

次に、市道梅戸・明神線及び汐見町1号線について、令和元年の9月定例会でも質問いたしました。その後については、様々な動きを執行部の方たちに御尽力していただいておりますが、なかなか前に進まない状況が現実とのことです。この沿線の道路は、みなくるバスの路線でもあり、エコパークのイベントや本年4月にオープンした道の駅を利用する市民の方たちの迂回路の役目もある道路です。ぜひ、今後も国・熊本県に対して、引き続き財政支援等を求めているいただき、早期に道路整備へ取りかけられるよう頑張ってくださいと思います。

私たち、自民党水俣支部からも地元選出の吉永県議、熊本選出の国会議員の方々へもこれからお願いしていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

次に、南九州西回り自動車道の工事進捗状況については、令和4年4月の時点で約66%との答弁をいただきました。水俣インターチェンジが開通し4年が経過しようとしています。市内の国道3号線は、水俣インター開通により交通量が増えています。また、エコパーク地内でのイベントや各種スポーツ大会の開催、道の駅の新規オープンなど、活気ある水俣を感じるころですが、今後、南九州西回り自動車道の工事が進むことにより、袋インターの開通、鹿児島県の針原地区、出水インターの開通に伴い、車の流れが変わり、水俣インターで下車する車両が減るのは確実だと思われます。

そのようなことから、今後数年のうちには、市内事業所への影響が考えられます。特に国道3号線の沿線に店舗がある事業者の方たちは、事業への影響があると思うが、本市としてのストロー現象への対応は考えておられるのか、1点お尋ねいたします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 岩村議員の2回目の袋インター開通に伴い、本市としてのストロー現象への対応についてお答えさせていただきます。

南九州西回り自動車道の（仮称）袋インターチェンジ開通に伴うストロー現象が生じないためには、目的地として本市が選ばれることが重要であると認識しております。

まず、2018年時点の水俣市の民間消費額は、水俣市民が市外で消費する金額より市外の方が水俣市内で消費する金額のほうが50億円多くなっています。これは市内の事業者の魅力ある商品や飲食、医療などのサービスが周辺地域から消費を呼び込んでいるものであり、今回の新たなインターチェンジの開通はそのような事業者にとって市場拡大のチャンスになると考えております。市としましても、こうした事業者の前向きな取組を支援してまいります。

さらに、観光やレジャー等の目的地の1つとして県下有数のスポーツ施設が整い、リニューアルした道の駅みなまたが所在するエコパーク水俣があります。市といたしましても、交流の拠点とも言えるエコパーク水俣にスポーツ大会や合宿を呼び込むとともに、バラ園や道の駅の集客効果を最大限に生かしながら、市内の店舗や宿泊施設に観光客をつなげるなど、活力生まれる水俣市に向けた取組などを推進してまいります。

○議長（牧下恭之君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

2018年水俣インター開通に伴い、民間消費額が水俣市民が市外で消費する金額より市外の方が水俣市内で消費する金額が約50億円多くなっている、このことは市内の各事業者の方たちの頑張りが消費を呼び込んでいると答弁をいただきました。

また、医療サービス等も周辺地域から評価があるとのことですので、業種を超えてチーム水俣としてこれまで各地で起きてきたストロー現象時の負の要因を他の地域から呼び込む水俣インターチェンジ、呼び込む袋インターチェンジとして活用し、活力ある水俣づくりを推進していただきたいと思います。

これで今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧下恭之君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時4分 休憩

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 皆さん、こんにちは。無限21の杉迫一樹です。

先日、アニメ映画「君の名は」で知られる新海誠監督の最新作「すずめの戸締まり」が公開され、今も大人気上映中です。私は見ていませんが、新海監督作品の風景の描写は、実際にある場所をモチーフとして描かれていることで有名です。ファンの間では、モチーフになった場所へ聖地巡礼として行かれる方も多くおられるようですが、この前、この「すずめの戸締まり」の風景はどこなのかと、ファンの間で議論しているネット記事を見ました。

その中で、「水俣市の湯の鶴がモチーフではないか」といううわさが浮上しているようです。実際に風景の描写を見てみましたが、確かに似ていると思いました。もし本当に湯の鶴がモチーフとなっているのであれば、「すずめの戸締まり」の聖地として、湯の鶴温泉のアピールになり、観光客の流入も見込めるのではないかと思いますので、ぜひ市として新海監督へ真意を確認してみてもはいかがでしょうか。

それでは、通告に従いまして質問します。

1、市立総合医療センターの障がい者雇用状況について。

①、令和元年度から令和3年度まで3年間の障がい者の職種を含む採用実績、離職状況と離職理由及び雇用率はどうなっているか。また、今年度の状況はどうなっているか。

②、熊本労働局による雇用率達成指導の流れはどうなっているか。

③、熊本労働局より、障がい者採用の法定雇用率未達成の適正実施勧告として、市立総合医療センター及び管理者の名前が新聞・ホームページ等に公表されたが、それについてどう考えているのか。

2、みなくるバスのバス停の安全な利用環境について。

①、バス停の設置基準はどうなっているか。基準を満たしていない場合の罰則等はあるのか。

②、歩道が狭いなどの設置が困難と思われる箇所以外でベンチの設置がないバス停は何か所あるか。

③、バス停について利用者からは、これまでどのような意見があったか。

3、リ・グラスロードの整備・管理状況について。

①、リ・グラスロードの整備に至った経緯、目的は何であったか。また当時の整備費用は幾らで、整備から何年経過しているか。

②、リ・グラスロードの管理はどこが行っているのか。

③、歩道の整備・管理基準はあるのか。

④、リ・グラスロードについて、これまで住民からはどのような意見があったか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 初めに、市立総合医療センターの障がい者雇用状況について、順次お答えいたします。

まず、令和元年度から令和3年度まで3年間の障がい者の職種を含む採用実績・離職状況と離職理由及び雇用率はどうなっているか。また、今年度の状況はどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

障がい者雇用の実績については、令和元年度は、採用が事務職1人で、離職はなく、6月1日現在の雇用率は0.45%で不足数は9人でした。令和2年度は、採用が労務職1人で離職はなく、6月1日現在の雇用率は0.89%で不足数は7人でした。令和3年度は、採用が事務職1人、離職は定年退職が事務職1人、高齢による退職が1人となっており、6月1日現在の雇用率は1.35%で不足数は5人でした。また、今年度の状況については、11月末まで採用はありませんが、9月末で事務職1人が体調不良により治療に専念するため離職しております。なお、今年度報告した6月1日現在の雇用率は1.37%で不足数は5人となっております。

次に、熊本労働局による雇用率達成指導の流れはどうなっているかとの御質問にお答えいたします。

熊本労働局からの通知によりますと、市町村の機関では、6月1日時点での雇用率が法定雇用率未達成の場合、翌年1月1日から12月31日までの1年間における障がい者採用計画の作成及び実施が求められます。作成した計画の終期において、計画の実施率が50%未満もしくは、計画の終期の実雇用率が、前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていない場合は、翌年3月に適正実施勧告がなされ公表されることとなります。

次に、熊本労働局より障がい者採用の法定雇用率未達成の適正実施勧告として、当市立総合医療センター及び管理者の名前が新聞、ホームページ等に公表されたが、それについてどのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

当センターでは、法定雇用率を下回ったことによる障がい者の採用に関する計画の実施状況が適正に実施されていないことから、令和3年3月と令和4年3月に計画の適正実施について勧告を受けております。勧告を受けたことにつきましては、当然、法律で定められている法定雇用率は達成しなければならないものであり、計画に基づき障がい者の雇用に努めなければならない

いと考えているところです。

つきましては、現在、障がい者の把握及び採用に努めているところであり、少しずつではありますが、障がい者の採用にもつながり、雇用率も徐々に改善してきております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 先日、医療センターが障がい者雇用率を満たしていないことで適正実施勧告を受け、公表されたことを知りまして非常に驚きました。と同時に今後は大丈夫なのかとても不安に感じましたので今回質問することにしました。

労働局による指導の流れは、採用計画に基づいての改善が見られない場合、雇用率が50%未満の場合に勧告されるものと理解しました。

令和元年から今年度までの実績ですが、3年度までは毎年1名は採用している、今年度はなし、離職は令和3年に2名、今年度は1名、雇用率では、0.45、0.89、1.35、1.37%と、多少上向きになってきているようですが、法定雇用率は2.6%ですので、今年度はぎりぎり50%を超えている状況かなと思います。

全体的に上向き傾向ではあります。ただ、一般の方でも就職難の時代ですから、障がい者が雇用に至るということはさらに難しいと思いますので前向きな行動が必要だと思います。実際の不足数では、令和元年度は9人、2年度は7人、3年度は5人、今年度は5人足りていないということで、この数字は達成にはちょっと遠い数字であると感じます。

この不足数ですが、分かりやすくお伝えしますと、仮にもし私が採用されるとすれば、身体障がい1級ですので、ダブルカウント2.0、つまり2人分として加算されることとなります。身体障がい3級の方であれば1.0カウントですので、今年度の5人足りないということは、組合せはありますが、1級の障がい者を3人、もしくは3級を5人採用しなければ達成できないということになります。

一般企業などであれば、常時雇用労働者が100人を超えている事業者の場合、足りない人数分は納付金を納付しなければならないことになっていますが、行政、公的機関の場合は、この納付金制度の対象となっておりません。それは、税金を使うことになるとしますので、このようになっているのだと思います。そしてこれは、行政、公的機関が障がい者採用の見本になってほしいとの表れではないかとも感じます。

このような状況を踏まえて1点目です。

雇用率が達成できていない原因をどのように捉えているのか。

続けて2点目ですが、勧告を受け、雇用率を上げるために、どのような方策を考えているのか。そして法定雇用率が0.1%引き上げとなった現状を踏まえ、今後の雇用率達成の見込みはあるかです。医療センターは病院ですので、資格がなければ応募ができない特殊な職種が多くあり

ます。看護師とか栄養士とかですね。それらはほとんどが学校へ行って資格を取ることになるかと思いますが、実際には、医療系の資格を持ちたくても持てない障がい者は多いと思われるので、資格の必要がない職を選ぶことが多くなるかと思います。

医療センターが出されている障がい者活躍推進計画を拝見いたしました。これは令和2年に出されていて令和5年まで5年間の計画ですね。そこには「障害者の活躍の基本となる職務の選定として、障害者と業務の適切なマッチングが行われているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う」「障害者を対象とした採用試験を行う」とあります。やはり障がいの特性に合わせた業務の切り出しは必要です。ただこれは、障がい者だからこの仕事しかできないだろうとか、障がい者でもできる仕事は何かという大枠での考え方よりもその方本人の特性に合った業務とマッチングさせることであると考えています。

一般の採用にしても、実際に業務に当たれるようになるために、一定の教育期間や試用期間はあると思います。その中で仕事について学び、実践していく流れになると思います。障がい者が採用されたときも、一般の方より時間はかかることがあるかもしれませんが、同じような流れになるかと思っています。それに加え、様々な合理的配慮も必要になると思います。

障がい者の採用が現状少ない中で、どのようなヒアリングがされているのかが見えにくいと思いました。現在はテレワークという方法も浸透してきていますので、いろんな業務の切り出しができるのではないかと考えられます。

その上で3点目です。

障がい者活躍推進計画に基づいた業務の適切なマッチングとして、障がいの特性に合わせた業務の切り出し・職種の選定の具体的な実施状況は合理的配慮なども含めてどうか。

4点目に続けます。

先日、ハローワークに求人票を見に行きましたが、医療センターからの障がい者用の求人票は1つもありませんでした。ですが、一般の求人票を確認したところ、特記事項の部分に「障害のある方もぜひ御応募ください」と書いてあるものもありました。

ですが、私たち障がい者がハローワークで仕事を探すときには、まず、障がい者求人から探すわけです。自分に合った仕事があるか、職場環境、職場の理解はあるかなどに注目します。

ですので、医療センターの障がい者用の求人票が見当たらなければ、医療センターは募集をしてないんだと判断してしまいかねませんし、一般の求人票の中に注釈として書いてあったとしても、一般の求人票にまで目を通すかと考えたら、なかなか見ないことがあると思います。

今回は、調査のために一般の求人票も見ましたが、一般求人まで探さないことがほとんどです。逆にいえば、仕事を探している健康な方が障がい者求人表を見ないのと同じです。

やはり、障がい者対象の求人票を出したほうが当事者にとって探しやすく、医療センターに

とっても、採用試験を行えることにつながりますのでよいと考えています。

そこで4点目ですが、医療センターは、現在ハローワークに障がい者求人票は出しておらず、分かりにくいので当事者が探しやすくするために、一般募集だけではなく、障がい者を対象とした求人票を出したほうがいいのか。

2回目の質問は、4点です。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） それでは1点目でございますけれども、法定雇用率が達成できていない原因としては、やはり応募者が少ないことであります。これは募集方法がやはり障がい者の皆様にとって分かりづらく、目に留まりにくいことが考えられます。

2点目ですが、雇用率を上げるため、現在、全職員に対する障がい者の把握、新規採用職員における障がい者枠を設けた試験の実施、障がい者も積極的に応募してほしい旨、特記した会計年度任用職員募集を行っているところであります。今後は会計年度任用職員においても新たに障がい者枠を設けた募集を行いたいと考えております。

また、令和3年3月に法定雇用率が2.5%から2.6%に引き上げられております。当院にとってはとても厳しい数字ではありますが、先ほど申し上げた取組を行うことで雇用率は改善できると考えております。

3点目でございますが、障がい者を雇用する際は、面接時に障がいの程度やどのような業務を望んでいるかなどヒアリングをしております。ヒアリングした内容から募集している職種や部署でどのような役割を担ってもらえるかを判断し、採用するようにしております。

また、採用後も段差や物の配置などの職場環境の整備に努め、それでも対応できない場合には本人と面談し、業務内容の見直しや部署異動などで対応するよう努めております。

4点目でございますが、ハローワークの求人につきましては、現在の募集方法では、障がい者からは分かりづらい状況でありますので、今後障がい者から探しやすい募集方法に変えてまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

障がい者の数はもともと少ないので、応募が少ないのであるならば、募集方法にも目を向ける必要があります。これですが、応募をしてもらえるような周知をしたのかということを考えてしまいます。ホームページでは「障害のある方も御応募ください」などの記載は見当たりませんでしたので、追記していただければと思います。そして、障がい者用の求人票が出ていないことも原因であるのではないかと考えていましたが、今後探しやすい方法に変えていく、会計年度任用職員でも障がい者枠を新設するとありましたので、ぜひそのように願います。この応募を増やす

ために、私が思うところですが、1点目です。

市内から募集することと同時に、市内外の就労支援、就労移行支援施設などとの情報共有やホームページ掲載、市役所と協力して市の公式LINEなどを活用するなどの告知・周知をしてみてもどうか。業務の切り出しについては、本人とのヒアリング、合理的配慮も踏まえた見直しをされているようですので、今後も改善しながら実施していただけたらと思います。

今回の件を受けまして、ほかの病院はどうなのか気になりまして聞いてみました。おもしろい取組をされている病院がありましたので紹介します。

この病院は雇用率を達成していました。中途障がいを負った入院患者は社会復帰のためのリハビリをしますけれども、その入院された患者に対してヒアリングをして、この病院で働かないかという推薦をしていると聞きました。これは、なるほどと感心しました。中途障がいを負った方というのは、退院はできたとしても、健康なときの職場には戻れずにはほかの仕事を探すことはよくあることで、就職活動自体に相当な労力が必要になります。

事業所によっては、障がい者求人を出しているのにもかかわらず面接すら受けてくれないということもしばしばあります。これは、知り合いからも同じ話をよく聞きます。

こういう将来の就職と生活の不安がある中で、入院している病院側から「うちに来ないか」と言われたらうれしいと思いますし、考えると思います。

医療センターは急性期の患者が多いかもしれませんが、社会復帰のためにリハビリをしている入院患者や通院患者はいると思います。このような取組が雇用率の増加にもつながりやすい方法でもあったので2点目です。

この病院のように、障がいを負い社会復帰を目指し、リハビリを頑張りながらも仕事を探している入院患者や通院患者への推薦、あっせんなどの取組をしてみてもどうか。

最後になりますが、応募を待っているだけではなく、ほかの病院の取組を参考にしたり、こちらから行動するなど、お互い知恵を出し合いながら、どうすれば応募が増えるか考えていただければと思います。

人口減少が進む中で、厳しい部分も理解していますが、これはぜひ令和7年までの計画がありますので、達成まではいかなくとも、達成に迫る障がい者雇用を目指して、今後取り組んでいただくことを期待します。

以上2点質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 募集の手段につきましては、今後いろんな方法で障がい者の求人に取り組んでまいりたいと思います。また、今御指摘いただきましたように、社会復帰を目指しておられる入院・通院患者さんについても、今後障がい者枠として募集をかける際の参考と

させていただきます。ありがとうございました。

○議長（牧下恭之君） 次に、みなくるバスのバス停の安全な利用環境について、答弁を求めます。

柿本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇）

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 次に、みなくるバスのバス停の安全な利用環境について、順次お答えします。

まず、バス停の設置基準はどうなっているか。基準を満たしていない場合の罰則等はあるのかとの御質問にお答えします。

みなくるバスのような路線バス事業は、道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業と定義されています。一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を得なければならず、この許可の審査基準の中で停留所の基準が規定されています。

具体的には、①、事業用自動車の運送上問題のないものであること、②、申請者が原則として3年以上の使用権限を有するものであること、③、道路法、道路交通法等関係法令に抵触しないものであることという基準です。

みなくるバスの場合には、一般乗合旅客自動車運送事業の事業主体である産交バスが、熊本運輸支局に許可申請を行い、審査を受けることとなりますが、仮に、許可を得ないまま、一般乗合旅客自動車運送事業を営んだ場合には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその両方が課されることとなります。

次に、歩道が狭いなどの設置が困難と思われる箇所以外で、ベンチの設置がないバス停は何か所あるかとの御質問にお答えします。

みなくるバスの停留所は205か所で、そのうちベンチが設置されていない停留所は142か所です。この142か所について、歩道が狭いなどの個別の事情は把握していません。

次に、バス停について、利用者からはこれまでどのような意見があったかとの御質問にお答えします。

当市が把握している利用者からの意見のうち、停留所に関するものは、停留所の新設や位置の変更の要望です。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。バス停の設置基準では、現在のバス停自体の設置許可は問題ないということですね。

ただ、新設してほしい、位置を変えてほしいといった様々な意見があるとのことで、こういう意見というのはよく利用されている方だからこそ気づく部分も多いのではと思いますので、市民

の意見を参考にどうすればいいか、代替案なども含めて考えることが大事だと思います。

市民の方からベンチをもっと設置してほしいとの御意見がありまして、どれほど設置していないのかお聞きしましたが、全体では142か所には設置がないということでした。バス停は205か所あるかと思いますが、ほとんどのバス停にはベンチがないということですね。私も今回回って見ましたが、ベンチを置くことで歩行者の通行に支障が出そうな場所もありましたので、全てには設置できないものだろうと考えています。

このベンチですが、免許返納やみなくなるバスが無償化になりましたので、高齢者の方の利用が多くなっているのではと感じます。その中でバスを待つ際にはベンチに腰かけて一休みしたいと思われる方は多いのではと思います。

先日、熊日新聞の記事で、地元の大工さんや建設業協会と水俣高校、芦北高校とのコラボレーションで、県産の杉を使ったベンチとプランターを水俣・芦北の12の小学校に贈った「チア・チェアー・プロジェクト」という取組が紹介されていました。

地元業者さんや大工さんにとっても地域貢献として、高校生にとっては授業の一環としてもとてもいい取組だなと思いましたし、まちの取組としてもいいアピールになると思います。この取組をベンチがない箇所に応用できないかと考え、1点目です。

チア・チェアー・プロジェクトのように市と市内事業者と水俣高校建築コースの生徒とのコラボレーションでのバス停ベンチ製作の依頼、そして設置は考えられないのか。

次です。

文化会館前のバス停の市役所方面から湯の見方面へのルートですが、利用者を道路に昇降させていてとても危険だとお聞きし、見てみましたが、確かに危険だと感じました。また、ほかにも袋小中学校方面から市内へ向かう道にも道路に昇降させているバス停があるとお聞きし、見に行きましたが確かにありました。これらは何かしらの対策・改善が必要だと思いますが、まずほかにもあるのではないかと思いますので、2点目です。

文化会館前・袋三叉路バス停以外に、道路に利用者を昇降させているなどの危険と思われるバス停はほかに何か所あるのか。

そして3点目ですが、バス停は利用者が安全に乗り降りできるつくりであることが必要だと思います。道路に昇降させているバス停があることを今回知り驚きましたが、何かしらの対策がなされているのかも疑問でしたので、これについて3つ目、なぜ文化会館前のような道路に昇降させているバスを放置してきたのか、3点質問します。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） まず、1点目の御質問について私からお答えいたします。

チア・チェアー・プロジェクトのように市と市内事業者と水俣高校とのコラボレーションでバ

ス停のベンチの製作を依頼して設置することは考えられないかという御質問でした。

議員御提案の件につきましては、地元事業者や水俣高校には、それぞれ御都合があるかと思えますので、本市から停留所のベンチを作成して寄贈してほしいと申し入れることは困難と考えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 柿本地域振興課長。

○総務企画部地域振興課長（柿本英行君） 杉迫議員の2点目の御質問にお答えいたします。

文化会館前バス停以外に道路に利用者を昇降させているなど、危険と思われるバス停はほかに何か所あるかとの御質問にお答えします。

停留所の設置場所を含め、みなくるバスの事業計画については、運行主体である産交バスが熊本運輸支局に申請し、許可を受けておりますので、道路運送法に基づき適切に措置されているものと考えております。

なお、議員御指摘の文化会館前や袋三叉路のように独立した歩道がなく、路側帯で昇降する停留所はほかにもありますが、箇所数については把握しておりません。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 行ったり来たりして恐縮でございますが、3点目は私からお答えいたします。

なぜ文化会館前のように道路で昇降させるようなバス停を放置してきたのかという御質問でした。

停留所の設置場所を含め、みなくるバスの事業計画については、運行主体である産交バスの申請に基づき、熊本運輸支局において審査がなされておまして、仮に審査基準に適合しない事項があれば、審査の中で是正がなされているものと考えております。

なお、昨年、杉迫議員より文化会館前の停留所は危険だと御指摘があったことは産交バスに伝えました。産交バスにおいては、道路の構造上、路側帯で昇降せざるを得ず、これを解消するためには停留所を廃止するしかないため、利用者の安全性と利便性のバランスを考慮し、現行の停留所を維持することとしたものと承知しております。したがって放置していたとの御指摘は当たりません。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 答弁のヒアリングの概要と少し違う部分がありましたので、ベンチの製作、高校生とのコラボレーションは地域貢献としても明るいニュースとしてもとてもいいことだと思っております。

ただ、いろいろ事情があるから難しいということでしたけれども、市からの提案依頼となれば

予算を考えがちですが、チア・チェア・プロジェクトのような地域貢献やボランティア活動の一環としての取組の上で材料はどうするのか、廃材を活用するのかなどのお金をかけない、いろんな方法が見えてくると思っています。高校生にとっても、製作者などの名前が刻印されたりすれば、地元水俣にささやかでも名前が残る記念にもなるかと思えます。もともとはベンチが欲しいという住民の意見、要望があつてのことですので、働きかけはしやすいのではと感じます。

もう一度、再質問します。

1点目です。地元事業者と水俣高校へベンチ製作のコラボレーションの依頼、働きかけはできないのか。

次に、道路に昇降させているバス停はほかにもあるとのことでした。ただ、交通量が少ない箇所、山間部であるなど、場所によっては危険とは感じない、危険ではない箇所もあるかと思えます。今回特に危険だと感じているのが文化会館前です。同様に危険が疑われる場所については、交通量などの条件も変わってくるかと思えますので、場所場所に応じた対応をしていただければと思います。

文化会館前については、安全性と利便性を考慮したからこのまま維持しているとありますが、私はあのまま維持することは安全であるとは思えません。

安全ではないと感じる人がいるからこのような意見が出ているはずで、調査には行かれたとお聞きしていますが、文化会館前のバス停を見て安全だと感じましたでしょうか。水俣川沿いの交通量が多い道路に降ろし、横断歩道のない道を横切らせることが危ないからお聞きしているわけです。事故が起こってからでは遅いはずで。

ただ、あのバス停を廃止することは利便性にも欠けるということも分かります。となればバス停を残したまま利便性と安全性を獲得する方法を考える必要があると思います。それによってはハード面での整備も必要になることもありますし、少しでも安全に利用ができるようになればと思います、2点続けて質問します。

比較的交通量が多い文化会館前バス停については、安全に昇降できるようなスペースの確保、ハード面での停留所整備も考えられるができないのか。

次に、道路に降ろして交通量が多く、危険だと思われる箇所に「ここはバス停です」「乗客が降ります」などの注意喚起の看板等の設置はできないのか。

ハード整備を考えれば費用がかかりますが、市民の安全、命を守ろうとすることは非常に重要です。そのためにはハード整備も選択肢の中に入れてもおかしくはないと思います。

今回私が質問したこと、提案以外に改善・対策として、ほかにも考えられることはあると思いますので、これからも事故を未然に防ぐために多方面での検討をお願いし、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 杉迫議員3回目の御質問にお答えいたします。3点あったかと思
います。

1点目が地元事業者と水俣高校へベンチ製作のコラボレーションの依頼、働きかけをしないの
かという御質問でした。

繰り返しになりますが、地元事業者や水俣高校にはそれぞれ御都合があると思いますので、本
市から停留所のベンチを作製して寄附してほしいと申し入れることは困難だと考えております。

なお一般論として、対価を伴わないボランティアの事業に協力するよう事業者や学校に対して
働きかけを行った結果、その事業が実現しなかった場合には、当該事業者や学校はボランティア
精神が乏しいとの風評が立ってしまうなど、先方の社会的評価を傷つける可能性がありますので
本市としてそのような働きかけを行うことは困難と考えます。

2点目ですけれども、比較的交通量が多い文化会館前バス停については安全に昇降できるよう
なスペースの確保とかハード面の整備も考えられるのではないかと御質問でした。

こちらでも繰り返しになりますが、停留所の設置場所を含め、みなくるバスの事業計画につい
ては、運行主体である産交バスが熊本運輸支局に申請をして許可を受けておりますので、道路運送
法に違反するような危険な停留所はないものと考えております。

また、文化会館前の道路の管理者は熊本県ですので、本市の立場で断定的にお答えすることは
できませんが、一般的に利用頻度の少ない停留所を設置するスペースを確保するためだけに県道
の拡幅工事などを行うことは困難と考えます。

3点目ですけれども、文化会館前のバス停のところで、「ここはバス停です」とか「バス乗客
が昇降します」とかいう注意喚起の看板等を設置できないかという御質問でした。

繰り返しになりますが、停留所の設置場所を含め、みなくるバスの事業計画については、運行
主体である産交バスが熊本運輸支局に申請し、許可を受けておりますので、道路運送法に違反す
るような危険な停留所はないものと考えております。

今回改めて杉迫議員から御提案をいただきましたので、この点は産交バスに伝えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、リ・グラスロードの整備管理状況について答弁を求めます。

山村土木課長。

（産業建設部土木課長 山村良一君登壇）

○産業建設部土木課長（山村良一君） 次に、リ・グラスロードの整備・管理状況について、順次
お答えします。

まず、リ・グラスロードの整備に至った経緯・目的は何であったか。また、当時の整備費用は

幾らで整備から何年経過しているかとの御質問にお答えします。

リ・グラスロードの整備につきましては、平成8年当時、エムズシティから水光社へ抜ける市道浜・栄町線が、近代的なコミュニティー道路として整備が完了し、その後、複数の商店会から市道浜町・月浦線の再整備の陳情があり、それを受けて、市として商店街の活性化とお買物をされる方々の安全性や快適性の向上を目的とし、事業に着手いたしました。

具体的には、六つ角から水俣駅までの区間をコミュニティーゾーンとして位置づけ、歩道縁石の段差解消や車道部分の各所にハンプと呼ばれる高低差を設け、車両の速度抑制工法を用いた整備となっております。

また、歩道部分におきましては、幅員を広げ、雨天時に水たまりができないよう、透水性の舗装を行い、表面の化粧材には、商店会からの御要望を受け、使用済みのガラス瓶を砕いてリサイクルしたガラスカレットを採用し、工事を実施しました。なお、車道と歩道を合わせた整備費用は、約3億5,000万円で、事業が完了した平成14年度から20年が経過しております。

次に、リ・グラスロードの管理はどこが行っているのかとの御質問にお答えします。

リ・グラスロードは、市道浜町・月浦線として、市道管理者である水俣市が管理しております。

次に、歩道の整備・管理基準はあるのかとの御質問にお答えします。

車道部分につきましては、水俣市舗装維持管理計画に基づき、舗装工事の実施や緊急性の高い局部的な補修工事を優先的に行っておりますが、歩道部分につきましては、国・県も舗装補修の管理基準はなく、水俣市も同様に管理基準を設定しておりません。

次に、リ・グラスロードについて、これまで住民からはどのような意見があったかとの御質問にお答えします。

歩道部分につきましては、車両の乗り上げによる縁石のがたつきや舗装の剥離、陥没などの損傷があり、補修してほしいとの御意見がありました。

○議長（牧下恭之君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

リ・グラスロードの名前こそ知っていましたが、当時の経緯などは知りませんでしたので、先にお聞きしました。

経緯としては、商店会からの陳情がきっかけで、リサイクルしたガラスカレットを採用してほしいという要望から工事を実施し、事業の完了は平成14年で20年が経過している。また、整備費用は約3億5,000万円ということです。管理は水俣市が行っており、歩道の管理基準はないということでした。

私が想像していたのは、環境モデル都市としての環境事業の1つとして行われたのではと思っ

ていましたが、そうではないということですね。確かに、環境モデル都市になったのが平成20年ですから、当時はまだ環境モデル都市ではありませんでした。

今のリ・グラスロードですが、道の損傷、でこぼこがひどく、ガラスが飛び散っている箇所も幾つか見られます。やはり20年も経過していればそれなりに綻びも出てきます。市が管理しているとありましたが、飛び散っているガラスの回収や損傷のチェックなどの管理をどれほどされているのか疑問に思いました。実際にはお店の方々がガラスの掃除をしているともお聞きしました。

そこでまず1点目です。

リ・グラスロードの経年劣化などを評価する調査はどのくらいの頻度で行われ、どのような評価となっているのか。

特に、六つ角交差点辺りから蜂楽饅頭までの区間は、でこぼこ道でガラスが散乱しています。つまずいたり、シルバーカーを利用している方などの転倒の危険もあると思いますし、ガラスが散乱している地面に転倒したら、通常のアスファルトの歩道で転ぶより危険だと分かります。

また、シルバーカーやベビーカー、車椅子での移動も困難で、自転車でも通りづらいのではと感じます。パンクすることも考えられます。

私も以前、リ・グラスロードを移動しているときに、車椅子がパンクしたことがあります。パンクした後にタイヤを見てみたら色のついたガラスが刺さっていたので間違いはないかなと思います。ヒアリングでは、私以外にもリ・グラスロードで自転車のパンクをされた方もおられるとお聞きしています。

また、あそこは水俣のメインストリートの1つですので、あのままであれば、市民はもとより観光客からの印象も悪くなるのではと思います。

そして、住民からの意見として、補修してほしいなどの意見があったということで、ほかにもありそうですが、私が今回質問しようと思ったきっかけとほぼ同じ意見が届いているようです。

それに関して2点目ですが、住民からの意見を受けて、どのような対応を行っているか。

改修や補修を考えてほしいのですが、改修や補修をする上で何かしらの助成金、補助金等があればと考えますので、それについて、3点目です。

平成8年からの事業では、歩道の整備に関しての県や国からの助成、補助金等はあったのか。また、現在本市は環境モデル都市です。今後、環境モデル都市の事業、リサイクル事業などとして計画した場合の助成金、補助金等の制度はあるのか。

次に、改修できるとした場合ですが、構造として3パターンほど考えてみました。

1つは、陣内の道がきれいになりましたが、陣内・長野町線というようですが、あそこは道路と歩道がフラットになっており、歩行者も通りやすいつくりになっています。また、車を運転す

る方にも分かりやすく、全体的に広く、見通しもよいと感じます。

2つ目が、今の水俣は環境モデル都市です。ごみの分別も23品目にわたる分別を行い、リサイクルにも力を入れている水俣ですから、前回と同じようにガラスカレットを使用した新リ・グラスロードとしての整備ができれば、さらなるアピールができるのではと考えます。

最後に考えられるのは、通常のアスファルトでの改修です。

この改修方法について、4点目ですが、仮に、陣内・長野町線のようなフラット構造で改修する場合と、新リ・グラスロードとして改修する場合、そして通常アスファルトでの改修では、費用等を考えた上で実施しやすいと思われる方法はどれか。

2回目の質問は4点です。

○議長（牧下恭之君） 山村土木課長。

○産業建設部土木課長（山村良一君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。4点あったかと思えます。

まず1点目につきまして、リ・グラスロードの経年劣化などを評価する調査の頻度とどのような評価となっているかという御質問でした。

道路につきましては、舗装損傷の評価基準はございません。

また、調査の頻度につきましては、定期的ではありませんが、職員による日常のパトロールや市民からの通報により、現地調査及び補修を適時行っております。

2点目につきましては、住民からの意見を受けて、どのような対応を行っているかという御質問でした。

住民からの御意見を受けてからの対応につきましては、御意見をいただいた方と現地で立会いを行い、適時補修等を行っております。

3点目につきましては、歩道の整備に関して、環境モデル都市の事業として計画した場合の助成、補助金制度等はあるのかという御質問でした。

平成8年当時におきましても、歩道部分の舗装補修工事に対する国庫補助金等の事業メニューがありませんでしたので、交通安全対策を目的とした国の特定交通安全施設等整備事業の補助金を活用し、車道部分のハンプと歩道部分の拡幅等の整備を実施しております。

また、環境モデル都市の事業として補助金制度のメニューはございません。

最後の4点目につきましては、仮に陣内・長野町線のように改修する場合など、改修で費用等を考えた上で実施しやすいと思われる方法はという御質問でした。

陣内・長野町線の歩道部分につきましては、現場打ちのコンクリート床版で施工しており、また、リ・グラスロードは特殊な材料を用いて施工していますので、どちらも通常のアスファルト舗装より工事費が割高となります。したがって、通常のアスファルト舗装が費用面で実施し

やすいと考えられます。

○議長（牧下恭之君） 杉迫一樹議員。

○杉迫一樹君 調査は日常のパトロールをしているということでした。そうであれば、住民からの意見もあるかと思いますが、その意見も待たずに歩道のがたつきなどには気づくこともあると思いますし、それを受けての改修・補修などの検討もできるのではと思います。

ただ、歩道に関しては補助金はなく、全て市の持ち出しということなので、アスファルト舗装だとしても全体的な改修となればそれなりの費用がかかると想像できます。現在の財政上、なかなか実施できないかもしれませんので、補修のほうに目を向けたいと思います。

住民からの意見や要望があれば、適時補修しているとありました。比較的きれいに整備されている区間もありますので、限られた区間の補修であればできるのではと考えています。

六つ角から蜂楽饅頭までの区間、特にここはやはり危険があると感じます。景観などを考えても一度きれいにして、今後の観光資源としても考えなければとも思いますので、最後3回目の質問です。

歩道自体の助成金、補助金がないとはいえ、市民の安全のため、また商店街の町並みの景観をよくし、観光資源として今後の活用を考えたときに、段階的にでも補修をしたほうが良いと思われるかどうか。

リ・グラスロードが整備されたばかりの頃は、キラキラ道が光って、きれいな道だなという印象がありました。そしてこれからも商店街を通る歩道は安全できれいに保っておくことが必要だと思いますので、今後、とりあえずは早急な補修の検討をしていただけるよう、最後1点だけ質問し、この質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 杉迫議員の3回目の歩道の助成金、補助金等がないとはいえ、段階的にでも補修をしたほうが良いと思うが、いかがかとの御質問にお答えします。

全ての市民が安心して通行できる景観にも配慮した歩道の必要性は十分に認識しております。歩道部分の舗装・補修工事につきましては、現在、国庫補助金等の事業メニューがありませんので大規模な補修工事は困難ですが、危険箇所など優先度の高い箇所から順次予算の範囲内で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で、杉迫一樹議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 20 分 散会

令和4年12月14日

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月14日（水曜日）

午前9時30分 開議

午前11時40分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀨 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	病院事業管理者（坂 本 不出夫 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）
福祉環境部環境課長（岩 田 幸 哉 君）	福祉環境部福祉課長（小 形 浩 充 君）
産業建設部農林水産課長（永 松 正 治 君）	教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第3号

令和4年12月14日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 渕上茂樹君 | 1 有害鳥獣の捕獲後の処理について |
| | 2 水俣市都市計画マスタープラン作成について |
| | 3 緩和ケアについて |
| | 4 学校給食費の無償化と公会計化について |
| | 5 公有財産の管理について |
| | 6 市立蘇峰記念館について |
| 2 平岡朱君 | 1 子どもの権利を守る取組について |
| | 2 学校給食費の無償化について |
| | 3 インボイス制度について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、岩田環境課長、小形福祉課長、永松農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、渕上茂樹議員に許します。

（渕上茂樹君登壇）

○ 瀧上茂樹君 皆さん、おはようございます。市政創造クラブの瀧上です。

質問項目も多くございますので、時間も限られておりますので、早速ですが、通告どおり質問いたします。執行部の簡潔明瞭な答弁をお願いします。

1、有害鳥獣の捕獲後の処理について。

- ①、有害鳥獣の近年の捕獲数はどうなっているのか。
- ②、イノシシや鹿などの捕獲後の処分について、その処分方法と件数はどうなっているのか。
- ③、「イノシシや鹿などの埋立て処分は限界」、「埋立て処分は環境汚染にもつながるのでは」と聞くと、広域クリーンセンターでの焼却処分はできないか。

2、水俣市都市計画マスタープラン作成について。

- ①、水俣市都市計画マスタープラン改定業務の業者選定を公募型プロポーザルにした理由は何か。
- ②、プロポーザルが不調に終わった理由は何か。
- ③、水俣市都市計画マスタープランの策定委員会の委員は30人以内をもって組織し、学識経験者及び市民代表並びに行政関係者のうちから市長が委嘱するとあるが、どのような人選を考えているのか。

3、緩和ケアについて。

- ①、市立総合医療センターにおけるがんの手術について、手術部位と手術件数の推移をどのように捉えているのか。
- ②、熊本県院内がん登録データによれば、市立総合医療センターでは、がんの外来化学療法とがんの緩和ケアがあるが、どのような医療をしているのか。
- ③、水俣市内での在宅緩和ケアを受けられる施設はどこにあるのか。その施設ではどのような療養環境を提供しているのか。

4、学校給食費の無償化と公会計化について。

- ①、学校給食費を無償にした場合の市の負担額は幾らか。
- ②、学校給食費の無償化や一部助成に過疎債ソフト事業が対象になるのか。
- ③、学校給食費を無償にしている自治体は全国に幾つあるのか。また、県下ではどこの自治体が無償にしているのか。
- ④、文部科学省から学校給食費などの徴収に関する公会計化などの推進についての通知が出ているが、その取組状況と公会計化の予定はどうなっているのか。

5、公有財産の管理について。

- ①、公有財産の管理者は誰か。どのような方法で管理を行っているのか。
- ②、行政財産のうち、既に行政目的を失い、長期間未利用、未活用の財産はどのくらいある

のか。

- ③、普通財産の売却可能財産について処分の取組はどうなっているのか。
 - ④、普通財産の有償・無償の貸付けはどのようになっているのか。
- 6、市立蘇峰記念館について。
- ①、市立蘇峰記念館が建設された経緯はどうなっているのか。
 - ②、市立蘇峰記念館の近年の利用状況は、どのようになっているのか。
 - ③、市立蘇峰記念館は、昭和4年に建設されているが、耐震基準は満たされているのか。
 - ④、現在の国道、市道の路面が蘇峰記念館の玄関より高くなった理由は何か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

永松農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 永松正治君登壇）

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 初めに、有害鳥獣の捕獲後の処理について、順次お答えします。

まず、有害鳥獣の近年の捕獲数はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市における有害鳥獣の捕獲数は、令和元年度は、イノシシ276頭、鹿255頭、令和2年度は、イノシシ475頭、鹿337頭、令和3年度は、イノシシ326頭、鹿729頭となっており、特に鹿の捕獲数が急増しているのが現状です。

次に、イノシシや鹿などの処分について、その処分の方法と件数はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

イノシシや鹿の捕獲後の処分については、基本的に捕獲者の方々が埋設や自家消費等で処分をされており、処分の件数につきましては、先ほど、答弁でお答えしましたとおり捕獲頭数と同数になっております。

○議長（牧下恭之君） 岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、「イノシシや鹿等の埋立て処分は限界」、「埋立て処分は、環境汚染にもつながるのでは」と聞くが、広域クリーンセンターでの焼却処分はできないかとの御質問にお答えします。

広域クリーンセンターでの焼却処分についてですが、捕獲後の屠体については、一般廃棄物扱いとなりますが、市で収集は行っていません。焼却処分の可否について広域クリーンセンターに確認したところ、現在稼働する焼却設備は、炉内に直接一般廃棄物を投入することはできない仕組みとなっています。ごみピットに投入された可燃物はピット内の破碎機で15センチ程度まで細

かくされ、さらに炉に投入する直前にも破砕機を通す仕組みとなっているため、イノシシや鹿等を投入した場合、破砕の過程で血液等の体液の飛散や腐敗物による悪臭の発生など、衛生上の問題があります。また、そもそもこの焼却設備では、イノシシや鹿等の動物死骸の焼却処分が想定されていないため、有害鳥獣を含む動物死骸の受取りは、原則お断りしていると伺っております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 答弁ありがとうございます。第2質問に入ります。

有害鳥獣の捕獲は、猟友会のおかげで、鹿は令和2年度の倍、700頭を超える捕獲となって、個人的にも感謝しております。

捕獲が進むと、自家消費が追いつかず、埋設処分に頼るわけですが、処分数が多くなって悩んでおられます。

処理方法は、自家消費以外では、ジビエやペットフードと、それ以外の処理方法で、飼料や肥料として資源化、個体切断、または減容化して施設で混焼、専用焼却炉で焼却、埋設処理などがあるようです。

この処理問題のことで農林水産省に相談したところ、関東農政局から藤枝市の有害鳥獣減容化施設を紹介されて、市政創造クラブで視察をさせていただきました。

その減容化施設は、埋設処理時の身体的負担の軽減と捕獲意欲の向上及び農作物被害軽減を目的に公設公営で設置され、令和3年度から稼働しておりました。

捕獲者が屠体袋に入れて施設に持ち込み、係員がクレーンで減容庫に入れ攪拌機により攪拌するのですが、骨以外は約24時間、骨や厚い皮は1週間から10日あれば、おがくずに溶け込んでしまうとのことでした。

減容化施設設置後の効果としては、イノシシの捕獲数の約26%が減容化施設で処分され、開設前と比べ埋設処理が半分になっているとのことでした。

1つ目の質問ですが、捕獲時に支払われる報償金の内容について、藤枝市では、市報償金と国補助金、県補助金などを同時に支給しておりましたが、水俣市の報償金の中に、埋設等の処分経費も含まれているのか。この埋設までに至る処分は、引き出し・運搬作業や解体作業、また埋設作業などを行いますが、この一連の作業は、高齢者の狩猟者にとっては重労働で身体負担は計り知れません。この身体への負担のことですが、水俣市で高齢化する猟友会の捕獲後の処分による身体的負担について、どのように考えているか、以上の2点についてお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 永松農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。2点あったかと思えます。

まず、水俣市の報奨金の中に埋設などの処分経費も含まれているのかとの御質問でした。

本市においては、緊急捕獲対策事業補助金として、捕獲活動に対する経費の一部を補助しており、埋設などの処分経費も含まれています。

次に、水俣市では、高齢化する猟友会の捕獲後の処分による身体的負担についてどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

現在、捕獲後の処分については、猟友会の方々と協力し合って対応されておりますが、捕獲後の処分による身体的負担について御意見や御要望をいただいております。

今後も会員の高齢化は進むと思われまますので、本市としましては、猟友会に御意見などを伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前9時42分 休憩

午前9時43分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問をいたします。

埋設作業の問題で、先ほど減容化施設は埋設処理時の身体的負担を軽減させて、捕獲意欲の向上と農作物被害軽減を目的に作られたわけですが、有害鳥獣対策のための捕獲でありますので依頼者の自治体が責任持って対策を打つ必要があると思います。

猟友会には有害鳥獣の捕獲に専念してもらうことで農作物被害を減少すると思うのですが、このような減容化施設について質問します。

有害鳥獣対策の一環として、捕獲後の処理に減容化施設などを公設で設置できないか。

有害鳥獣は、捕獲は進めなければなりません。行動範囲が広いこともあり、広域的に取り組む必要があると思います。水俣市で処理の検討ができないのであれば、広域的に協議・検討することはできないか、2点お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 淵上議員の3回目の御質問にお答えします。2点併せてお答えさせていただきます。

捕獲後の処理に減容化施設等公設で設置できないか、そしてまた広域的に協議・検討することはできないかとの御質問でした。

静岡県藤枝市の減容化施設の事例を調べましたところ、まず整備費用として約8,000万円、人

件費を含めた維持管理費として年間約600万円の経費がかかるとのことでした。処理の能力としては1日3頭程度で、令和3年度の実績では年間捕獲数約460頭に対し、約180頭を受入れ、処理しているとのことでした。

本市では、昨年度の捕獲頭数はイノシシ、鹿など約1,120頭で、今後も捕獲頭数は増加傾向にあります。ほかの自治体では、施設を設置し稼働したことで、捕獲頭数が増加したという実績もあると聞いております。こうした施設の設定については、その費用を誰が負担するのかという論点に加えて、設置場所、運営体制、捕獲頭数の一時的な増大への対応など課題もあるかと思いますので、まずは先進事例を含めて情報収集を行い、定期的に芦北地域振興局と一市二町で行っている会議の場で減容化施設も含めた様々な処理方法について協議・検討し、可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市都市計画マスタープラン作成について答弁を求めます。

田中産業建設部次長。

（産業建設部次長 田中真也君登壇）

○産業建設部次長（田中真也君） 次に、水俣市都市計画マスタープラン作成について、順次お答えします。

まず、水俣市都市計画マスタープラン改定業務の業者選定を公募型プロポーザルにした理由は何かとの御質問にお答えします。

都市計画マスタープランの改定業務においては、専門的な知識と経験を有する必要があるため、価格評価だけでなく、事業者の業務遂行能力、創意工夫による企画提案力などを総合的に判断することが必要であることから、プロポーザル方式を採用することといたしました。

また、プロポーザル方式の中でも公募型とした理由ですが、委託事業者の専門性を考慮し、都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタントの登録があるなど、参加資格要件に一定の条件を付した上で、幅広く様々な提案を求めたいとの考えから、意欲のある事業者が自由に応募できる公募型の形式を採用したものです。

次に、プロポーザルが不調に終わった理由は何かとの御質問にお答えします。

令和4年9月29日付で当初募集したプロポーザルでは、期日までに応募者がなく、一旦中止とさせていただきます。本市に質問書を提出された事業者や参考見積もりをいただいた事業者に対し、参加を見送った理由について聞き取り調査を行ったところ、学識経験者や照査技術者の配置要件が厳しい、仕様書の業務内容が細か過ぎるなどの意見がありましたので、これらのことが理由ではないかと考えております。

次に、水俣市都市計画マスタープランの策定委員会の委員は、30人以内をもって組織し、学識

経験者及び市民代表並びに行政関係者のうちから市長が委嘱するとあるが、どのような人選を考えているのかとの御質問にお答えします。

学識経験者につきましては、今回募集した業務委託に係るプロポーザルの中で、事業者が提案する方1名または2名にお願いする予定です。市民代表としましては、地域住民の代表として自治会長会へ3名程度の推薦を打診しているところで、各産業・業種の代表者につきましては、策定委員会の中に設置予定の専門部会の委員として各種団体に推薦をお願いし、各分野を代表する5名程度の方々に策定委員会の委員として就任いただきたいと考えております。また、行政関係者としては本市から3名、熊本県芦北地域振興局からオブザーバーとして1名の委員就任をお願いしたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 答弁ありがとうございました。第2質問に入ります。

現在のマスタープランは、令和4年度で終わり、新たなマスタープランは、令和7年度からの計画となっていますが、この空白のマスタープランについてお尋ねします。

令和7年度からの運用と現行のマスタープランとの計画期間の空白が生じるが、このことは市民の生活にはどのような影響があると考えているのか。

自治会というか住民の意見というのは、都市計画法の住民の意見を反映させるため必要な措置として、水俣市でも策定委員に市民代表を委嘱するようになっているようです。

先ほどの地域住民代表としては自治会長と思うのですが、26区域の自治会の意見を集約することは難しいと思います。地域住民3名程度とは少ないと思うんですが、お答えになりましたので予定しておりました複数の地域の特性が似ている自治会を束ねた地域協議会を設置し、その代表者に策定を委嘱することができないかという質問はもうしません。

都市計画区域の設定に伴い、用途区域による建築の用途制限があり、着工の遅れや工事を断念することがあります。この都市整備に関わりのある産業別の代表者の方について、産業別の代表者にも策定委員を委嘱することについてどう考えているか、以上2点をお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 田中産業建設部次長。

○産業建設部次長（田中真也君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。全部で2点いただきました。

まず、現行マスタープランの計画期間の空白が生じるが、このことは市民生活にどのような影響があると考えているかとの御質問でした。

現行のマスタープランは、目標年次を令和4年度として策定しておりますが、改定後のマスタープランの適用を開始するまでは、引き続き現行マスタープランを運用してまいりますので、市民生活には影響は及ばないと考えております。

それから2点目ですが、産業別の代表者にも策定委員を委嘱することについてどう考えているかとの御質問でした。

都市計画マスタープランは、本市のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを明確にして、都市計画の方向性を示すものとなります。そのため、改定に当たり、様々な業種や幅広い分野の方々から御意見をお聞きすることは大変重要であると認識しており、策定委員会の委員や専門部会の部会委員に御就任いただき、多くの御意見、お考えをお聞かせいただきながら、可能な限り計画に反映してまいりたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

都市計画マスタープランは総合計画の下位の計画と言われますが、都市の未来像を決める重要なものです。3年間という策定期間を要するのであれば、なぜ3年前から始められなかったかとの疑問が残ります。

現在の自治会制度については問題を抱えているように聞きますが、各地区での話ができているのであれば結構です。

今回の計画が地域経済や住民生活に関わりのある袋インターチェンジのことですが、いつできるのかと皆さんからよく聞かれます。このことについて質問します。

袋インターチェンジの供用開始時期を何年度と想定し、関連の整備をどう考えようとしているのか。

都市計画道路については進展がないままかなりの期間が過ぎて、その計画道路沿線の住宅新築などが進んでおります。都市計画道路の大黒江南線では、車の大型化や森林伐採の伐採木や太陽光発電建設の大型重機、または機材の搬入、運搬のために頻繁に大型トラックが狭い道路を行き交い、歩道や側溝に乗り上げて離合しております。道路は生活基盤の重要な位置を占めており、安全・安心な市民生活を送るため、お尋ねします。

大黒江南線などの都市計画道路の改良事業も総合計画、実効性のある実施計画に盛り込み、計画的な都市基盤整備はできないか、以上2点についてお願いします。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 淵上議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、（仮称）袋インターチェンジの供用開始時期を何年度と想定し、関連の整備をどう考えようとしているのかについてお答えします。

（仮称）袋インターチェンジにつきましては、昨日、岩村議員にお答えしましたとおり、供用開始時期は未定であり、その時期を想定することは困難と考えます。

現在、関連整備として具体化されている都市計画道路としては、（仮称）袋インターチェンジ

から国道3号線への取付道路である袋インター線がございますが、今後、関係部署や関係機関と連携を図りながら整備状況に応じて、都市計画の変更などの必要な都市計画法に基づく手続は順次行っていきたいと考えており、今回改定を行う都市計画マスタープランの全体構想や地区別構想にも反映させてまいりたいと考えております。

それから次に、大黒江南線など、都市計画道路の改良工事を総合計画の実施計画に盛り込み、計画的な都市基盤整備はできないかとの御質問にお答えします。

都市計画道路につきましては、都市機能を形成する上で大きな要素となるもので、本市決定分7路線、熊本県決定分6路線の合計13路線がありますが、大黒江南線を含む熊本県決定の都市計画道路の整備につきましては、今後も引き続き熊本県に要望してまいりたいと考えております。

また、本市決定の都市計画道路のうち、まだ整備が残っている袋インター線などの3路線につきましては、道路改良に多額の費用が必要となりますので、本市の将来像や財政状況等を見据えながら、総合計画の実施計画などに盛り込むことができないか、担当部署とも連携して協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、緩和ケアについて答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、緩和ケアについて、順次お答えいたします。

まず、市立総合医療センターにおけるがんの手術について、手術部位と手術件数の推移をどのように捉えているのかとの御質問にお答えいたします。

手術部位は、多い順に申し上げますと、大腸、膀胱、肝臓、胆嚢・胆管・胆道、胃などとなっています。手術件数は、年間、約280から300件で推移しております。

次に、熊本県院内がん登録データによれば、市立総合医療センターでは、がんの外来化学療法とがんの緩和ケアがあるが、どのような医療をしているのかとの御質問にお答えいたします。

がんの外来化学療法は、患者が入院せずに通院で抗がん薬治療を行います。当センターでは、外来化学療法センターで当該療法を実施しております。がんの緩和ケアは、がんに伴う心と体の辛さに対し、苦痛の予防と緩和を行い、生活の質を改善するアプローチのことで、当センターでは外来化学療法センターや専門の緩和ケアチームで行っています。

次に、水俣市内での在宅緩和ケアを受けられる施設はどこにあるのか。その施設では、どのような療養環境を提供しているのかとの御質問にお答えいたします。

がんの緩和ケアは、通院、入院、在宅で受けることができます。このうち在宅で緩和ケアを受ける場合、訪問診療や訪問看護、訪問介護、訪問入浴などのサービスを整える必要があります。

水俣市内では、岡部病院や水俣協立病院、まなベクリニック、みやぎ訪問看護ステーション、訪問看護ステーション協立、訪問看護ステーションニチイなどで、これらのサービスを受けることができます。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 答弁ありがとうございました。第2質問に入らせていただきます。

在宅医療をしながら緩和ケアを受けられる施設が5か所あるということで安心いたしました。総合医療センターでは在宅緩和ケアを受けられる施設ではないようですが、外来化学療法センターのことについてももう少しお聞かせください。

外来化学療法センターの緩和ケアの役割をどのように捉えているのかお尋ねします。

緩和ケアは在宅医療と入院療養になるかと思うのですが、苦痛緩和を専門に行う緩和ケア病棟についてお聞かせください。この緩和ケア病棟の施設基準はどういうものか。

以上2点についてお尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 外来化学療法センターの緩和ケアの役割は、当センターの緩和ケアチームと連携し、患者やその家族の治療に対する不安のケアや痛みのケアなどによりリラックスして治療を受けていただける環境を提供することと考えております。

緩和ケア病棟の施設基準ですが、国が定める診療報酬制度の中で緩和ケア病棟入院料として定められております。看護師の7対1の配置や緩和ケアに関する研修を修了した1名以上の常勤医師の配置、患者1人に対する床面積の基準などを満たすことが求められております。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 総合医療センターでは、がん診療連携拠点病院となっており、外来のがん診療についても質の高い医療提供がなされる病院と思っております。緩和ケア病棟は県内に16施設あり、熊本市には10施設、山鹿市には1施設、合志市には1施設、阿蘇市には1施設、宇城市には1施設、多良木町には1施設、人吉市には1施設が開設されております。

このうち自治体病院では、山鹿市民医療センターと公立多良木病院となっております。鹿児島県の近くでは、阿久根市の出水郡医師会広域医療センターに開設されております。以上のように八代市、水俣市、葦北郡、出水市、伊佐市には緩和ケア病棟がないのです。

古い話ですが、20年近く前に見学した熊本市内の緩和ケア病棟では、患者さんの残された時間を生きる場所として、その人らしく穏やかな時間を過ごせるように、患者さんの希望に沿ったサポートをされて、患者さんは飲食自由、釣りがしたいなどと言われれば、外出支援も行うとのことでした。そのとき水俣の方もおられましたよと言われました。

水俣市には緩和ケア病棟がないから、在宅ケア、またはほかの地域の緩和ケア病棟を選ぶとい

う選択しかないのです。

自治体病院の使命の中に、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生活と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することがあると思います。この地域に必要な医療と思われる緩和ケア病棟のことについてお尋ねします。

市立総合医療センターに専門的で質の高い医療と療養環境の整った病棟である緩和ケア病棟の開設ができないかをお尋ねし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 緩和ケア病棟を開設するにあたり、ニーズの調査も必要となりますが、開設できる病棟がないことや看護師や医師の確保などの問題があり、現在のところ開設は困難だと考えております。

ただ、今ちょっと追加させていただきますけど、公立病院、自治体病院の使命と言われましたけれども、現在、公立病院の使命、義務といいますのは、国から示されている5疾病、5事業、来年度から加わる新興感染症でございます。その対策対応に、我々は今一生懸命頑張っているところでございまして、その充実に努めていきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校給食費の無償化と公会計化について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食費の無償化と公会計化について、順次お答えします。

まず、学校給食を無償にした場合の市の負担額は幾らかとの御質問にお答えします。

学校給食を無償にした場合、約8,200万円が必要となります。

次に、学校給食費の無償化や一部助成に過疎債ソフト事業が対象になるのかとの御質問にお答えします。

学校給食費への支援は、過疎対策事業債のソフト事業の対象とすることが可能です。

次に、学校給食費を無償にしている自治体は全国に幾つあるのか。また、県下ではどこの自治体が無償にしているのかとの御質問にお答えします。

学校給食費の無償化に関する全国の自治体の状況については、平成29年度に文部科学省が行った調査によりますと、1,740自治体のうち76自治体が無償化しているが、そのうち71自治体が町村であり、また、人口1万人未満の自治体が56自治体を占めるとのことです。また、現在は少なくとも200以上の市町村が無償化しているとの新聞報道もあります。

熊本県下の状況については、令和4年度時点で、水上村、山江村の2自治体が小中学校の給食費を無償化しており、荒尾市が小学校のみ無償化しております。また、宇城市は令和6年度をめぐりに、小中学校の給食費の無償化を行う予定と伺っております。

次に、文部科学省から、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についての通知が出ているが、その取組状況と公会計化の予定はどうなっているかとの御質問にお答えします。

令和元年7月に、文部科学省から発出されている同通知では、学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することを主な目的として、同業務を地方公共団体の一般会計に組み入れる、いわゆる公会計化を推進するよう各自治体に求めております。

しかしながら、この公会計化には、給食費の滞納が増加する傾向にあると言われていること、システム導入や人員の配置などの経費が必要となることなどの課題があります。さらに、本市では口座振替による納付が進んでいるため給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担がほとんどないので、文部科学省の通知が想定している状況と本市の状況は大きく異なるため、現時点では、導入する考えはありません。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 答弁ありがとうございました。第2質問に入ります。

教育新聞では、コロナ禍や物価高による家庭の経済的な負担を軽減しようと、学校給食費の無償化に乗り出す自治体が相次いでいるとしながら、こうした取組が進むことに対し、一定の評価をする一方、自治体間格差が広がってしまう可能性を懸念するとの記事を掲載しております。

先ほど給食費の無償化には約8,200万円が必要との答弁でした。この財源について質問します。

無償化をしている財源が豊かでない自治体ではどのような財源確保を行っているのか。また、無償化を実施している自治体とそうでない自治体との間でも差もあり、より優れた無償施策を取っている自治体に子育て世代が流れ込む可能性があるのではと思うところです。

各自治体では、少子化問題や人口減少などの対策として無償化は進んでおり、水俣市も給食費の無償化はできないのか。財源が少ない自治体が遅れをとる事態となると思うが、どう考えているのか、以上質問します。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 淵上議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

1点目ですけれども、無償化をしている財源が豊かでない自治体ではどのような財源確保を行っているかとの御質問でした。

県内で無償化を行っている自治体は一般財源で実施していると伺っております。全国的でも一般財源で賅っている自治体が多いものと考えられます。

2点目ですけれども、各自治体で少子化問題や人口減少等の対策として無償化は進んでおり、水俣市も給食費の無償化はできないのかとの御質問でした。

無償化を行うにあたりましては、さらなる財源の確保が必要となりますので、どのようにしたら確保できるかを考えてまいります。

3点目ですけれども、財源が少ない自治体が遅れをとる時代となるけれども、どう考えているのかとの御質問でした。

本市におきましては、一部無償化によって、県内14市の中で小学校では2番目、中学校では1番目の低さとなるなど、保護者の負担を減らすことに一定の成果を上げており、遅れは取っておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 淵上茂樹議員。

○淵上茂樹君 第3質問に入ります。

市長は、平成30年6月議会で、学校給食費は教育活動の一環として学校、地域、家庭の連携による食育を展開していくとともに、学校給食費の段階的負担軽減を検討していくこととしますと述べられ、平成31年度から学校給食費の一部として月額1,000円を補助されております。あれから4年経過するわけですが、次の段階に入ったと思います。全員の無償化は進まないとしても、学童生徒のいる家庭の負担を考え、子どもの多い世帯の負担軽減についてですが、義務教育期間内の第2子以上を無料にすることはできないか。

学校給食費の無償化は、答弁されましたように平成29年度調査時では76自治体が、現在では200を超える自治体になっているように確実に増え続けております。重ねてですが、子育て環境整備の一環として早期に取り組まれることを願い質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 淵上議員の3回目の御質問にお答えいたします。

義務教育期間内の第2子以上を無料にすることはできないのかというような御質問でした。

義務教育期間内の第2子以上を無料にするとの御提案につきましては、試算を行いましたところ、実施するために約2,100万円の予算が必要となります。子育て世帯の負担軽減には、第2子以上の無償化のほかにも様々な方法があると考えられますので、どのようにしたら財源を確保できるかを含め、今後の在り方を考えてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、公有財産の管理について答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 次に、公有財産の管理について、順次お答えします。

まず、公有財産の管理者は誰か、どのような方法で管理を行っているのかとの御質問にお答えします。

水俣市の市有財産については、それぞれ管理者が定められており、市長部局に属する財産は市

長が、教育財産は教育長が、企業用財産は企業管理者が管理者です。これらの市有財産については、地方自治法や水俣市財産管理規則などの関係法令に基づき、管理や処分を行っており、その状況については、各管理者において、財産管理台帳を作成し記録しています。

次に、行政財産のうち、既に行政目的を失い、長期間未利用・未活用の財産はどのくらいあるのかとの御質問にお答えします。

公用または公共用に供する必要がなくなった行政財産は、その用途を廃止し、普通財産に変更しますので、御指摘のような行政目的を失い長期間未利用・未活用の行政財産はありません。

ただし、廃校となった校舎を倉庫とするなど、行政財産のままで具体的な用途を変更したものはあります。

普通財産の売却可能財産について、処分の取組はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

普通財産のうち、売却が見込めるものについては、広報みなまたやホームページにて公表し、競売などにより売却できるよう努めております。

普通財産の有償・無償の貸付けは、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

普通財産の貸付けは、原則として有償貸付けであり、水俣市財産管理規則に基づき固定資産課税標準額を基準として、貸付料を算出しております。

一方、無償貸付けは、水俣市市有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づき、次のいずれかに該当するときに可能となっております。

第一に、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」。第二に、「地震、火災、水害などの災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき」です。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 答弁ありがとうございました。第2質問に入らせていただきます。

市民の間で、旧水天荘と旧第三中学校校舎の建物の活用について、あのままでどうするのか、使う予定はないのかなどという話をよく聞きます。

公有財産の処分ですが、遊休資産の処分などの進展がないのは何が問題となっているのか。売却可能な財産として市有財産がありますが、耐震強度に問題があると思われる旧水天荘と旧第三中学校校舎などの建物内に資産価値がある物の保管・管理についてどう考えているのか。

公有財産の中に山林などがありますが、この山林について、令和3年度一般会計決算書によりますと、市有林の立木の推定蓄積量が約9万5,000立米になっているようです。このことについてお聞きします。

売却可能な財産として、伐採適齢期を迎えた市有林の立木がありますが、この立木の時価相当

額は幾らか。また、伐採造林計画はどのようになっているのか。

以上、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 測上議員の2回目の御質問に対して、最初の2つ、私から御答弁いたします。

1つ目が、遊休財産の処分などの進展がないのは何が問題になっているかという御質問でした。

普通財産については、令和3年度より水俣市市有財産売却計画を策定し、売却促進を図っており、令和3年度は、公営企業会計への所管換え対価も含め5件5,300万円の売却が成立し、着実な処分ができてきているため、処分などの進展がないとの御指摘は当たらないと考えております。

2つ目ですけれども、耐震強度に問題があると思われる旧水天荘と旧三中の建物の中に資産価値がある物の保管・管理についてどう考えているのかという御質問でした。

旧水天荘と旧第三中学校校舎につきましては、現在、市の倉庫として活用しているところですが、特別な管理を要するような資産価値の高いものは保管しておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 永松農林水産課長。

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 測上議員の2回目の御質問にお答えします。

売却可能な財産として、伐採適齢期を迎えた市有林の立木があるが、この立木の時価相当額は幾らか。また、伐採造林計画はどのようになっているのかとの御質問でした。

伐採適齢期を迎えた約397ヘクタールの市有林の立木は、林齢47年から88年の杉が約3万2,000立方メートル、林齢45年から93年のヒノキが約6万3,000立方メートル、合計約9万5,000立方メートルです。

現在、ウッドショックを契機に木材価格は高値で推移しており、令和4年度の市場平均価格を基に算定した時価相当額は約18億円になりますが、伐採、造林経費などの維持管理費を除いた場合、約2億6,000万円になります。

また、本市の伐採、造林の計画としましては、伐採適齢期を迎えたエリアを抽出し、森林の保育・保全に配慮した伐採時期を設定しており、昨年度、伐採が完了した葛渡・笹嶺市有林において、今後4年間で鹿ネットの設置や造林、下刈りなどの保育を行う計画としております。

残りの市有林につきましても、市場価格の動向を踏まえた上で、水俣市森林整備計画に基づき、伐採・造林などを計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 測上茂樹議員。

○**渕上茂樹君** 普通財産全体を対象にした長期的な計画を作成し、売却を進められると思っておりましたが、現在は年度ごとの短期的な計画のようです。

旧水天荘と旧第三中学校校舎の管理問題では、使用可能なものを一時的に行政財産の中に倉庫代わりに使っていると理解しました。

行政財産の第三中学校校舎は危険校舎となっているのではなかったのかと思います。この公有財産の管理について、第6次行財政改革実施計画では、2020年度までに「行政財産を含む未利用地について、全庁調査を行い利活用の基本方針を策定する」「水天荘、旧恵愛園、湯之見病院、学校跡地などの活用・処分、貸付けなどを検討する」としてあります。

答弁をお聞きしますと、基本方針の策定や活用・処分、貸付けなどの検討は計画どおりに進んでないようです。適切に行財政改革を推進していただきたいと思っております。

水俣市の公共施設等総合管理計画には、建て替えた場合、今後40年間で約785億円、年平均19.6億円の更新費用を見込んであります。不要な財産、特に塩漬け土地の売却をして、この更新財源を確保したらいかかかと思えます。

山林の立木、約9万5,000立米は約18億円の時価相当、長期的に見れば約2億6,000万円の収益とありますが、売却により約18億円以上の経済効果を起こすわけですので、伐採適齢期にきている樹木を早く売却して基金や一般財源の確保を行うべきと思えます。

行政財産の市道の中に、「登記が済んでいない土地があり、工事等ができない」と聞かすが、このような市道の中の未登記の土地問題をどのように考えているのか、解決はできないのか。

その未登記の土地を登記し、工事を速やかに行うためにも、専門の公有地の未登記処理部門などを設置する考えはないか。

茨城県神栖市のシーサイド道路の私有地問題のようにならないように、改めて登記簿に掲載された正確な情報を確認し、固定資産台帳を整備するとともに、不要な財産の中長期的な売却計画の作成をお願いし、質問を終わります。

○**議長（牧下恭之君）** 本田産業建設部長。

○**産業建設部長（本田聖治君）** 渕上議員の3回目の御質問ですが、私からお答えさせていただきます。2点あったかと思えます。

まず、行政財産の市道における未登記の土地問題についてお答えします。

現在、行政財産である市道の中に未登記の土地は2,000筆以上ありますが、未登記であっても寄附などにより道路の敷地として取得されており、供用を開始している市道については工事などを行うことは可能です。

市道の一部が未登記となっている理由といたしましては、一般的に地元住民からの道路整備の要望を受け、土地所有者から寄附で土地を取得して工事を行い、その後、所有権移転登記を行わ

ず、供用開始を行っていたものと推察されます。

未登記の土地問題は土地所有者の理解と協力が必要不可欠であり、できる限り解消していかねばならないと考えておりますが、理解と協力を求めてもなかなか応じていただけない場合や条件を提示してくる土地所有者もおられることもあり、全て解決することは困難であると考えております。

次に、専門の公有地の未登記処理部門等の設置につきましては、地元住民からの苦情・要望の対応、道路施設の維持補修、道路改良などの業務を優先的に行う必要があります、まずはこのような工事等に係る土地問題から進めていきたいと考えておりますので、現時点では専門の公有地の未登記処理部門等の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、市立蘇峰記念館について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市立蘇峰記念館について、順次お答えします。

まず、市立蘇峰記念館が建設された経緯はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市立蘇峰記念館は、昭和4年、1929年に図書館として建設されました。大正時代に当時の町長が、蘇峰先生から「水俣の後進へ残していく教育には、図書館を建設することがよい」との助言をいただいたことを発端に図書館の建設事業が始まり、市内外の有志を中心とした建設に関する実行委員会が立ち上がり、蘇峰先生からいただいた寄附や蔵書の寄贈を基に整備されております。

その後、現在の市立図書館が浜町に建設されたことに伴い、昭和58年、1983年に水俣市立蘇峰記念館としてリニューアルされ、蘇峰先生や徳富家の資料、弟の蘆花先生の資料などを保管・展示し、その業績を伝え残す施設となっております。

次に、市立蘇峰記念館の近年の利用状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

近年の利用状況につきましては、平成29年度は開館日数284日で入館者数は1,173人、平成30年度は307日で807人、令和元年度は280日で660人、令和2年度は179日で111人となっており、令和3年度は、市役所新築工事に伴う駐車場確保の問題や新型コロナウイルス感染症の流行などもあり、一部予約を受け入れる以外は、休館しています。

次に、市立蘇峰記念館は、昭和4年に建設されているが、耐震基準は満たされているのかとの御質問にお答えします。

建築基準法に定める耐震基準について、これを満たしているかどうかは、耐震診断を行う必要

があり、これを行っていない現時点では基準を満たしているかどうかお答えできません。

次に、現在の国道・県道の路面が蘇峰記念館の玄関より高くなった理由は何かとの御質問にお答えします。

蘇峰記念館は、令和4年、1929年に建設されておりますが、その頃は、記念館とその周辺道路についての高低差はなかったと聞いております。昭和7年、1932年から昭和9年、1934年にかけての水俣川の河川改修や水俣橋架け替えに伴い、堤防が数メートルかさ上げされ、その後、国道3号線がひばりヶ丘方面から設置されたことから、新水俣橋を建設し、その高さを調整されて、現在のような位置関係となっているとのこと。

○議長（牧下恭之君） 渕上茂樹議員。

○渕上茂樹君 答弁ありがとうございました。第2質問に入らせていただきます。

耐震診断のことですが、旧耐震基準は昭和25年、新耐震基準は昭和56年から施行となっております。昭和4年に建設された蘇峰記念館の耐震性については疑問が残っております。

正確には診断を受けなければ分からないのですが、計画が認められるまで耐震診断はしないで、危険か危険でないか分からないまま開館すると理解しました。

公共建築物の耐震診断には多額の経費が必要となるかと思いますが、そこで働く人、利用する人の命がかかっておりますので、一刻も早く耐震診断をして安心・安全な施設として利用する必要があると思います。

御存じのとおり、蘇峰先生は明治から昭和初期にかけてジャーナリスト、思想家、歴史家、評論家と多彩な人物で、日本の歴史に残る人物でもあり、水俣市名誉市民でもあります。その蘇峰先生の寄附により建設されたという淇水文庫の建物の景観の現状は、水俣川から見れば建物が埋没して1階部分の半分が隠れて、建物の景観が損なわれた状態になっております。ここに1枚の写真があります。このように復元できないものでしょうか。

市立蘇峰記念館は、国登録有形文化財となっているようですが、国登録有形文化財は建物のかさ上げや形状変更はできないのか、お尋ねします。

国道と河川改修等により、道路が建物基礎部より高くなっていると思いますが、国や県へ市立蘇峰記念館のかさ上げ対策、対応を協議できないか、以上2点について、お尋ねします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 渕上議員の2回目の御質問にお答えする前に1点だけ確認をさせていただきます。

蘇峰記念館につきましては、耐震診断を行っておりませんので、現在開館をしておらず、原則休館としておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは2回目のお答えをいたします。2点ございました。

市立蘇峰記念館は、国指定の登録有形文化財となっているようだけれども、国指定登録有形文化財は建物のかさ上げとか形状変更はできないのかとの御質問でした。

水俣市立蘇峰記念館は、平成9年、1997年に国指定登録有形文化財に認定をされ、歴史的建造物として後世に残していき、活用していくものとしております。

この登録有形文化財のかさ上げ、形状変更等の現状変更につきましては、国への届出が必要であり、届出内容が認められれば現状変更できるものとされています。

しかしながら、今後国から重要文化財等の指定を受け、さらなる支援を受けるためには、かさ上げ等の現状変更を行わないことが求められるとの専門家の意見もありますので、現在のところ、かさ上げを行うことは考えておりません。

2点目ですけれども、国道等河川改修等により、道路が建物の基礎部分より高くなっていると思うけれども、国や県へ市立蘇峰記念館のかさ上げ対策、対応を協議できないかとの御質問でした。

国道や河川改修につきましては、昭和年代の初期に行われた事業であり、その当時協議されるものです。国道等河川改修等を理由に、蘇峰記念館のかさ上げへの財政的な支援を求めることは困難と考えます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 洲上茂樹議員。

○洲上茂樹君 第3質問に入ります。

蘇峰記念館の情報発信ですが、「みなまた観光情報・でかくっか水俣」のホームページで徳富蘇峰・蘆花について、掲載してありますが、人物や建築の紹介にとどまっております。ここにリンクサイト先の蘇峰記念館のホームページがあれば、多くの情報提供ができると思います。

来館者増対策についてですが、水俣観光情報で発信しているが、国内外の来館者、利用者の増加のため蘇峰記念館のホームページの開設はできないか。

市の蘇峰記念館には、蘇峰先生から贈られた書籍等がたくさんあると聞きますが、他の関係する記念館と何かできないかと考えるわけですが、公益財団法人蘇峰会を中心とした大森山王草堂記念館、逗子市老龍庵、二宮町徳富蘇峰記念館、山中湖村山中湖文学の森徳富蘇峰館、伊香保町徳富蘆花記念文学館などの5つの記念館と連携して展示会を開催するなど、来館者を増やす取組はできないか。

利用状況が少ないから、財政的に厳しいからと言えはそれまでですが、令和3年度から実施された、ガバメント・クラウドファンディングなどを活用した財源確保も1つの方法かと思えます。

最後に市長にお尋ねします。

蘇峰記念館などの文化財保護について、市長の基本的な理念は何か。

文化や歴史的価値は金銭では買えません。1つでも多くの歴史的価値のある遺産を保存するために、英断を下していただくことを願い、質問を終わります

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 渕上議員の3回目の御質問にお答えします。

その前に1点訂正をさせていただきます。最初の私の答弁です、蘇峰記念館の建設の年を令和4年と言いついて間違えましたけれども、正式には昭和4年の間違いですので、よろしくお願いたします。申し訳ありませんでした。

それでは3回目の質問、3つありましたけれども、最初の2つについて私から答弁をさせていただきます。

1点目ですけれども、みなまた観光情報で発信しているけれども、国内外の来館者、利用者の増加のため、蘇峰記念館のホームページの開設はできないのかとの御質問でした。

現在、蘇峰記念館を含む徳富蘇峰・蘆花に関しては、水俣市のホームページと経済観光課が運営しているホームページ「でかくっか水俣」において情報発信をしております。

蘇峰・蘆花施設単独のホームページ開設は考えておりませんが、今後は観光面との連携を中心にあらゆる機会を通じて来館者が増えるよう、情報発信していきたいと考えております。

2点目ですけれども、公益財団法人蘇峰会を中心として東京大森山王草堂記念館等の5つの記念館と連携して展示会を開催して来館者を増やすことはできないのかとの御質問でした。

公益財団法人蘇峰会にお聞きしましたところ、現在行っている主な事業としては、機関誌「民友」を年間4,000部発行すること、蘇峰先生に関する資料整理等とのことで、連携の事業は行っていないとのことでした。

議員から御紹介いただいた5つの記念館は、いずれも蘇峰・蘆花研究が盛んであり、様々な取組を行っておられますので、機会がありましたら連携を行い、事業を組み立てることができればと考えております。

具体的な連携の事例としましては、蘆花先生が晩年を過ごされた蘆花恒春園近くの世田谷区立蘆花小学校と水俣第一小学校とのオンライン交流事業を先月行っておりますが、このような事業を蘇峰・蘆花の顕彰として連携し、情報発信できればと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 理念というほどのものでもないんですけれども、考え方としては、文化財は、我々の先祖によりまして今日まで守られてきたものであり、古い建物や美術館、技術や生活、習わしなど、文化として大切にされてきたものであります。これらの有形・無形の文化財を

後世に残し、伝えていくことだというふうに思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で淵上茂樹議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務企画部長から発言を求められておりますので、許可をします。

○総務企画部長（中谷 衛君） 先ほどの淵上議員からの御質問に対して、私が言い間違いをした箇所があるので訂正いたします。公有財産の管理者は誰かという御質問について、教育財産の管理者は教育長と申し上げましたが正しくは教育委員会です。訂正いたします、申し訳ありませんでした。

○議長（牧下恭之君） 次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

政府は、5年間で43兆円もの大軍拡、そのための大増税を進めようとしています。

さらに、敵基地攻撃能力の保有や長距離巡航ミサイル・トマホークの購入など戦争の道へと突き進む動きに大きな不安を感じています。

憲法の前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにする」との言葉があります。暮らし・憲法・平和を壊す大軍拡ではなく、対話による平和外交を進め、絶対に戦争にしないために力を尽くすことが必要です。

今回、子どもの権利について取り上げますが、平和あってこそその権利です。子どもたちが平和で安心した環境の中で健やかに育っていけることを願って、以下質問に入ります。

大項目1、子どもの権利を守る取組について。

①、水俣市は、子どもの権利条約とはどのようなものと捉えているか。

②、国連子どもの権利委員会は、1998年、2004年、2010年、2019年に日本政府に対し勧告を出しているが、そのうち2019年に勧告した内容はどのようなものだったか、水俣市は把握しているか。

③、現在本市では、子どもの権利条約を意識した取組を行っているか。

大項目2、学校給食費の無償化について。

①、学校給食にはどのような役割があるか。

②、現在、水俣市における学校給食費は、小学校、中学校で1か月当たり、それぞれ幾らになるか。また、年間では幾らになるか。

③、現在、水俣市における給食費に対する補助はどのようなものか。

大項目3、インボイス制度について。

①、水俣市は、インボイス制度について、市民や関係機関への周知は行っているか。

②、インボイス制度の導入により、自治体への影響はあるか。あればどのような影響を受けるか。

③、今年6月20日付で、インボイス制度への対応等について、総務省から全国の自治体へ発出されている通知文書が出されているが、どのような背景でこの文書が出されたのか。また、通知文書はどのような内容か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

高三瀨福祉環境部長。

（福祉環境部長 高三瀨晋君登壇）

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 初めに、子どもの権利を守る取組について、順次お答えします。

まず、水俣市は子どもの権利条約とはどのようなものと捉えているかとの御質問にお答えします。

児童の権利に関する条約、子どもの権利条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であります。18歳未満の児童、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様に1人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもについての権利も定められています。

次に、国連子どもの権利委員会は、1998年、2004年、2010年、2019年に日本政府に対し勧告を出しているが、そのうち2019年に勧告した内容はどのようなものだったか、水俣市は把握しているかとの御質問にお答えします。

2019年に国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約の日本の実施状況に関する4回目の審査を行った上で、総括所見を公表し、30程度の勧告がなされたと把握をしています。

とりわけ差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰など6分野は、緊急措置を取るべき分野として注意が喚起されました。

次に、現在本市では、子どもの権利条約を意識した取組を行っているかとの御質問にお答えします。

子どもの権利条約には、命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいこと、意見を表

明し参加できること、差別のないことの4つの原則があります。これに対し、2016年改正の児童福祉法の理念に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と記され、加えて「児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と明記されました。本市においても、権利条約や改正児童福祉法の趣旨を職員が十分に理解しながら、児童に関する各種行政サービスの提供に努めております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 子どもの自殺、いじめや不登校、虐待、性暴力など、子どもへの人権侵害に関わることが日々報道されています。

このような痛ましい事件が繰り返されないためには、社会全体で子どもが心身ともに健やかに成長するために必要なことを共有することが求められていると思います。

1989年に国連子どもの権利条約が全会一致で採択され、日本はその5年後の1994年に批准しました。批准から今年で28年になります。

答弁にあったように、条約は主に4つの柱と、そして一般原則から成り立っています。各締約国の条約の実施状況を審査するために子どもの権利委員会が設置されています。この委員会は、締約国から定期的に提出される報告書や政府代表団の説明などを基に条約の実施状況を検討し、問題があれば、その問題解決のために必要な措置の勧告を行います。

日本は過去4度にわたり勧告を受け、最新の2019年の内容が答弁にあったものです。私たちは、この勧告を真摯に受け止め、まずは水俣の子どもたちのために生かしていく必要があるのではないのでしょうか。私たち大人が子どもを権利者として捉えること、また子どもたち自身も自分たちが様々な権利を持っていると知るには、情報を提供し、それを共有し、共に学んでいくしかありません。

子どもの権利条約を実施していくためには、大人も子どもも、まずはこの権利条約を知ることが非常に重要だと思っています。

そこで、まず1点目に、子どもに向けた動きとして、権利の主体である児童・生徒が子どもの権利条約を学ぶことができるよう、リーフレットや冊子などを市内の小・中学生に配布してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

そして2点目に、大人がこの内容を知ることはより重要です。市民向けに学習会などの啓発活動を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、1つの例として、先ほど児童福祉法についても触れられていましたが、第二次世界大戦後、日本での子どもの権利をめぐる大きな動きとして、平和憲法、教育基本法、そして児童福祉法、その後児童憲章が制定されました。

この児童憲章は意外と身近にあります。水俣市で配布されている母子健康手帳にも児童憲章が

載っているんです。私が母子手帳を受け取った当時は児童憲章の記載のみでした。しかし、最近出産したばかりの方から、この母子手帳を見せていただいたところ、何と今は児童憲章だけでなく、その下に子どもの権利条約についても載っていました。

4年前、世田谷区の小学生が子どもの権利条約を広げたい、その思いで母子手帳に権利条約を載せてほしいと声を上げ、現実に至ったという話がありましたが、水俣市においても掲載が実現しており、大変うれしく思います。ただ、私も含めてですが、この文章をしっかりと読んでいるという人はそう多くはないと思います。これから子どもを育てる親御さんに大事なポイントをお話するような、そんな保健指導も考えられるのではないのでしょうか。

また3点目ですが、条約が保障する子どもの権利を実現する子どもに優しいまちづくりにおいては、18歳未満の子どもも権利主体として積極的に関わる機会をつくり出すこと、意思決定機関において、子どもの意見を反映させることを重要視しています。勧告にもあるように、締約国には子どもが意見を聞かれる権利を行使できるように環境を提供することが強く望まれています。子どもの意見の尊重です。

そこで、今現在、水俣市での自治体の施策や学校運営などにおいて、子どもが意見を表明することのできる方法としてどのようなことがあるかお聞きします。これが3点目です。

先日、こどもセンターで、子どもの権利条約について学習会をしました。お母さんたちと一緒に関連の絵本を読み、その意味についてそれぞれ考えるという簡単なスタイルだったのですが、はっとさせられることがたくさんありました。子どもたちが自由に意見を表明できる、その機会は様々なケースや場所が考えられます。その場所の1つとして挙げられるのが児童館です。水俣市の児童館はこどもセンターとして設置されており、18歳までの子ども及び保護者も利用できる施設です。家庭とも学校とも違う場所で、幅広い年齢の子どもたちが安心して過ごせる居場所として、自分の考えや意見をぽろっと口に出せる、そんな場所の1つではないかと思います。子どもの声を聞く場所として重要な場所とも言えます。

そこで、4点目の質問です。

児童館の役割とは何か。

また5点目に、現在の児童館の利用状況及び職員の配置はどのようになっているかお尋ねします。

2回目の質問は以上5点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問のうち、最初の御質問に私からお答えいたします。

子どもの権利条約を学ぶことができる冊子とかリーフレットを市内の小・中学生に配布しては

どうかとの御質問でした。

子どもの権利条約につきましては、本市が採択している小学6年の道徳や社会、中学校の社会の公民の教科書に記載があり、その内容について児童・生徒が授業で学ぶ機会があります。したがって、市内の小・中学生に冊子等を配布することは考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 私からは2番目、3番目の質問について答弁をさせていただきます。

2番目は、市民向けなどに啓発活動を行ってはどうかという御質問でございました。

現時点では市民向けの学習会など特段の啓発活動の予定はありませんが、今年度、市の広報紙におきまして、子どもの権利条約の理念を反映した子どもに関する相談体制や里親制度等についての周知を行っているところです。

なお今後、本市では、こども家庭センターの設置を検討していますが、このセンターは、子ども・子育ての中心的な役割を担う施設であることから、子どもの権利についてもこのセンターの取組の中で具体化したいと考えております。

3点目でございます、学校運営というふうな言葉もございましたが、自治体の施策などにおいて子どもの意見を表明することができる方法、どのようなことがあるかという御質問でございました。

市においては、総合計画の策定の際に、市民ワークショップの中で高校生意見を募り、また、地域福祉計画の策定の際には、小学生、中学生、高校生へのヒアリングを行う形で意見表明の場を設けています。

小・中学校におきましては、月1回から学期に1回程度、心のアンケートなどを実施し、困っていることや心配していることを相談できる機会を設けています。

また、小学校では学級活動において、自らよりよい生活を築くために合意形成する話し合い活動や自分たちでルールを作って守る活動が行われています。

中学校では生徒会活動において、文化祭や体育祭など、生徒が意見を出し合いながら、全校の生徒が協力し合って目標の達成を図り成果を生み出していく活動が行われています。

○議長（牧下恭之君） 小形福祉課長。

○福祉環境部福祉課長（小形浩充君） 議員4番目と5番目の質問に対して、私が答えさせていただきます。

4番目につきましては、児童館の役割とは何かとの御質問でした。

国から発出された児童館ガイドラインによりますと、児童館の役割としましては、1、遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進、2、子どもの安定した日常の生活の支援、3、子どもと子

育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防、早期発見と対応、4、子育て家庭への支援、5、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進の5項目が規定されております。

次に5番目の質問の現在の利用状況及び職員の配置はどのようになっているかにお答えいたします。

令和3年度の利用状況は延べ5,902人でした。なお、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度におきましては8,346人でした。職員の体制は一般職員2人、会計年度任用職員が2人の4人の体制となっております。

以上になります。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 まず、市内の小・中学生に対して、リーフレットを配布したらどうかということで、初めて権利条約に触れるというのが小学校6年生だったという答弁だったんですけど、そうすると小学校6年生まではなかなかこの条約に触れる機会がないということになるので、ぜひ全ての小・中学生に対しての配布を前向きに御検討いただければと思います。

また、こどもセンターについてです。

こどもセンターは、私自身も子どもが小さいときからよく利用しており、水俣市が持つ1つの宝だと感じています。だからこそ、こどもセンターにおいて、今ある環境を最大限生かしつつ、児童館としての機能をより向上させていく努力が求められていると思います。

児童館のガイドラインでは、その理念として、児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法の理念にのっとり、年齢及び発達に応じて、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、子どもの育成に努めなければならないとあります。

子どもの権利を行使していくためにも、こどもセンターの機能がより充実し、利用の幅がさらに広がるためにも、子どもたちや保護者の意見も取り入れつつ、さらなる人員の配置や専門員の配置等の見直しを検討していただければと思います。

また、子どもの権利条約そのものや子どもの権利委員会が発した勧告の中身などは大変内容が幅広く、例えば、文化芸術活動を大切にすること、学校における校則、格差と貧困の問題など、あらゆる分野において、常に子どもの権利が守られているかどうかという視点を持つことが求められます。

条約の内容を日本社会に浸透させるには時間がかかるかもしれませんが、しかし、その努力をすることで子どもたちが人としても尊ばれるようになり、その結果、子どもたち自身が社会を信頼し、よりよい社会を作っていく存在になると確信します。

今回、子どもの権利条約の奥深さに気づかされました。今後も私自身、学びを深めながら、様々な視点で繰り返し取り上げていきたいと思っています。

最後の質問ですが、子どもたち自身が自分の権利として捉えることができるように、また教職員を含む私たち大人がこの権利をどう捉え、実施していくか考えられるように、自治体としても積極的に関わっていただきたいと思っています。

今年の春、東京都多摩市で、子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が制定されました。多摩市に関わるみんなで子ども、若者を誰一人取り残さずに大切にするまちを目指すという条例です。子どもの権利条約の要素も含んでいます。

オンラインの研修会で、この条例設置に関わられた職員の話をお聞きする機会がありました。主役である子ども・若者への条例の周知や議会に対しても、子どもたちの声を事細かに伝えるなど、苦勞されながらも条例制定にたどり着いたお話をお聞きすることができました。

子どもの権利条約をより深く理解し、実際にその権利が保障されるように、このように自治体独自で条例などを制定しているところは、今年4月時点で61自治体にも及びます。

そこで、水俣市においても、子どもの権利に関する条例の制定について、せめて検討していただけないか1点お尋ねし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 晋君） 3回目の御質問でございます。

子どもの権利に関する条例の制定についてという御質問でございました。

現在のところは、本市で条例の制定は予定しておりません。子どもの権利に関しては、さきの条約に限らず、日本国憲法や児童福祉法、児童憲章などに広くうたわれており、今後その理念がさらに具体的な形を通して浸透していくと思われまます。

先ほど答弁しましたが、今後設置を予定しておりますこども家庭センターにおいて、子どもの権利擁護等についても取り組んでいきたいと考えています。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校給食費の無償化について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食費の無償化について、順次お答えします。

まず、学校給食にはどのような役割があるかとの御質問にお答えします。

学校給食では、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスがよく、安全・安心な食事を安く提供しております。学校において楽しく給食を食べてもらうことは、適切な栄養の摂取による健康の保持増進と社交性及び協同の精神を養うことにつながります。

また、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うとともに、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや多くの人々の様々な活動に支えられていること、地域の優れた伝統的な食文化などについて子どもたちの理解が深まること、食料の生産、流通及

び消費について、正しい理解に導くことなども学校給食の役割と考えられます。

次に、現在、水俣市における学校給食費は小学校、中学校で1か月当たりそれぞれ幾らか。また、年間では幾らになるかとの御質問にお答えします。

現在、給食費は、小学校は1食240円、中学校は1食280円であり、1か月当たり、小学校は約4,200円、中学校は約4,900円となります。ただし、月1,000円の補助を行っておりますので、小学校は約3,200円、中学校は約3,900円に減額されます。

また、年間では、小学校は約4万7,000円、中学校は約5万4,000円となりますが、補助を受けることで、小学校は約3万6,000円、中学校は約4万3,000円に減額されています。

次に、現在、水俣市における給食費に対する補助はどのようなものかとの御質問にお答えします。

現在、実施しております水俣市学校給食費補助事業は、未来を担う子どもたちとその家族を支援し、子育てしやすい地域づくりを実現するため、保護者が負担している月々の給食費を一部補助するものであります。補助額は、1か月当たり1,000円で、保護者の負担は、小学生は、月4,200円から3,200円に、中学生は、月4,900円から3,900円になります。これにより、県内14市で見ると、小学校では2番目、中学校では1番目の低さとなるなど、保護者の負担が軽減されております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今答弁にあったように、学校給食は非常に大きな役割を持ち、何より子どもたちの楽しみの1つでもあります。生きていく上でも食は欠かせません。一方で、賃金は上がり物価の高騰が相次ぎ、家計は厳しさを増しています。そんな状況での月々の給食費は保護者にとって大きな負担です。

県内14市中、水俣市が上位で負担軽減を実現できているのであれば、さらなる負担軽減を行うことで、ほかの自治体の取組も広がりやすくなるのではないのでしょうか。

先ほど渕上議員の質問にもありましたが、文科省が2017年度に給食費を無償にしている自治体を初めて調査した時点では、小学校・中学校ともに無償化を実施しているのは全体の4.4%に当たる76自治体でした。しかし現在、子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的に、多くの自治体に広がりつつあります。今月3日付のしんぶん赤旗で、小学校・中学校ともに、給食費の無償化を実施している自治体が256に上ることが明らかになりました。

今回、給食費について保護者からいろいろとお聞きする中で、高岡市長が選挙のときに給食費を無償化しますと言われていたので、まだ実現されていなくて、非常に残念ですと言われるお母さんもおられました。もちろん、現在の1,000円補助にも助かっていると言われつつ、無償化が実現されれば、本当に助かりますという声が多く聞かれました。

そこで1点目に、水俣市独自での無償化の取組を思い切って進めるべきと思いますが、いかが

でしょうか。

また2点目に、給食費無償化を望みつつも財源が必要となってくるのも現実です。そこで、仮に在籍児童・生徒の第3子以降を対象に無償化を実施した場合に必要な金額は幾らかお尋ねします。

2回目の質問は、以上2点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、水俣市独自の無償化への取組を進めるべきと思うがいかがかとの御質問でした。

本市におきましては、一部無償化によって、保護者の負担を減らすことに一定の成果を上げていると考えられますが、無償化を行うにあたっては、さらなる財源の確保が必要となりますので、どのようにしたら確保できるかを考えてまいります。

2点目ですけれども、在籍児童・生徒の第3子以降を対象に無償化をする場合、必要となる金額はということでした。

第3子以降を無償化するとの御提案につきましては、試算を行いましたところ、実施するために約400万円の予算が必要となります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 確かに水俣市独自では、財源的に無償化は難しいところがあるかもしれませんが、しかし、憲法第26条は義務教育は無償とすると定めています。本来、学校給食は国の責任で恒久的に無償とすべきものです。

給食費無償化が国の制度として実現されれば、現在、自治体が補助している給食費をほかの子育て支援に充てることもできます。

そこで1点目に、国に対し、給食費の無償化を強く求めるべきと思いますが、いかがでしょうか。これがまず1点目です。

また、現在、保育園においては一定の条件を満たせば、3人目の副食費が無料となる家庭もありますが、小学校に上がると、3人目であっても給食費が徴収されます。子どもが多い家庭ほどそこに負担を感じておられます。それに加えて、様々な食品の値上げで家計は大変圧迫され続けています。

物価が上がって家計は火の車、3人目だけでも無料になれば本当に助かるという保護者もいました。

12月9日付の熊日新聞に、熊本県が子ども医療費の補助を拡充するとの報道が掲載されまし

た。熊本県が現在4歳未満としている補助の対象を、通院は小学校入学まで、入院は中学3年生まで引き上げるといふものです。補助の拡充により、市町村の子育て支援がさらに充実できると歓迎されています。

県の補助が拡大した場合、水俣市においては、概算ではありますが、520万円ほど財源が浮くことになるようです。

2回目の答弁で、第3子以降の給食費無償化を実現した場合、必要な財源は約400万円とのことでした。ですから、例えばですが、熊本県のこの子どもの医療費補助の拡充で浮いた財源520万円を活用するなどして賄える額です。

そこで2点目に、多子世帯への支援として、せめて第3子以降の子どもの給食費無償化を実現してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

以上2点お伺いし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目は、国に対して給食費の無償化を求めるべきだと思うけどもいかがかという御質問でした。

現段階では、国に対して給食費の無償化を求める考えはございません。

2点目ですけれども、多子世帯への支援として在籍児童・生徒第3子以降を対象に無償化を実現してはどうかとの御質問でした。

多子世帯への無償化に関する議員の御提案につきましては、子育て世帯の負担軽減には第3子以降の無償化のほかにも様々な方法があると考えられますので、どのようにしたら財源を確保できるかを含めて今後の在り方を考えてまいります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、インボイス制度について、答弁を求めます。

岩井総務課長。

（総務企画部総務課長 岩井浩昭君登壇）

○総務企画部総務課長（岩井浩昭君） 次に、インボイス制度について、順次お答えします。

まず、水俣市はインボイス制度について、市民や関係機関への周知は行っているかとの御質問にお答えします。

インボイス制度は、国の消費税に係る制度でありますので、まずは国において周知を図られるものと承知しております。

当市においては、国からの依頼に応じ、市民から問合せがあった場合に国の相談窓口を紹介すること、税務署主催の説明会の案内を市の広報紙に掲載することなどの協力を行っております。

次に、インボイス制度の導入により、自治体への影響はあるか。あれば、どのような影響を受けるかとの御質問にお答えします。

商品やサービスの売買を行う事業者の立場としての水俣市は、民間の事業者と同様に、管轄税務署に対して適格請求書発行事業者の登録を行うことで、適格請求書を発行できるようになります。また、消費税の支払いに関して、一般会計及び国民健康保険事業特別会計などの免税事業者である特別会計においては、もともと消費税の申告義務がありませんので、影響はありません。

上下水道事業などの課税事業者である特別会計においては、民間の事業者と同様に、仕入税額控除の適用を受ける際に、適格請求書の保存等の対応を行うことが必要になります。

次に、今年6月20日付で、インボイス制度への対応等について総務省から全国の自治体へ発出されている通知文書が出されているが、どのような背景でこの文書が出されたのか。また、通知文書はどのような内容かとの御質問にお答えします。

御指摘の文書は、令和4年6月20日付で、総務省自治税務局都道府県税課長から各都道府県総務部長宛てに発出された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応に係る留意事項等について（依頼）」であると承知しています。

この依頼文書が発出された背景については、総務省の調査に対する地方公共団体からの回答の中で、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られたこと、適格請求書発行事業者の登録申請期限が迫っていることを踏まえ、地方公共団体において、登録申請等に向けた取組を早急に進める必要があるとの記載があります。

依頼文書の内容については、地方公共団体がインボイス制度に対応する際に、一般会計と特別会計のそれぞれにおいて留意すべき事項が解説されています。併せて、総務省が作成した説明資料、Q&A、質問票を活用してほしいことなどが記載されております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今答弁の中で述べていただいた総務省から発出された文書にもあったように、全国的に自治体においても制度への理解が不十分というのが現状です。言われるように、国の制度ではあるものの影響を受けるのは地域で暮らす方々です。自治体との取引の中で影響がないとも言い切れません。

消費税のインボイス制度は、今答弁の中にも言葉が出てきましたが、正確には適格請求書方式と言い、消費税率を8%から10%へ引き上げる際に法律に規定されました。

政府が来年10月に実施を予定しているこのインボイス制度は、全国約500万の免税事業者や1,000万人とも言われるフリーランスに納税義務を広げます。インボイス制度は、商品やサービスごとに消費税額と税率を記載した請求書をやり取りするというものです。

このインボイスがないと、買い手は、納税額から仕入れで払った消費税を差し引けなくなりま

す。年間の売上高1,000万円以下の業者は、現在消費税の納税を免除されています。しかし、登録番号をもらってインボイスを発行するためには、免税事業者であっても消費税の課税業者にならなければなりません。

インボイス制度は、一たび登録すると、課税業者となり、消費税の納税義務が発生します。これに加えて、大変煩雑な事務負担も生じます。コロナ禍で苦しんできた中小零細業者や個人事業主にさらなる負担を強いる制度です。

全国建設労働組合総連合が実施したアンケートによると、免税事業者として仕事をしている一人親方の約1割が廃業を検討していると回答しています。このほかにも様々な業界でインボイスの導入によって廃業の可能性がある、廃業を検討しているという結果が出ています。インボイス制度は死活問題です。

また、昨年10月から事業者登録が始まっていますが、国税庁の公式サイトで、法人名や個人事業主の氏名や登録番号が公表される仕組みとなっており、プライバシーを侵害する制度だと、このことにも疑問と批判の声が高まっています。

また、インボイス制度は、課税事業者と取引のある免税事業者に大きな影響を及ぼします。国税庁は約420万人に上る免税事業者のうち370万人を超える人が課税事業者になり、インボイス制度を適用すると試算しています。

今年3月、水俣市議会からもインボイス制度導入に対応したシルバー人材センターへの支援を求める意見書を上げました。このように影響を受ける業種は様々で、個人タクシーや映画、音楽関係、保険代理店、一人親方を含む建設業など多岐にわたります。

今、様々な団体や業界がインボイス制度について反対の声を上げ、その数はどんどん増えています。

財務省は、インボイス制度は、複数税率における適正課税のためと説明しています。しかしそれならば、複数税率を導入する前に議論を始め、理解を得て、複数税率が導入された2019年10月にインボイス制度を実施したはずですが、しかし、制度の実施を複数税率導入から4年後の2023年10月からとし、さらに制度導入後も6年間は経過措置として、免税業者から仕入れたとしても払った消費税の一部は納税額から差し引けるとしています。

適正課税とは口実にすぎず、インボイスの導入で厳しい消費税の仕組みに切り替えて課税を強化することが狙いではないかと思わざるを得ません。制度の導入はやめるべきだと思います。

全国的に見ると、一部の自治体では取引業者を集めて説明会を開催し、免税事業者に対し、インボイスを登録するよう促している例もあるとお聞きします。

そこで質問です。

インボイスが実施された場合、本市においても、例えば、免税事業者へインボイスの登録を促

すなど、市と取引をしている免税事業者へ影響があるのかどうかお聞きします。

2回目の質問は、以上1点です。

○議長（牧下恭之君） 岩井総務課長。

○総務企画部総務課長（岩井浩昭君） 免税事業者への影響についてのお尋ねになるかと思えます。

令和4年10月7日付の総務省からの通知に、地方公共団体の競争入札において、適格請求書発行事業者でない者が契約の相手方となった場合に当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加することなどを理由として、適格請求書発行事業者でないものを競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないとあります。

本市においてもこの通知の趣旨を踏まえまして適切に対応したいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 今後どのような影響が出てくるかまだ分からない部分もいろいろあるかと思えます。

例えば、自治体がい手として仕入れ税額控除をするために、売り手である事業者に影響を与えてくる事例も今後出てくるかもしれません。答弁にありましたように、適切な対応をお願いしたいと思います。

インボイス制度は結局、税率変更を伴わない事実上の消費税増税だと思います。

先日、ある団体が開催したインボイス制度についての学習会に参加させていただきました。参加されていたのは水俣市民であり、免税事業者当事者です。難しく理解できなかった、何となく分かったがどうしろというのか、そもそもこれ以上税負担を増やしちゃいけない、中小事業者がいなくなる、職人ももっといなくなる、結局、地方がさらに過疎化するなどの感想が出されていました。

そして、1,000万円未満の売上げであれば免税事業者のはずなのに、インボイスを登録して課税事業者になるなんて、そもそもおかしいじゃないかと怒りを持った声も聞かれました。

免税事業者は、ただでさえ厳しい状況の中、課税事業者になるか、そのままがいいのか対応を迫られています。課税事業者になれば納税と課税事務の重い負担がのしかかります。免税事業者のままでいたとしても、取引相手の課税業者から取引を断られたり、消費税相当額の値引きの強要を受ける可能性もあり、行きも地獄、とどまるも地獄の状況です。

痛手を負うのは免税事業者だけではありません。課税事業者としては、取引する相手が免税事業者の場合、これまでは控除できていた仕入れにかかった消費税分を自分で負担しなければなりません。また、取引先である免税事業者が廃業に陥れば、課税事業者としても仕事をする上で困ります。このような連鎖で私たちの生活そのものにも影響を及ぼしかねません。

インボイス制度に反対する声優業界の有志のグループ「VOICTION」の共同代表の1人、甲斐田ゆうこさんは、大人気アニメ「SPY×FAMILY」や「約束のネバーランド」など数々の作品に出演されている方です。

その甲斐田さんは制度の中止を求め、こんなことを語っておられます。実力や才能ではなく、税制によって仕事が奪われる制度を導入することに反対です。税を納めたら仕事ができない、生きていけないというのは本末転倒ではないでしょうか。本当にそのとおりだと思います。

中小零細企業や個人事業主を守ることは、市民生活そのものを守ることにつながります。

そこで、最後に1点お聞きします。水俣市としても国に対し、インボイス制度の中止を求めるべきと思いますが、市の見解をお聞かせください。

この1点をお聞きし、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 平岡議員3点目の御質問にお答えします。

インボイス制度の廃止を国に要望してほしいという御質問でした。

インボイス制度の導入に当たっては、全国市長会から、個人事業主やシルバー人材センター事業の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じるよう提言しており、本市単独で国に対して廃止を要望することは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時20分 散会

令和4年12月15日

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和4年12月15日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後1時36分 散会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 18人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀦 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	上下水道局長（金 子 昌 宏 君）
総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）	総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）
総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）	総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）	福祉環境部環境課長（岩 田 幸 哉 君）
福祉環境部いきいき健康課長（赤 司 和 弘 君）	産業建設部経済観光課長（緒 方 卓 也 君）
産業建設部農林水産課長（永 松 正 治 君）	教育委員会教育課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第4号

令和4年12月15日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 高岡朱美君
- 1 高齢者に配慮した避難誘導、避難所運営について
 - 2 就学に必要な経費の支援強化について
 - 3 介護職員に対するインフルエンザ予防接種費用補助について
 - 4 学校給食におけるCO₂削減の取組について
- 2 藤本壽子君
- 1 水俣市の安心安全な農産物の地産地消について
 - 2 水俣市に建設予定の大型風力発電について
 - 3 水俣市の小児の新型コロナウイルスワクチン接種状況について
 - 4 水俣市の野良猫の対策について

(付託委員会)

第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (総務産業)

第3 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委)

第4 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第5 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について (総務産業)

第6 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第12号) (各委)

第7 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第8 議第94号 工事請負契約の変更について (総務産業)

第9 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について (総務産業)

第10 議第97号 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について (総務産業)

第11 議第98号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第12 議第99号 令和4年度水俣市一般会計補正予算(第13号) (各委)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 2 件、補正予算 1 件の提出がありましたので議席に配付しておきました。

次に、市長から、損害賠償の額の決定及び和解についての報告 1 件がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第 121 条の規定により、岩田環境課長、赤司いきいき健康課長、緒方経済観光課長、永松農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（牧下恭之君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含まない 1 人 30 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

今月 9 日、5 期目は出馬しないと表明した田上富久長崎市長の記者会見の記事が目にとまりました。印象に残った出来事は何かと聞かれ、核兵器禁止条約が昨年発効したことを挙げ、無理だと言われていたことをたくさんの方が力を合わせて 10 年近くやり続けて実現したと述べておられました。自らも長崎を最後の被爆地にと国内外で核廃絶を訴え続けてきた市長ならではの感想だと胸が熱くなりました。

核保有国が強大な力を持つ世界でこのような運動が実るなど、とても不可能に思えました。しかし体験に基づく説得力ある訴えは、世界の人々を動かし、国を動かし、ついに核兵器禁止条約を発効させるに至りました。その姿を間近に見て育った高校生が先頭に立って平和運動を引っ張る姿はテレビや新聞でもおなじみになっています。

翻って、ここ水俣では、水銀に関する水俣条約が水俣病を教訓にして発効しました。そして語り部の会や学校教育の努力によって、その歴史と教訓をしっかりと伝えることができる子どもたち

をたくさん育ててきました。どこに出しても恥ずかしくない高い環境意識を持った子どもたちは水俣の誇りです。広島平和公園の原爆死没者慰霊碑と親水護岸の水俣病犠牲者慰霊碑にはほぼ同じ言葉が刻まれています。二度と同じ間違いは繰り返しません。安らかにお眠りください。この約束は子どもたちに託さなければ果たされることはありません。

これからもたくさんの子子どもたちが意思を引き継ぎ、社会に貢献してくれることを願いつつ、以下質問に入ります。

大項目1、高齢者に配慮した避難誘導、避難所運営について。

①、本市の避難所開設運営マニュアルでは、避難所における食事の提供について、どのように定めているか。

②、昨年9月に発生した台風14号に際し呼びかけられた避難誘導情報は、時系列でどのような内容だったか。また、9月17日時点で避難した人は何人いたか。

③、避難所によってマットレスや段ボールベッドが配備されていないところがある。全ての避難所に配備する必要があると思うが、どう考えているか。

④、毛布を携行して避難することを負担に感じる高齢者が多い。避難所での貸出しができないか。

大項目2、就学に必要な経費の支援強化について。

①、小学1年生、中学1年生を持つ保護者が支払っている就学に要する費用は年間どれくらいか。

②、本市の就学援助金の対象項目と小学校1年生、中学校1年生それぞれの支給額は年間幾らか。

③、準要保護の対象となる生活保護基準に乗じる係数はどうなっているか。

④、過去5年間の就学援助制度申請数及び認定数の推移はどうなっているか。また、今年度の対象世帯数はどうか。

⑤、賃金が上がらない中での物価高騰でボーダーにある人が苦しい状況にある。就学援助の対象を広げる必要があると思うがどうか。

大項目3、介護職員に対するインフルエンザ予防接種費用補助について。

①、現在インフルエンザ予防接種費用を市が補助する対象はどういう方か、その本人負担額は幾らか。また、対象外の方の費用は幾らか。

②、感染対策上、インフルエンザ罹患者に対して隔離期間があるか。

③、市内の介護施設や事業所に従事する職員は何人か。

大項目4、学校給食におけるCO₂削減の取組について。

①、現在学校給食に提供されている牛乳パックの処理はどうなっているか。

②、県内で給食用牛乳パックをリサイクルするか、瓶で提供しているところはあるか。

③、SDGsの観点から評価したとき、牛乳の容器は紙パックと瓶のどちらが優れていると思うか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

中谷総務企画部長。

（総務企画部長 中谷衛君登壇）

○総務企画部長（中谷 衛君） 初めに、高齢者に配慮した避難誘導、避難所運営について、順次お答えします。

まず、本市の避難所開設・運営マニュアルでは、避難所における食事の提供についてどのように定めているかとの御質問にお答えします。

本市の避難所開設・運営マニュアルでは、避難指示を発令した場合において、市が避難者に食事の提供を行うこととしておりますが、避難指示を発表しても、食事の時間までに状況が回復するなどの予測がされた場合など、状況に応じ、食事の提供を行わない場合があるとしております。

次に、本年9月に発生した台風14号に際し呼びかけられた避難誘導情報は時系列でどのような内容だったか。また、9月17日時点で避難した人は何人いたかとの御質問にお答えいたします。

本年9月の台風14号においては、9月17日17時に高齢者等避難、9月18日8時に避難指示を発令しており、9月19日10時35分に全ての避難情報を解除しております。また、9月17日時点では112人の方が避難されております。

次に、避難所によってマットレスや段ボールベッドが配備されていないところがある。全ての避難所に配備する必要があると思うがどう考えているかとの御質問にお答えします。

各避難所への防災マットや段ボールベッドの配備については、もやい館や総合体育館本館など、開設の頻度が多く、保管場所が確保できる避難所には配備を行っております。そのほかについては、市防災倉庫にまとめて保管しており、必要に応じて配備できるよう準備しております。

なお、避難所からの要望があれば、開設状況、保管場所、必要数量などを考慮した上で、現在配備されていない避難所に追加で配備していきたいと考えています。

次に、毛布を携行して避難することを負担に感じる高齢者が多い。避難所での貸出しができないかとの御質問にお答えします。

現在、予防的避難や短期間の避難の場合には、避難所での毛布の貸出しは行っておらず、避難される方に御持参いただくようお願いしているところです。

避難所で必要な物品について、個々の市民の事情に応じて様々なニーズがあるため、全ての御

要望にお応えすることができないことから、本市としましては、避難所の空調、トイレ、段ボールベッド、防災マットなど、個人で用意することが難しい設備や物品の配備に優先的に取り組んでおります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 9月18日から19日にかけて本州を通過した台風14号は、気象庁が九州ではこれまでに経験したことのないような暴風や高波、高潮になるおそれがある。また、記録的な大雨となるおそれもありと発表したものでした。

御答弁いただいたように、これに備えて、前日の17日の夕方には高齢者等避難が呼びかけられ、翌朝、全市に避難指示が出ました。17日時点では112人の方が避難していたということです。私の住む深川地区は、多くの方が土砂災害警戒区域に住んでおられます。かなり古い家の人もいて、大型台風の際は避難を希望される方が必ずいます。17日の高齢者避難の呼びかけを受けて、おひとり暮らしの方数名が民生委員さんの車で葛彩館に避難をされました。帰ってこられたのはその翌々日の朝です。もう二度とあそこには行きたくないと感じを言われました。

理由の1つは、その方は膝が悪いため、座る動作に時間がかかります。避難所は畳に寝起きする環境だったため、寝るのも立ち上がるのも大変でした。初日は5人しか避難者がいませんでしたが、段ボールベッドの案内がありませんでした。翌日、避難指示が出ると避難所はいっぱいになりました。畳に雑魚寝状態の中、寝ている人の足につまずかないか、逆に足を踏まれるのではないかと心配で夜中にトイレに行くのも我慢し、なかなか眠れなかったそうです。

もう一つは食事の問題です。17日にその日の夕食と翌日の分を持って避難所に行きました。そこまで暑くなかったとはいえ、夏場です。翌日の夕方には傷んでいないか確認をしながら、前日に作った食事を食べたそうです。葛彩館の周りにはお店がありませんので、外に出る人はいなかったと思いますが、別の避難所で同じ状況にあった方が、台風が通過する中、買い出しに行っていたという話を聞きました。

まずこの2点について伺います。

御答弁にありましたように、運営マニュアルでは避難指示が出た場合には食事の提供はあり得るということになっています。今回のケースは避難指示が出ましたし、前日から避難をしていた高齢者は2泊することを余儀なくされております。配慮すべきだったと思いますけれども、なぜそうならなかったのか、これが1点目の質問です。

それから、こういう足の悪い方を床に寝かせるのは完全にNGだと思います。自主避難所である深川生涯学習センターには、平常時から段ボールベッドが準備されており、今回も避難者を受け入れる前に組み立てて活用いたしました。

先ほどの答弁では、もともと体育館とそれからもやい館とよく活用する場所にはあるけれど

も、それ以外は倉庫に配備されていて、必要があれば配備するという御答弁だったと思いますけど、そのようにどうしても置く場所がないというところもあるのかもしれませんが、これだけ高齢化が進んでいるわけですから、どこの避難所にもあらかじめ配備しておく必要があるんじゃないかと私は感じます。

また、軽くて衛生上の管理もしやすい畳マットは避難所では大変重宝しています。併せて、どの避難所でも利用できるように配備を進めていただければと思います。

それと同時に、たとえ段ボールベッドがあっても活用しなければ何の意味もありません。自助を実行して、危険な自宅から避難をしてきた高齢者を2次被害から守るのは行政と地域社会の役割です。もう避難したくないと思わせてしまったり、避難したことで逆に具合が悪くなるなどということがないよう環境を整えていく必要があります。

しかし、段ボールベッドを組み立てるのは、避難所の開閉を担当する2人の職員だけではかなりの重労働です。ですから、避難所運営マニュアルには、地域の自主防災組織などと連携をして円滑な避難所運営を心がけてくださいとあります。このような運営ができていますでしょうか、現状をお聞かせください。これが2点目の質問です。

最後に毛布の件について、基本自前で持っていってもらおうということになっているということでしたけれども、避難の誘導の防災無線があるたびに、そが荷物ば抱えて行くんなら避難せんという声が必ず出てくるんです。元気な人にとっては何でもないことですが、歩くのもやっとという方にとってはかなり重荷に感じる要求なのだと理解しなければなりません。

原則自分で準備というのは多くの方は理解されています。一方で、それが故に避難を苦痛に感じてしまう避難誘導、これはやはり考え直す必要があると思います。

避難者の状況に応じて柔軟な対応するとともに、やはり地域でそういう対象者をあらかじめ把握し、助け合える環境をつくっておくことが非常に重要で、自主防災組織との連携を進める必要を強く感じます。以上のことから先ほどの2点質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 高岡議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、9月の台風14号の際に食事の提供について配慮すべきじゃなかったかという御質問でした。

これにつきまして、避難が長期化した場合には、ちゅうちょなく備蓄食糧の配布や協定を結んでいる業者からの食料の調達を行います。備蓄物を提供した後の補充は容易にはできませんので、突発的な地震などで避難が長期化する可能性があることを考慮すると、今年9月の台風14号のように事前に避難が想定される場合においては、できる限り食事などの準備を整えて避難していただきたいと考えております。

2点目につきましては、避難所の段ボールベッドの組立てなどは大変な作業なので自主防災組織とか地域の方と連携しているのかという御質問だったと思います。

避難所において、地域の自主防災組織の方々に段ボールベッドの組立てを手伝っていただければ、避難所の設営がスムーズに進むものと考えております。

このため段ボールベッドの組立ての訓練や研修に積極的に参加していただけるよう、自主防災組織の方々に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 長期化した場合にのみ食事の提供をするというお答えでした。そうであるならば、住民への事前周知は必要であろうかと思えます。

今回のケースでは、高齢者だけが2泊することになりました。高齢者はもともと情報が入りにくい環境にありますので、特に親切丁寧に、例えば今回の場合は食事の提供がないことにも触れて、非常食や保存食の携行を勧めるなど、工夫して避難誘導していただけたらというふうに思います。

それから、避難所の運営について、今後は自主防災組織に働きかけていきたいということでした。これは本当に必要なことで、この状態のままだといざ大規模災害が起きたときは大混乱して、職員に非難が集中することになりかねません。まずは避難所の運営は職員だけの仕事ではなく、自主防災と避難者の協力によってやらなければならない、こういうことを住民合意にしていこうこと、そして日頃の訓練を通じて、役割を明確にすること、そして知識やスキルを磨いていく、こういうことを計画的に進めるべきではないかと思えます。

令和4年の3月議会で、自主防災組織全体のレベルを上げるために防災活動に関するオリジナルの動画を作ってはどうかと提案しております。何も材料を提供せずに地域の自主性に任せたままでは進まないと感じているからです。

そのときは動画ではなく、全地区を対象に特性に応じた資料の作成を検討するというふうに答弁されています。この進捗状況も含め、これに限らず、自主防災組織の活性化を促す取組をどう進めていくおつもりか、最後にこれをお聞かせいただいて、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前9時49分 休憩

午前9時52分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中谷総務企画部長。

○総務企画部長（中谷 衛君） 高岡議員から御質問いただきました自主防災組織の方にそういうビデオとかの資料を提供して、さらに連携していったらどうかという御質問だったと思います。

それにつきましては、御提案いただきました前回の議会で御答弁したとおり、自主防災組織に対して、さらに知見を深めてもらえるような教材の準備については引き続き検討を進めておりますので、いずれにしましても地域の方々と連携しながら防災を進めていくことが重要かと思っておりますので、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、就学に必要な経費の支援強化について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、就学に必要な経費の支援強化について、順次お答えします。

まず、小学1年生、中学1年生を持つ保護者が支払っている就学に要する費用は年間どれくらいかとの御質問にお答えします。

小学1年生を持つ保護者につきましては、学校で着用する標準服及び体操服を一組ずつ購入し、併せて、年間の給食費及び副教材費等を支払った場合、年間で平均約9万2,000円の費用負担となります。

また、中学1年生を持つ保護者につきましては、小学1年生と同様の費目を計上した場合、年間で平均約17万円の費用負担となります。

次に、本市の就学援助金の対象項目と小学1年生、中学1年生それぞれの支給額は年間幾らかとの御質問にお答えします。

今年度の小学1年生を対象とした支給額につきましては、入学時に必要となる費用に充てるものとして、新入学児童学用品費が5万4,060円、入学後に必要となる学用品費及び校外活動費に充てるものとして、学用品費等が1万3,230円、給食費が4万7,280円、合計で11万4,570円となります。

また、中学1年生を対象とした支給額につきましては、小学1年生と同様に、新入学生徒学用品費が6万円、学用品費等が2万5,040円、給食費が5万5,160円、合計で14万200円となります。

次に、準要保護の対象となる生活保護基準に乗じる係数はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本市では、当該世帯の収入額が世帯構成に応じて算定する生活保護の認定基準となる金額と比較して、1.3倍以内となる場合に準要保護に認定されます。

次に、過去5年間の就学援助制度申請数及び認定数の推移はどうなっているか、また、今年度の対象世帯数はどうかとの御質問にお答えします。

就学援助制度申請数及び認定数は、平成30年度は申請数221件、認定数219件、令和元年度は申請数及び認定数ともに228件、令和2年度は申請数及び認定数ともに230件、令和3年度は申請数及び認定数ともに239件、令和4年度の申請数は254件、認定数は237件となっており、年々僅かながら増加しております。また、今年度の対象世帯数につきましては、147世帯となっております。

次に、賃金が上がらない中での物価高騰でボーダーにある人が苦しい状況にある。就学援助の対象を広げる必要があると思うがどうかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、物価高騰により、子育て世帯の生活状況が厳しいことは承知しておりますが、就学援助金を受けていない世帯との均衡を考慮し、現段階では就学援助の対象を広げることとは考えておりません。

なお、市としましては、物価高騰の影響に伴い、子育て世帯に対する給付を行っております。内容については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、子ども1人当たり5万円支給しましたが、低所得の独り親世帯は第1子が2万円、第2子以降が5,000円ずつ別途支給しました。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円、さらに本市独自の上乗せ分として、1世帯当たり1万円を支給しております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 物価高騰対策として住民税非課税世帯に国から5万円、市から1万円が支給されます。楽しみにされている方も多いと思いますが、この物価高は当分収まりそうになく、給付金の効果は一時的と考えられます。大人だけの世帯なら我慢のしようもありますが、食べ盛りの子どもがいれば、支出を抑えるのは容易ではありません。

昨日、淵上議員、平岡議員が給食費の無償化を提案いたしました。給食費は義務教育の一環であり、子どもに対する直接支援という性格を考えれば、自治体の子育て支援策にふさわしいと考えます。ただ今のところ財政的に難しい、子育て支援はほかにいろいろと考えられるというような御答弁でしたので、であるならば、就学援助金の拡充ができないかを提案いたしたいと思っております。

水俣市の就学援助金の準要保護の対象者は、御答弁にあったように生活保護基準の1.3倍以下の収入の方です。住民税非課税世帯が対象になるということになっており、まさに今一番厳しい状態にある方をピンポイントで支援できる制度です。

小学校1年生と中学校1年生が年間通して必要な経費を答えていただきました。小学校1年生が平均で年間約9万2,000円、中学生が約17万円とのこと。これに対して就学援助金の支給額は小学生では合計11万4,570円、中学生では14万2,000円とのこと。小学校はしっかりカバー

できていますが、中学生は3万円不足しています。見方を変えますと、この就学援助金の対象にならない家庭は丸々10万円から17万円の義務教育費を負担しており、兄弟が多くなるほどその負担が増えるということになります。この制度の対象になるかならないかは大変大きな違いがあるということです。

過去5年間の利用者の推移をお答えいただきました。平成30年に219件だったのが、今年度は237件に増えています。興味深いのは、昨年までは申請数と認定数が同じだったのに対して、今年度は申請数が254件、認定数が237件だったということです。調べなければ分かりませんが、支出が増えたことによる経済的な困り感が強くなっているのかもしれないし、制度がしっかり周知されて申請しやすくなったとも考えられます。

実は、事前に財政課の方をお願いをいたしまして、今回5万円を給付する世帯の中から義務教育課程にいる子どもがいる世帯を抽出してもらいました。141世帯という回答でした。

先ほどの御答弁で、今年度の対象世帯は147世帯とのことでしたので、捕捉率は100%と言ってよく、制度がきちんと周知されていると、この点は高く評価しております。

一方で、物価高騰で出費が増えてくるとボーダーラインにいる方々というのが非常に厳しい状況に置かれます。それで対象を広げる必要があるのではないかとことを申し上げたわけですが、援助を受けていない世帯との均衡を考える必要があるということで、それは考えていないというお答えでした。それではお尋ねをいたします。

まず1点目に、生活保護基準の1.3倍と1.5倍ではどれぐらいの収入の差があるのでしょうか。

2点目には、財源についてです。就学援助対象者のうち、準要保護の方に充てる財源はどのようなものでしょうか。

以上、2点を質問いたします。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、生活保護基準の1.3倍と1.5倍ではどのぐらいの所得差があるのかという御質問でした。

先ほどお答えしましたとおり、準要保護の対象となる生活保護基準につきましては、世帯構成に応じて算定額が異なります。例えば、ともに30代の夫婦と小学生及び中学生が1人ずつの4人家族の場合、一月当たりの基準額は1.3倍では約27万円、1.5倍では約31万円となります。年間では約50万円の差額となります。

2点目ですけれども、準要保護児童に要する財源はどのようなものかとの御質問でした。

準要保護児童に要する財源につきましては、全て一般財源となります。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 30歳代の夫婦と小学校、中学校1人ずつの4人家族のモデルで答えていただきました。一月当たりの基準額は1.3倍では約27万円、1.5倍では約31万円ということです。年間で50万円の差があるということなのですが、ではこのモデルで就学援助をもらった場合とそうでない場合を当てはめたらどうなるか。

先ほど、小学校1年生と中学校1年生の場合の具体的な支給額を答えてもらいました。1.3倍の家庭には小中2人分で年間に25万4,570円が支給されます。一方、1.5倍の御家庭にはゼロなんです。これに加えて、いろいろ例を挙げられましたが、この間、非課税世帯を対象にして数回にわたって現金の給付が行われております。今振り込まれている国からの5万円の給付金も非課税世帯が対象です。これらを積算していきますと、もともとあった50万円の収入の差、限りなく小さくなるか、あるいは逆転するケースも出てくるんじゃないでしょうか。今、このボーダーにいる方というのは本当にきついと思うんです。

そしてもう一つ申し上げたいのは財源のことです。先ほど100%一般財源だと言われました。そのとおりなのですが、関係していた方はよく御存じと思いますが、この準要保護世帯への給付金は、2004年までは2分の1が国庫補助でした。ところが2005年以降、一般財源化されてしまったという経緯があります。しかし、補助自体がなくなったわけではありません。地方交付税の交付団体の場合は、この就学援助金の国負担分が交付税措置されています。財政課に確認をいたしましたところ、国の定めた計算式に当てはめて、本市からは小学校のケースでは710万円を国に要求しています。現在、市が対象者に支給している総額の2分の1よりも少し多い要求額なんです。あくまでも要求額であるということではありますが、理論的には丸々市が単独で行う事業でもないわけです。

全国的に見ますと、2018年時点で生活保護基準の1.4倍から1.5倍を対象にしている市町村は161、1.5倍超の市町村も11あります。今日的な情勢を考えたときに、自治体として取り得る、また大変ふさわしい子育て支援だと考えますが、本市としても対象の世帯を1.5倍に広げる考えはないか再度お伺いして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

1.5倍にしてはどうかというような御質問でした。

先ほどお答えしましたとおり、就学援助金を受けてない世帯との均衡を考慮するとともに、県内14市において実施しているところはありませんので、現時点では認定基準を1.5倍にすることは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、介護職員に対するインフルエンザ予防接種費用補助について答弁を求めます。

赤司いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（赤司和弘君） 次に、介護職員に対するインフルエンザ予防接種費用の補助について、順次お答えします。

まず、現在インフルエンザ予防接種費用を市が補助する対象はどのような方か。その本人負担額は幾らか。また、対象外の方の費用は幾らかとの御質問にお答えします。

本市のインフルエンザ予防接種の助成対象者は65歳以上の方々に加え、60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級相当の心臓、腎臓、呼吸器及び免疫機能に障がい有する方です。さらに、本市においては、18歳以下で接種を希望する市民も含めております。

本人の個人負担額は、65歳以上と先ほどの障がい有する方は1,000円ですが、この中で生活保護受給者は申請により無料です。さらに、18歳以下で接種を希望する方も無料となっております。

また、助成対象外の方が接種する場合の接種料金については、各医療機関において定められているため、市では把握しておりませんが、市内医療機関での接種であれば、水俣市芦北郡医師会が定める定期接種料金の4,600円程度ではないかと思われれます。

次に、感染対策上、インフルエンザ罹患者に対して隔離期間があるかとの御質問にお答えします。

インフルエンザは、感染症法上、5類感染症に分類されており、知事が蔓延を防止する目的で入院の勧告等をなされることはなく、隔離されることはありません。ただし、学校保健安全法上の出席停止期間が設けられていたり、一般的な対応として、インフルエンザに罹患した場合、ウイルスを排出するといわれている発症から1週間程度は、周囲に配慮する必要があるとされています。

次に、市内の介護施設や事業所に従事する職員は何人かとの御質問にお答えします。

市内の介護施設や事業所に従事する職員は、厚生労働省の介護サービス情報公表システムによると約1,200人となっております。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 御存じのように、介護職員の人手不足はどの施設、どの事業所でも深刻です。外国人労働者を受け入れる施設も増えてまいりました。常にぎりぎりの体制の中で、かれこれ3年近くコロナ禍で厳しく行動制限をし、高齢者を守ってきたのが介護職員の方々です。

高齢化社会を迎え、なくてはならない職種ですが、保育士と並んで全業界の平均給与に比べ10

万円も低いという実態が指摘をされ、昨年僅かながら賃上げが実施されました。しかし、その賃上げ分もこの10月からは利用者の保険料を財源とする処遇改善加算に切り替わっています。

また、次の制度見直しに向けては、人員基準引き下げを含む数々の改悪が検討されており、介護業界に明るい話題はありません。

12月9日の熊日新聞の一面で、介護事業所の倒産が過去最多になったと報じられました。日本社会のニーズから言えば、絶対に守らなければならない業界が追い詰められています。

そのような中、ある介護施設の方から職員にはインフルエンザワクチンを打ってもらわなければ困るのだが、4,600円の手出しを嫌がり、打たない人もいて困るという話がありました。

これを聞いて、ほかの施設ではどうしているのかを尋ねてみましたら、同じ理由から半分補助している、全額補助しているなど、事業者が負担をしてワクチン接種を促していることが分かりました。

御答弁いただいたようにインフルエンザに罹患すると感染拡大を防ぐために隔離という措置はありませんが、1週間程度の出勤停止を求められる可能性があります。ぎりぎりまで運営している職場にしわ寄せが行かないようにするため、また重症化しやすい高齢者への感染を防ぐためには、事業所がワクチン接種を促すのは当然です。

そこで、この数年、コロナ禍で頑張り続けている介護事業所を支援する意味でインフルエンザの予防接種費用を65歳以上と同等に介護職員に対しても助成することができないか質問いたします。

質問は1点です。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 普君） 2回目の御質問でございました。

インフルエンザに罹患した場合、特に介護施設、介護事業所に勤務されている方々への予防接種に関しての費用の助成についての御質問でございます。

インフルエンザの感染対策の観点から、費用の助成により予防接種が推進されることは非常に望ましいと考えています。一方で、インフルエンザは入院勧告や就業制限等の強い行動制限はなく、新型コロナウイルスと比較すると就業への影響は少ないと考えられます。先ほど述べましたとおり、現在、市の助成対象は重症化が懸念される高齢者などや子育て支援の観点から18歳以下の児童を対象としております。市内の介護施設及び介護事業所に勤務している方が感染症への対応に苦勞されていることは十分承知をしておりますが、医療や福祉施設等も同様の状況があり、新たに助成対象を増やす場合、その対象範囲や優先性について十分な検討が必要になります。

仮に助成を行う場合、その費用を継続的に確保する必要がありますので、財源の確保も課題となります。

このようなことから、現時点では、介護施設等の従事者向けの助成の実施については考えておりませんが、国や他の自治体の動向も今後注視してまいります。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 対象範囲には優先性が必要だということをおっしゃいました。

私は、介護職員は優先性は十分にあると考えるんです。その理由の1つは、最初に述べたように接触する相手が高齢者だということ、2つ目に、現場の人手不足の深刻さです。強制的に休まなくてもというようなこともちょっとおっしゃったんですけど、それはもう相手が高齢者ですから、ないと思うんですね。コロナ禍で職員が休んだために人手が足らずに、利用者に利用を控えてもらったり、そういう例はあちこちありました。そのことで、高齢者の身体機能や認知機能が落ちたり、介護度が上がったり、家族の負担が増える可能性が出てまいります。コロナ禍で、家庭内の虐待件数が増えたということも担当者から聞いております。

そして、先ほど申し上げたように、3つ目には、介護職員の報酬の低さがあります。

先ほど対象者は1,200人だというお答えでした。そのうち恐らく4分の1くらいは65歳以上を超えておられる方が含まれていると考えられます。そうしますと、新たに助成する対象は900名くらいです。自己負担分の1,000円を引いた補助額3,600円掛ける900名は324万円程度です。これぐらいの予算なら何とか確保できるんじゃないでしょうか。

3年間頑張り続けている介護事業所を応援してはいかがかと思いますが、市長いかがでしょうか。

最後、市長に伺って、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 先ほど部長が答弁したとおりでございます。

○議長（牧下恭之君） 次に、学校給食におけるCO₂削減の取組について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食におけるCO₂削減の取組について、順次お答えします。

まず、現在、学校給食に提供されている牛乳パックの処理はどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、飲用後の牛乳パックは、市内小中学校ごとに回収後、焼却処分をしています。

次に、県内で給食用牛乳パックをリサイクルするか、瓶で提供しているところはあるかとの御質問にお答えします。

リサイクルについては、県内14市の状況として、そのほとんどが焼却処理とのことでしたが、熊本市の全部の学校と天草市及び上天草市の一部の学校においては、飲用後の牛乳パックを洗

浄、乾燥させたものを資源ごみとして処理をしているとのことでした。

なお、天草市においては、この取組に際し、学校の児童生徒の規模や現在のコロナ禍の状況にあることから、可能な限りでの取組となっているようです。

また、瓶での提供については、熊本県学校給食会によりますと、県内では、瓶から紙パックへの移行が進み、現在、瓶で提供しているところはないとのことでした。

次に、SDGsの観点から評価したとき、牛乳の容器は、紙パックと瓶のどちらが優れていると思うかとの御質問にお答えします。

瓶の場合、使用回数が増えれば、紙パックよりも環境負荷が少なくなるものと考えられますが、一方で、瓶には重量があるため回収、運搬においてコストが生じ、その後の洗浄、乾燥、衛生管理等の一連の作業工程にもこれに応じたCO₂排出も生じてまいります。また、瓶に牛乳を充填したり、瓶を洗浄したりする設備を、今後、新たに建設し、復旧することと、現行の紙パックの製造ラインを活用することとのどちらが優れているかについても判断が分かれるところではあります。

さらに、新たに瓶に切り替えることは、施設建設費の発生やランニングコストの増すことにより、給食費の値上げにもつながります。各家庭の経済的な負担を抑えるという観点からも考慮を要するものと考えられます。

SDGsは、環境に限らず、経済や社会全体の活動も包括した概念ですので、一概に優劣を申し上げることはできないものと考えます。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 学校給食で毎日提供されている牛乳パックが熊本市と天草の一部でリサイクルはされていますけれども、本市を含めて県内のほとんどの学校で可燃ごみとして焼却処分されています。

早速なんですけど、市長と教育長にこの現状を聞いてどう思われるか、率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。これが1点目の質問です。

次に、SDGsの観点からどちらが優れているかという問いにいろんなことを言われました。ただ私、平成27年の9月議会で1回紹介しているんですけども、東京大学の生産技術研究所というところが、ペットボトル、ワンウェイ瓶、リターナブル瓶、アルミ缶、スチール缶、紙容器を対象にそれぞれ製造から廃棄されるまでどれぐらい環境に負荷をかけるかLCA手法というふうに言われるそうですが、こういう実験をされています。

結果は、エネルギー消費量、CO₂排出量、硫黄酸化物、窒素酸化物、水質の指標であるBOD、COD、SS、水消費量、液体廃棄物、固形廃棄物の全てにおいて、リターナブル瓶が優れているという結果が示されています。

給食の牛乳瓶は何十回も洗って再利用するリターナブル瓶の優等生です。そして、少し前までは給食の牛乳は瓶が当たり前でした。

ところが、メーカーの設備が老朽化する、また瓶は重い、割れやすいなどという利用者側からの要望もあって、県内では全て紙パックに変更されました。その結果、SDGsに私は完全に逆行する事態が起きていると思っています。

それならパックをリサイクルする方法が考えられます。牛乳パックはバージンパルプから作られており、大変良質な古紙です。しかし、県内の各学校、中でも2050年、ゼロカーボンを宣言している自治体に全て私は電話でお聞きしましたけれども、検討さえしていないところもありましたし、リサイクルを検討はしたが、現場の負担が重い、パックを乾燥させる場所がないなどの理由で焼却処分をしているということでした。

教育長にお伺いします。本市では、現状では焼却処分を行っております。今後この状態を維持されるのか、あるいはリサイクルに取り組むお考えがあるのでしょうか。

質問は2点です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目は私と市長に、焼却処分をしていることへの率直な感想をとということでしたので、まず最初に、私から感想を申し上げます。

現在、瓶の牛乳は供給元である球磨酪農農業協同組合では製造しておりませんので、紙パックの牛乳を用いております。

また、紙パックをリサイクルするためには、学校ごとに洗浄・乾燥してリサイクル業者に引き渡す必要がありますけれども、洗浄・乾燥をするということになれば、学校の負担、アレルギー対応の問題、洗浄・乾燥した後に保管しておく場所の確保の問題、衛生上の問題など、様々な問題があり、それに対応するためには大きなコストが生じ、給食費に転嫁をせざるを得ない状況も考えられますので、現状では焼却処分を行うのが適当であると思います。

それでは、2番目の質問にもお答えいたします。

2番目は本市で牛乳パックのリサイクルは再開する考えはないのか。今の状態を維持するのかなというような御質問でした。

紙パックのリサイクルにつきましては、平成29年度に紙パックに移行した当初は、供給元である球磨酪農農業協同組合が各学校の紙パックを回収し、リサイクルを行っておりました。しかし、廃棄物処理法に抵触するということで、平成31年度から同組合が回収を行わないこととなり、以後、牛乳パックは各学校で処分することとなっております。

本市では、学校で処分することとなった当初に一部の学校に依頼をしまして、牛乳パックをリ

サイクルする取組を実験的に行いましたけれども、学校の負担の大きさやアレルギー対応の問題、洗浄・乾燥した後に保管をしておく場所の確保の問題、衛生上の問題等があることが分かりましたので再開をする考えはありません。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 先ほど教育長が答弁をしたことと同じでございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 非常に残念なお答えを市長からも教育長からもいただきました。

今後、水俣市もこの状況が続けると、コストの問題もあってこれが適当だという答えだったわけですけど、紙パックを燃やすということは、まず環境に負荷をかけます。一方、リサイクルはそれでなくても忙しい学校現場に負荷をかけるし、またこれにもコストがかかるということなんですよね。この2つの問題を解決するのは、やはり私は瓶に戻すこと以外にはないと思うんです。

全国的に見れば、大阪、岡山、広島などではまだ瓶牛乳のほうが圧倒的に多いというところもあって、完全に火が消えているわけではありません。

そこで提案なんですけど、まずは市長が音頭を取られて、関係する自治体とこの課題で協議する場を設けられないでしょうか。

県南で言えば、津奈木、芦北、八代、人吉、現状ではいずれの自治体も焼却処分を行っています。津奈木と芦北以外はいずれも2050年カーボンニュートラル宣言をしているまち、そして、一昨日、岩村議員の質問に対しても、本市もその仲間入りをすると市長は明言されました。そして、これらの市町村に牛乳を納入しているのは同じ球磨酪農農業協同組合です。

そして、平成29年まで球磨酪さんは瓶の製造ラインを維持していました。紙パックへの移行は、製造ラインの老朽化だと伺っています。であるならば、自治体が広域で支援をすることで整備してもらおうという道はないのか。目的を説明すれば世論の理解は得られるじゃないかと私は思います。

CO₂の削減は世界的緊急課題です。毎日毎日、教育施設から大量のバージンパルプが再利用もされずに燃やされています。直ちにこの問題に対処すべきじゃないでしょうか。

市長と教育長のお考えをお聞きして、質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

市長と私に、瓶の施設を再建するための広域で話し合いをしたらどうかというような御質問でした。

球磨酪農農業協同組合へ瓶の製造ラインを再建する場合に必要なコストをお伺いしましたところ、牛乳の充填機と改修後の洗瓶機を設置するために1億円以上の投資が必要になるとのことでした。また、製造ラインに必要な人員も瓶より紙パックのほうが4分の1で済むとのこともありました。そのほか、瓶の運搬コスト、破損のリスクなど、瓶に移行する場合に改めて検討すべき事項が生じる旨のお話もありました。瓶から紙パックへ移行している全国的な傾向も踏まえると、球磨酪農が紙パックでの製造を行っていることも理解ができます。

また新設して5年ほどしかたっていない紙パックの製造ラインと供給体制を廃止して、瓶による製造と供給を再開した場合の資源のロスやコストの上昇も考慮しなければならないと考えられます。そのため、瓶製造を再開するよう球磨酪農に求めることや話し合いの場を設けることは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） ただいま教育長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。無限21の藤本壽子です。

本年最後の一般質問者となりました。水俣市も多くの課題を抱えておりますが、私は何より――
――拡大には反対であります。ましてや増税にも反対です。政府は同盟国との軍事訓練などで緊張をあおらず、平和共存の話し合いを重ねるべきであると考えます。そして税金は困窮する国民の暮らしへと投入すべきです。他国との紛争を戦争・武力で解決しないという憲法9条

を私たちの希望として新しい年を迎えたいと願います。

以下質問に入ります。

大項目1、水俣市の安心・安全な農産物の地産地消について。

①、学校給食で使用している農産物のうち、地元産のものはどれくらいあり、有機栽培、減農薬のものはどれくらいあるのか。

②、道の駅みなまたの農産物のうち、地元産のものはどれくらいあり、有機栽培、減農薬のものはどれくらいあるのか。

③、水俣市には有機栽培などに取り組んでいる生産者はどれくらいあるのか。

④、水俣市は農産物の地産地消をどのように進めてきたのか。

大項目2、水俣市に建設予定の大型風力発電について。

①、計画地の湯出、大関山周辺は、地質学の専門家によると安山岩溶岩という土壤であるということであるが、この土壤はどのような性質のものであるのか。

②、湯出、久木野地区では、過去どのような土石流災害があったのか。

③、大関山周辺の哺乳類のうち、絶滅危惧種や天然記念物のものがあるのか。

④、風力発電による低周波被害はどのようなものであると言われているのか。

⑤、水俣市も低周波の被害が懸念されるが、市は大関山風力発電、JREの方法書への意見書の中で業者に対し、どのように要望したのか。

大項目3、水俣市の小児の新型コロナウイルスワクチン接種状況について。

①、現在の接種状況はどのようなものであるか。

②、ワクチンによる後遺症の事例はあるのか。

大項目4、水俣市の野良猫の対策について。

①、野良猫についての相談、苦情はあるのか。

②、熊本県では、地域猫活動について補助金を出しているが、市はどのように周知しているか。

③、市民が野良猫に避妊をする活動を続けてきたが、現在はどのような状況か。

④、猫の譲渡会などはあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、水俣市の安心・安全な農産物の地産地消について、順次お答えします。

まず、学校給食で使用している農産物のうち、地元産のものはどれくらいあり、有機栽培、減農薬のものはどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

答弁に先立ちまして、減農薬農産物との表現は現在使用されておらず、農林水産省の特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて、表示禁止事項となっておりますので、答弁の中では特別栽培農産物という表現でお答えさせていただきます。

学校給食では、JAあしきたから水俣芦北産の米を購入し、野菜も可能な限り地元産のものを使用するようにしております。そのため、令和3年度に購入した農産物については、メニューの重量ベースで約47%が水俣芦北産となっております。食材は、有機栽培等の指定を行って購入しているわけではありませんので、有機農産物、特別栽培農産物がどれくらい含まれているかは確認できません。

○議長（牧下恭之君） 緒方経済観光課長。

（産業建設部経済観光課長 緒方卓也君登壇）

○産業建設部経済観光課長（緒方卓也君） 次に、道の駅みなまたの農産物のうち、地元産のものはどれくらいあり、有機栽培、減農薬のものはどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

指定管理者である株式会社みなまたにお聞きしたところ、現在、当該物産館に農産物を出品している水俣・芦北地域の事業者46者のうち、環境マイスターとして認定されている事業者は3者であり、それ以外にも有機栽培や特別栽培に取り組んでいる方が複数おられると伺っております。

○議長（牧下恭之君） 永松農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 永松正治君登壇）

○産業建設部農林水産課長（永松正治君） 次に、水俣市には有機栽培などに取り組んでいる生産者はどれくらいあるのかとの御質問にお答えします。

本市における有機栽培などに取り組む生産者数については把握しておりませんが、熊本県有機農業研究会及び鹿児島県有機農業協会に伺ったところ、本市の6件の農業者などが同組織から有機農産物の生産工程管理者として認証を受けているとのことでした。

また、本市で支援している化学肥料及び化学合成農薬を半減させ、地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動を行う国の環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者などは、令和3年度実績では26件となっております。

次に、水俣市は、農産物の地産地消をどのように進めてきたのかとの御質問にお答えします。

本市ではこれまで、第6次水俣市総合計画に基づき、消費者が求める食の安全・安心、流通コストの削減などを目的として、地産地消を推進してまいりました。

具体的な取組としては、地元農産物の地域内流通を推進するため、学校給食における地元農産

物の利用や直売所などへの支援、サラたまちゃん祭りや道の駅における農産物フェアなどイベントの開催支援、生活研究グループや女性グループへの加工・販売活動の支援、市民に対する地産地消の情報の提供などを行ってまいりました。

今後の農産物の地産地消の推進につきましては、リニューアルした道の駅みなまたを積極的に活用するため、地域から道の駅みなまたへの集出荷の仕組みを整備するなど、さらに地産地消が進むよう努めていきたいと考えております。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

本年11月13日、芦北町コミュニティセンターで「自分達の食と農と暮らしを守る」と題し、東京大学の鈴木宣弘先生の講演会がありました。地元のレストラン経営者の方が中心になられ、自分の経営が直面する農業の担い手への心配からこの講演会を発案したと言われた。

鈴木先生の講演の中身は、農水省の中におられましたので、経験を基に話されました。現在はウクライナでの戦争、そのことをめぐる世界情勢もあり、いよいよ日本の農業は危機的であること、熊本県を含む酪農家の自殺も相次いでいる。農業政策の目玉は輸出振興とデジタル化のように言及されてきたが、政府の危機認識力が欠如していると指摘。

食糧自給率が下がったのは、アメリカやヨーロッパ並みの個別補償がないこと、貿易自由化を進めたこと、さらに戦後、学校給食がアメリカの余剰農産物の受け口になったことなど、これは日本の食生活、スタイルを変化させたと言われました。

それを地域からどのように変えていくか、地域でのネットワークづくりと、生産者と消費者が支え合い、強い農業をつくると言われ、自然の摂理に従い、生態系の力を最大限に活用する農業、それが長期的に見れば総合的に経営効率が高いと指摘された。

また政府は、みどりの食糧システム戦略で二酸化炭素大幅削減を目指し、2050年までには稲作を主体に有機栽培の面積を25%拡大、農薬の50%削減を打ち出しています。

現在、世界情勢により化学肥料の高騰などもあり、有機栽培への拡大のチャンスかと思われる。

さて、このような状況の中、安心・安全な農産物の流通は水俣にとっても改めて取り組む課題ではないかと思っています。

そこで2回目の質問をいたします。

これを具体的により身近な取組とするため、水俣産の、できれば有機米に近いような製法のものや学校給食の食材にすることができないかと思えます。質問の1番です。

次に、先日、道の駅を改めて見せていただきました。農産物も地元産のものが美しく並べてあり、その中心にはバラの花が飾ってあるという心をくすぐるものでありました。ただ、この農産

物はどのように作られ、農薬や施肥はどのようなか、つまり、総じて安心・安全な食材なのかということが判然としないという感じを受けました。

水俣は、水俣病を経験したまちだから、農産物の生産においても環境に負荷のない、そして安全な農産物をという長い歩みがあったと思っています。

例えば、水俣病被害者の生産者の中には、それまでの慣行栽培による農薬かけは、体にこたえるものでした。1日まくと1日寝込むという生産者もいました。

そんな中、東京のこだわり食材を求める消費者から、できるだけ環境に負荷がなく、体にも優しいものを作ってもらえないかという連携ができた。有機の肥料、海藻などで土づくりをするうち、消費者に満足のいく農産物が出荷できるようになった。

私は水俣の道の駅のコセプトは、安心・安全な農産物をできるだけ入れる、そのことで特色を出していただけないかと思います。このことを2番目の質問にしたいと思います。

さらに、今夏、300万トンの容量の管理型最終処分場が計画されていました、山都町の町民より水俣市の経験を講演してほしいということで依頼がありましたので参りました。

改めて、山都町は有機栽培を推奨するまちであることを認識しました。講演の前の昼食に出たのは、地元産にこだわった大豆弁当でした。山都町は、全国でも最も早く有機農業に取り組み、農家の生産者における有機栽培農家の割合が日本一であるということです。人と人がつながる有機のまちづくり、SDGsに選定され、その施策に関する補助金が出ています。先ほど質問した学校給食への有機米もこの補助金の活用で実現できているということでありました。

また、これらの推進のため、農林振興課には有機農業推進室があります。複数の人が携わっています。

ぜひ、水俣市もこの有機栽培推進室などを担当部署に入れていただいで進めるつもりはないかということ質問の3番目にしたいと思います。

さらに、地産地消ということでは、やはり地域の住民の方たちの支えが必要であると考えています。そのために今、いろんなところで市やお祭りなどはありますけれども、それでもやはり定期的な市がなくなってきているところもありますので、ぜひ水俣市としてはそのような地域の地産地消が根づくようなことに対して支援をしていただけないかと思ひまして、これを質問の4番目にしたいと思います。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

私からは1番目の質問にお答えします。

学校給食において水俣産の有機栽培米を取り入れることはできないのかという御質問でした。

J Aあしきたにも特別栽培米である大関米がありますけれども、給食で採用した場合、年間で約500万円の食材費の増加が生じ、給食費の値上げを行う要因となりますので取り入れることは考えておりません。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の2回目の御質問ですが、2番目から4番目までを私のほうから答えさせていただきます。

まずは、道の駅における食材の安全性の消費者に対するPRについてお答えします。

道の駅みなまたのShop & Cafe ミナマータは、ほかの道の駅や物産館との差別化を図り、より魅力的な店舗となるような施設づくりが重要だと考えております。そのためにも、まずは特別栽培農産物や有機農産物などをしっかり把握するとともに、それを店舗内で分かりやすく表示するなど、消費者に訴求する取組の実施を指定管理者に対して働きかけてまいります。

3番目でございますけれども、市として有機栽培推進室の設置等はできないかとの御質問であったかと思えます。

本市では現在、有機栽培等の推進に関連する環境保全型農業直接支払交付金事業等の担当職員を農林水産課に配置しており、有機栽培等の推進にしっかり対応しておりますので、新たな部署の設置は考えておりません。

それから最後の4番目ですけれども、各地区において定期的な市を開催してはどうかとの御質問にお答えします。

これまで水俣市内では、地域や活動団体の御尽力により、各地区で主催する石坂川ふるさと祭りや野川白菜祭りなどのほか、民間施設における朝市やマルシェ等が開催されております。

これまでもこのような直売所やイベントの開催に向けた支援を行っておりますので、今後もその他の地域や活動団体などから要望がございましたら支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問いたします。

御存じのとおり、農薬散布中の事故、あるいは農薬を使用することによって畑や川に生息する生物が少なくなった、また世界的な問題として蜂が少なくなっています。既に有機栽培、低農薬という流れは半世紀近くの歩みとなっています。残留農薬は、子どもたちの体も精神もむしばむという学者もいます。

地域の中で大きな利益がなくても農産物を循環していくことは大切なことだと思っています。また、今後の食糧の私たちの安全保障にもつながるということで、たくさんの学者からも聞いていますので、これを確保するためにも、地産地消を大事にしたいというふうに思います。

そして加えて、全国には地産地消を進めるための条例をつくっているところが多くあります。安心・安全な農産物の供給、食育の推進、市内産物の優先使用、生産履歴の記録、都市住民との交流、これは生協などの消費者との関係でもあると思いますが、これらの中身、農産物のブランド化を行うことが大事です。

福井県の小浜市は「身土不二」という言葉を使用、つまり生まれたところの食べ物が最も体に最適だということで条例をつくっておられます。

水俣は特に食べ物の安全性にこだわった地元での循環が望まれると思います。こだわり農業の推進、農産物のブランド化で必ず交流人口が増え、また移住者も増加すると思います。

水俣市地産地消推進条例などを検討されないかということをご提案したいと思います。質問は1つです。

○議長（牧下恭之君） 本田産業建設部長。

○産業建設部長（本田聖治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。

地産地消推進条例を市でつくることに前向きに検討する考えはないかとの御質問だったかと思えます。

地産地消推進条例につきましては、平成21年に熊本県が熊本地産地消推進県民条例を制定しており、同条例の中で、県、市町村、生産者、事業者、県民の役割や食育との連携などが定められております。

また、本市では、第6次水俣市総合計画の中で、地産地消と水俣ブランドづくりを位置づけ、具体的な事業に取り組んでおりますので、現時点では市独自の地産地消条例を制定することは考えておりません。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市に建設予定の大型風力発電について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣市に建設予定の大型風力発電について、順次お答えします。

まず、計画地の湯出、大関山周辺は、地質学の専門家によると安山岩溶岩という土壤であるということであるが、この土壤はどのような性質のものであるのかとの御質問にお答えします。

文献等によりますと、安山岩は、火山噴火時に噴出した安山岩質マグマが固まりできた岩石であり、水や空気と触れ合う表面がまず風化し、徐々に内部に進行していく性質であると書かれております。

次に、湯出、久木野地区では過去どのような土石流災害があったかとの御質問にお答えします。

本市の保存文書を調査したところ、湯出、久木野地区ともに人的被害が発生した土石流災害の記録は確認できませんでした。

次に、大関山周辺の哺乳類のうち、絶滅危惧種や天然記念物のものがあるのかとの御質問にお答えします。

大関山周辺の哺乳類では、ヤマネの生息が確認されています。ヤマネは2019年の熊本県のレッドデータブックでは、県の準絶滅危惧種となっており、文化財保護法による国指定の天然記念物でもあります。

次に、風力発電による低周波被害はどのようなものであると言われているのかとの御質問にお答えします。

風力発電による低周波被害として、睡眠障害などの人の健康への影響等を懸念される声があるものと承知しております。しかしながら、令和2年9月議会で杉迫議員の御質問でもお答えしましたが、環境省が平成28年に公表した風力発電施設から発生する騒音等への対応についてという報告書によれば、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかった」とされています。

次に、水俣市も低周波被害が懸念されるが、市は大関山風力発電、JREへの方法書への意見書の中で、業者に対しどのように要望したのかとの御質問にお答えします。

(仮称)大関山風力発電事業環境影響評価方法書の超低周波音という項目において、調査地点の追加、予測結果における人の感覚範囲内とそれ以外を含めた予測値の併記、共鳴による音圧レベル上昇の予測、計画と同規模の風車騒音予測の出典の明記、風車周辺の生態系への影響を市長意見として熊本県へ提出しました。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

本年10月、熊本学園大学の研究センター公開講座が行われました。風力発電についての様々な角度からの問題提起でした。水俣の自然、地形、地質及び動物と風力発電ということでは、元水俣高校の地学の教師であった長峰智先生が、風力発電による健康被害、低周波騒音については、北海道大学工学研究院環境工学部教授松井利仁先生の講演がありました。

既に長峰先生の講演は市役所の方も聞いておられる方がいると思いますが、重ねるようになりますが、肥薩火山区は、溶岩平坦面の火山地形であり、洪水安山岩と言われるこの溶岩は、垂直方向の割れ目と薄状形の板状節理の割れ目が目立ちます。この無数の割れ目は透水層になる。そのため、宝川内などを含め、土砂災害を誘引しました。過去にも土砂災害のあった形跡があります。湯出川の大きな岩、見られたことがありますね。それを物語っています。また、久木野地区の河川大浦川、野田棚田は土石流災害の後、棚田になりました。

また、小学校の大岩、これらは過去の土石流によって大関山から運ばれてきたと考えられています。

土砂災害までいかずとも表層崩壊は各地で起こっています。

質問に入ります。改めて質問します。

2003年の豪雨災害のときには、市内各地でどれぐらいの表層崩壊があったのか、質問します。

さらにお尋ねします。この安山岩溶岩の上の保安林を伐採し、風力発電をつくるということですが、土砂災害や水質への影響は避けられないと思いますが、改めて見解をお聞きしたいと思います。

次に、生態系の環境影響評価項目に風車の稼働、低周波音の項目を大ざっぱに言うと入れてほしいとの意見書を要望したというのは、私は水俣市には評価ができることだと思っています。

しかし、松井先生も言われましたが、知見を認めない、なぜか環境省のほうが見解を出さないということがあるということはこの講演会の中の資料に環境省の名前で行った睡眠障害などの知見があるんですね。講演後、先生にこのような知見があるのに、なぜ環境省のほうでは認めてないんでしょうかというふうに言いましたら、環境省は公募でそれを行かせたが、評価はしなかったと述べられました。

私は、環境省の関係部署に連絡をしまして、松井先生の指摘のあった資料を確認しましたが、そのようなものはないと言われました。そして、たった1つ認められたのは、久留米大学が行った、前に私が申し上げましたが、長島町の風力発電による低周波被害、騒音の長期健康影響に関する疫学研究はあるという回答がありました。それ以外はないという回答でありました。私は環境省のこのことには納得ができないと思っています。

低周波音については、その影響を調査できないか、または調査しないままの想定での回答となるのではないかとこのように松井先生も述べておられました。

そこでお尋ねですが、業者は方法書に対する水俣市の意見書にどのように答えたのかということをお答え願いたいと思います。

最後に、大関山における哺乳類だけの絶滅危惧種ですが、天然記念物は多く生息しています。哺乳類ですね。

長峰先生は、2020年の7月から10月のうち、目撃した数の表を作っておられます。天然記念物のヤマネについては、熊本の先生とともに巣箱を置き、調査をされています。その結果、ヤマネ存在が明らかになり、そのことを論文にされました。その他の絶滅危惧種の哺乳類として、イタチ、カヤネズミ、モモンガ、ムササビ、カモシカなどがあります。

市民有志によって、市内山間地でのクマタカの調査も行われています。昨年4月から既に15回以上にもなっているんです。現在は、クマタカの営巣地をビデオに収めるなどの活動をされて

います。

御存じのように、十数年前、7基の風力発電を計画した業者がありましたが、このクマタカの営巣地に配慮することから、結局、事業実施が困難であるということで撤退をしたという経験があります。

このように大関山周辺、そして水俣の山間地は水俣市民の古代からの宝物を育む地であります。風力発電機が建設された場合、どのような状況になるか考えていく必要があります。

ぜひここで市役所の皆さん、そして市長にも要望したいと思います。山間地のほうに目を向け、そして足を運んでいただきたい。まずはそのことをお願いして3つ質問をいたしました。

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時32分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の2回目の御質問に対してお答えします。

まず1点目の平成15年水俣土石流災害の際は、水俣で何か所の表層崩壊があったのかというお尋ねでした。

平成15年水俣土石流災害の際の表層崩壊の数は把握しておりませんが、林業被害における産地崩壊については81か所と記録が残っております。

2点目の風車建設のために保安林の伐採が行われることで、土砂災害や水質悪化が懸念されるがどう考えるかというような御質問でございました。

保安林伐採による土砂災害につきましては、地質や伐採も1つの要因になり得ると思われまじけれども、それ以外にも山地の地形、降雨量と地下水の影響などの複合的な要因が考えられます。

また、水質悪化についても同様と考えられますので、総合的に判断していく必要があると考えております。

3点目の環境影響評価方法書で提出した意見はその後どうなったのかという御質問です。

方法書につきましては、市長意見としてアセスメント調査の方法及び調査地点の追加について意見を提出しております。

身体についての調査は、超低周波による影響についての追加調査を提出しましたが、事業者も県も了解をいただいているところでございます。

それから、共鳴による音圧レベル上昇の影響拡大につきましては提出をしましたが、予

想困難として県も却下をされております。

続きまして、低周波による周辺の動植物への影響につきまして提出しましたが、予測は困難ということで、これも却下になっております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

水俣市の表層崩壊は長峰先生の知見によると100か所ぐらいだったということを知っております。そのうち2,000基以上の風力発電があり、土砂災害があったのは三重の青山高原などですが、現在も手がつけられないような状況であるということでもあります。風車を建てるには森林を伐採し、20メートルも穴を掘ります。その土砂の置き場からの流出も懸念されます。

先日の講演の中で松井先生は、水俣市での計画中の風力発電事業による健康影響ということで、風車騒音による健康影響への予測方法の概要、環境省による全国調査結果（不眠症）環境省の指針値を超える住民数の推定結果、不眠症に罹患する住民数の推定結果を示されました。

不眠症のリスク地域に居住する人口と罹患者数、その環境省調査に基づく指針値35デシベルを超える地域に水俣市の場合約4,000人が居住しています。各種生活妨害や今後の新たな住居建築に支障が生じる可能性があると言われました。

講演後、先生に連絡をし、低周波音の定義など基礎的なことをお聞きし、その他、山間地での低周波音が共鳴する可能性があるのかと問いました。その可能性があると言われました。特に、風車騒音で不眠症のリスクが上昇する1,300人のうち30人は不眠症に罹患する。そして、この地域から居住空間を変えない限り、死に至る病を誘引する可能性があると言われました。

私は、その前に札幌医科大学の山田先生の石狩風車の低周波測定結果と健康被害という論文を見ていました。実際に見たく、現地に行きたく思いましたので、市議会無限21会派とともに石狩湾に参りました。石狩湾に面する北海道の再生エネルギーの拠点地です。新港ですが、無造作に50メートルから90メートルの風車が立ち並び、風車の羽が風を切る音を体感いたしました。

付け加えますと、先日12月11日に北海道石狩市にお住まいの風力発電を地域から考える全国協議会の佐々木邦夫氏が講演をされましたが、まず自らが稚内で市議員をしていたとき、小型の風車が家の近くに建ち、体調が悪くなった。特に船に乗っているような感じになったと言われました。それから佐々木氏は全国を駆け回ってその現状を訴えておられます。

そこで、水俣市と職員の方、水俣市役所の皆さんに要望いたします。

住民から、今2,000基建っていますので本当に騒音被害、毎日のように浴びるわけですがけれども、その地域で苦しんでいる皆さんがたくさんおります。その方たちのところにぜひ行って話を聞いてほしいと思います。

静岡県の南伊豆ですが、前市長宮本市長はそこまで行かれて、地域の声を聞いてこられました。また今、準備書が出ていない段階だからということ再三言われますけれども、準備書が出てからということでは遅くはないでしょうか。ぜひ視察に行かれ、風車が回って健康状態が悪くなったというところに行き、現状を聞いてほしいと思います。これは建設予定地周辺の住民からも同じ気持ちを聞いております。

そして最後に質問いたします。

今すぐできることとしては、市長にお願いをしたいのです。忙しい中とは思いますが、先ほどから述べていますように、建設予定地の地域の土壌、また過去の土砂災害の跡を直接見て、専門家から話を聞くような機会をぜひ持っていただけないかと思いますが、市長の声をお聞きしたいと思います。

○議長（牧下恭之君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 市内の風力発電事業実施予定区域につきましては、昨年5月頃見渡せる場所に行きまして、おおむね把握をしております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市の小児の新型コロナウイルスワクチン接種状況について答弁を求めます。

赤司いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（赤司和弘君） 次に、水俣市の小児の新型コロナウイルスワクチン接種状況について、順次お答えします。

まず、現在の接種状況はどのようなかとの御質問にお答えします。

本市における5歳から11歳までの小児の新型コロナワクチンの接種状況につきましては、本年12月6日現在、1・2回目の初回接種を終えた児童が30.4%、3回目接種を終えた児童が4.6%となっております。

次に、ワクチンによる後遺症の事例はあるかとの御質問にお答えします。

本市において、小児のワクチン接種による後遺症の事例は発生しておりません。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。2回目の質問をいたします。

小児の新型コロナワクチン接種については6月議会で質問いたしました。その時点でファイザー社の臨床試験が2023年5月完了、モデルナが2022年10月に臨床試験が完了するという段階であり、ワクチンによる副反応の事例が多くある中、接種には慎重にという意見を申し上げました。水俣市民のワクチン接種による後遺症については、大変重篤な例も含め聞き及んでおり

ます。

さて、9月時点ですけれども、厚労省の予防接種ワクチン分科会副反応検討部会資料によると、ワクチンによると推定される死亡者が1,835名、重篤者が7,720名とあります。それから、5歳から18歳までの副反件事例が914件、うち重篤者が284件、死亡者が5件ということでありました。

この5歳から18歳のことですけれども、この結果を新型コロナで罹患した方たちと比較しますと死亡者・重篤者より上回っているということであり、この事実は注視する必要があると思っています。

さて、ここで質問をいたします。

小児のワクチン接種の折、希釈間違いがあったということですが、どのようなことであったのか。また、その後どのように対処したのか、質問を2ついたします。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 普君） お尋ねは、小児接種での間違い、希釈誤り、どういうふうな概要であったかという点と、どう対応したかという2点というふうなことでございました。

希釈誤りによる接種の事案は今年10月に、本来希釈して接種すべき小児ワクチンを希釈せず接種を行ったものです。

対応としましては、医療機関からの間違い接種の報告を受け、直ちに接種者の健康状態を確認し、保護者を訪問して説明及び謝罪を行いました。保護者によりますと、被接種者は接種翌日に発熱、接種部位の痛みがあったものの、数日で回復されたとのことでしたが、当該医療機関と連携し、被接種者の健康観察を行いました。

さらに、今回の事案を水俣保健所に報告するとともに、当該医療機関及び委託医療機関、水俣市芦北郡医師会に対して文書でワクチンの接種及び用法・用量、準備、問診、接種時に確認すべき事項を徹底するよう、注意喚起を行いました。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

子どもたちの接種後のことでは重症ではないけれども副反応があった事例というのをお聞きしています。ワクチンを希釈せず接種したという間違いは、重篤な副反応を起こす可能性があったことと私は認識いたします。あつてはならないことではないでしょうか。医療機関は今後の対策を厳格に行う必要があると思っています。

現在拡大している変異体は、普通の風邪と大差ないと既に8月2日に日本感染症学会が緊急声明を出しています。つまり、新型コロナワクチンは特例承認の要件を満たさないということになります。

国も今現在、新型コロナウイルス感染症に対する見解を見直すという議論をしています。もちろんコロナによる感染者が増加しないようにと思いますが、人類は感染症との闘いの歴史を持っています。ある意味共存の歴史であるという立場に立てば致死率の下がっている現在、それが本当にワクチンによるものなのか、客観的に評価し直すことも必要ではないかという学者もいます。

また、市民の中には、子どもたちが食を環境の改善をしていく中で自然治癒力をつけていく、そのことを共に考えたいという保護者の活動が始まっています。このような中での小児へのワクチン接種ということでもあります。

どうか、小さな未分化な子どもの命を守ってほしい、この観点で子どもへの接種については、ぜひ配慮していただくよう、今後も医療機関に対し要望していただきたいと思います。質問は1つです。

○議長（牧下恭之君） 高三瀨福祉環境部長。

○福祉環境部長（高三瀨 普君） 小児接種のことでございました。

保護者への情報提供、または間違い接種が起こらないように医療機関への注意喚起というふうな御提示でございました。

今後もワクチン接種について必要な情報提供を行っていくとともに、間違い接種が起こらないよう、引き続き医療機関と連携し、安心して接種できる接種体制づくりに努めてまいります。

○議長（牧下恭之君） 次に、水俣市の野良猫の対策について答弁を求めます。

岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、水俣市の野良猫の対策について順次お答えします。

まず、野良猫についての相談、苦情はあるのかという御質問についてお答えします。

野良猫に関する苦情件数は令和3年度に9件、令和4年度は11月30日時点で6件となっております。

相談の内容に関しましては、弱った猫や増え過ぎた猫の処遇に関するものが多くなっております。

苦情の内容に関しましては、野良猫というより、野良猫への無秩序な餌やりを行う人に対してのものがほとんどとなっております。

次に、熊本県では、地域猫活動について補助金を出しているが、市ではどのように周知しているかとの御質問にお答えします。

地域猫活動及び野良猫の避妊去勢の助成制度について、水俣保健所の依頼によりまして市報により周知しております。

次に、市民が野良猫に避妊をする活動を続けていたが、現在はどのような状況かとの御質問にお答えします。

広島に拠点があり、全国で猫の避妊活動を行うTNR実行委員会という団体があり、水俣にも支部があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、TNR実行委員会が年に1、2回水俣において、格安で猫の避妊手術を実施されておりましたが、最近は水俣での活動はございません。

次に、猫の譲渡会などはあるのかとの御質問にお答えします。

市では実施しておりませんが、水俣保健所主催により年1回実施されており、最近では10月22日に実施されております。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきました。この担当になられている環境課の皆さん、そして保健所の皆さんも大変だと思っておりますが、もう一步、質問をしたいと思えます。

熊本県の地域猫活動への支援というのは、地域の猫の適正管理に補助金を出し、飼い主のいない猫の地域での環境改善を図る、また地域住民への啓発など、地域でルールをつくり、猫を管理する活動に支援をするものです。

これまで地域猫を増やさないということで、自分で飼うのではなく、責任の持てない猫にはまず餌をやらなないということが大切だということでしたが、この地域猫活動は、地域で場所を決め、その周辺で排せつもさせる、地域で場所が考えられれば、人の家に侵入させることを防ぐことが可能になる。このようなことで地域猫の活動となっているわけですが、実際私も経験ですけども、隣にみかん園があるんですけど、持ち主が毎日来られて6匹の野良猫に餌をやってくれます。やってくれると言ってはあれなんですけれども、そのことによって以前より、うちは魚屋ですので猫が入ってくるのが少なくなりました。このように地域で何とかできないかということをお私に考えています。

地域の活動に30万円の補助があります。これは水俣市からの補助ではありませんが、これとともに、県から猫の避妊をするための補助もあり、これらを有機的に結びつけるためにも地域の中でまず話し合う、そして地域にいる野良猫を増やさず、環境も守れるようにできないか、なかなか困難であるとは思いますが、モデル地域をつくれないかと、まず提案をしたいと思えます。

そして、2番目ですけども、市民の方から、ボランティアで野良猫の避妊活動を続けてきた市民ですけども、協力病院をもっと増やしてほしいということ、また、野良猫の避妊について市民に理解してもらうよう積極的に取り組んでほしいということ等の要望がありました。これについて、2番目の質問にします。

○議長（牧下恭之君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 藤本議員 2 回目の御質問にお答えいたします。全部で 2 点ございました。

まず、1 点目のモデル地区をつかって地域猫活動を推進したらどうかという御質問でございました。

猫による苦情の内容につきましては、先ほど答弁しましたように、野良猫への無秩序な餌やりなどの猫の使用に関する周囲への配慮を欠いた行動についてのものが大多数でございます。しかしながら、件数としては少ないため、地区を限定するモデル地区の設定ではなく、まずは猫の飼養のマナーに対する啓発を進めていくべきと考えております。

2 点目の水俣市も猫の避妊活動に力を入れてほしいという御質問でございました。

水俣保健所と連携しながら、猫の飼養についてのマナーを促す取組を共に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 最後は要望にさせていただきます。

県内でも熊本市と天草郡の苓北町が補助金を出して避妊の活動をしています。私はもう一步、水俣市もこの活動を支えていただけないかというふうに思います。

それから、我が家に本当に猫が来るんですけども、餌もなく震えながら鳴いている猫がいました。人間の子どもは大切に育てられますが、猫は人間の近くで生きた歴史がありますけれども、猫によってこんなに運命が違っていいものだろうかというふうに切ないものを感じています。

また今現在でも全国では10万匹の猫が殺処分されています。市民からの要望がありますように、まずは猫を増やさない、この避妊の活動に対して、ぜひ水俣市は前向きに頑張っていただきたいと思ひまして、これは要望にいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（牧下恭之君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、午後 1 時30分まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 会議に先立ちまして報告をします。

田口憲雄議員から所用のため、本日の午後の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

○議長（牧下恭之君） これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（牧下恭之君） 日程第2、議第81号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

○議長（牧下恭之君） 日程第3、議第82号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（牧下恭之君） 日程第4、議第83号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の
制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第5、議第84号水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

○議長（牧下恭之君） 日程第6、議第87号令和4年度水俣市一般会計補正予算第12号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（牧下恭之君） 日程第7、議第91号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第4号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第94号 工事請負契約の変更について

○議長（牧下恭之君） 日程第8、議第94号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（牧下恭之君） 日程第9、議第95号水俣市個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第97号 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第11 議第98号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第99号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

○議長（牧下恭之君） 日程第10、議第97号水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、日程第12、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号まで、以上3件を一括して議題とします。

議第97号

水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定することとする。

令和4年12月15日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（水俣市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第1条 水俣市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 定年制度（第2条－第5条）
- 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第2項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書

中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)第7条の2第1項、水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第22号)第4条及び水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成22年条例第4号)第5条に規定する職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長

の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条第1項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が、年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤

務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員 (異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員 (以下この項において「末日経過職員」という。) を除く。) にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度 (当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)) において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする) とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するように努めるものとする。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年告示第19号) の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

- 5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年条例第4号) 第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 60歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員は、前3項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和4年条例第 号) 第1条による改正前の水俣市職員の定年等に関する条例 (昭和59年条例第16号) 第3条ただし書に規定する職員 (以下「医療業務に従事する医師及び歯科医師」という。)

(2) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第10条第2項第2号及び第14条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の4第3項、第14条の7第2項第1号、第2号及び第16条の4第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日 (附則第7項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第3条第4項並びに第4条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 医療業務に従事する医師及び歯科医師

(3) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間 (同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- 7 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該職への降任をされた日 (以下この項及び附則第9項において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員の

うち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第5項の規定を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第7項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条の4第5項（第14条の7第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

（水俣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年告示第71号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下の」次に「期間、その発令の日に受ける」を加える。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正）

第4条 水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条第2項中「、法」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とするを「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改める。

第13条第1項第1号及び同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第12項中「まで」の次に「及び附則第19項から第27項まで」を加える。

附則第13項中「第5条の2」の次に「及び附則第22項」を加える。

附則第14項中「第5条」の次に「又は附則第20項」を加える。

附則に次の9項を加える。

19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であって、特定日（60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日をいう。次項において同じ。）以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。

20 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務したものであって、特定日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第20項」とする。

21 前2項の規定は、水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）第1条による改正前の水俣市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第16号。以下「旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

22 水俣市一般職の職員の給与に関する条例附則第4項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額変定に該当しないものとする。

23 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日（水俣市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「定年（旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達した日以後における最初の3月31日」とし、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

24 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第

6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第21項に掲げる職員以外の職員	60歳
附則第21項に掲げる職員	65歳

25 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

26 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第24項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第5条 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

14条第6項中「再任用職員及び」及び「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第2項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第2項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤

務職員」に改める。

第20条第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。

(水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成12年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。」を削り、同項第3号中「地方公務員法第22条」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(水俣市職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 水俣市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第26号)は、廃止する。

(公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「再任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」に改め、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第2項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 水俣市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第2項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 水俣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成22年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条第6項中「再任用職員及び」及び「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第26条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第13条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中水俣市職員退職手当支給条例第10条第4項の改正規定並びに附則第11条及び附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項の条例で定める年齢)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項の条例で定める年齢(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢」という。)は、年齢65年(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間にあっては、年齢64年)とする。

(水俣市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正前の水俣市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「旧定年条例定年」という。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後に退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正後の水俣市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「新定年条例定年」という。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したのもの

(3) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したのもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条約定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条約定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条約定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条約定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条約定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条約定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条約定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務

務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（水俣市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年

相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 第2条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定が適用される暫定再任用職員（暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第3条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新給与条例の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 新給与条例の規定が適用される暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第14条の4第3項、第14条の7第2項第2号及び第16条の4第2項の規定を適用する。

4 新給与条例の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、新給与条例の規定が適用される暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の水俣市職員の退職手当に関する条例（次条及び附則第15条において「新退職手当条例」という。）第1条第2項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第14条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第15条 暫定再任用職員は、新退職手当条例第14条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新退職手当条例の規定を適用する。

（水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、第5条の規定による改正後の水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第6条の2及び第14条の規定は、適用しない。

（水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の水俣市職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用短時間勤務職員であって、第7条の規定による改正後の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）の規定が適用されるものについては、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（公益的法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の水俣市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

（水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第20条 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第12条の規定による改正後の水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条、第8条及び第20条の規定は、適用しない。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行う必要があるため、関連する条例の整備を行うものである。

議第98号

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月15日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（水俣市の休日を定める条例（平成2年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の水俣市職員退職手当支給条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、公布の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

（提案理由）

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じ、本案のように制定しようとするものである。

議第99号

令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

令和4年度水俣市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,558,506千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年12月15日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第13号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		3,367,603	71,477	3,439,080
	2 国庫補助金	1,341,860	71,477	1,413,337
15 県支出金		1,537,871	5,001	1,542,872
	2 県補助金	597,368	5,001	602,369
19 繰越金		170,137	2,040	172,177
	1 繰越金	170,137	2,040	172,177
補正されなかった款に係る額		11,404,377		11,404,377
歳入合計		16,479,988	78,518	16,558,506

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,255,952	57,500	2,313,452
	1 総務管理費	1,885,856	57,500	1,943,356
3 民生費		6,179,832	14,395	6,194,227
	2 児童福祉費	1,911,503	14,395	1,925,898
4 衛生費		1,998,241	6,623	2,004,864
	1 保健衛生費	580,131	6,623	586,754
補正されなかった款に係る額		6,045,963		6,045,963
歳出合計		16,479,988	78,518	16,558,506

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業	千円
			57,500
3 民生費	2 児童福祉費	保育対策総合支援事業	720

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第97号水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行う必要があるため、関連する条例の整備を行おうとするものであります。

次に、議第98号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,851万8,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ165億5,850万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業、第3款民生費及び第4款衛生費に、出産・子育て応援交付金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業外1件の追加を計上いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第97号から議第99号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧下恭之君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時35分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第97号水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてから、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号まで、以上3件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これまで質疑を終わりました議第81号から議第84号まで、議第87号、議第91号、議第94号、議第95号、議第97号から議第99号までの議案11件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、22日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、21日正午までに御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時36分 散会

令和4年12月22日

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和4年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和4年12月22日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時22分 閉会

（出席議員） 16人

牧 下 恭 之 君	杉 迫 一 樹 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	田 中 睦 君
藤 本 壽 子 君	岩 阪 雅 文 君	岩 村 龍 男 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡 本 広 志 君）	主 幹（中 村 亮 彦 君）
主 任（藤 澤 亜 未 君）	主 任（森 ちひろ 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（中 谷 衛 君）	福祉環境部長（高三瀨 晋 君）
産業建設部長（本 田 聖 治 君）	産業建設部次長（田 中 真 也 君）
上下水道局長（金 子 昌 宏 君）	総合医療センター事務部総務課長（上 田 敬 祐 君）
総務企画部市長公室長（鎌 田 みゆき 君）	総務企画部総務課長（岩 井 浩 昭 君）
総務企画部地域振興課長（柿 本 英 行 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫美代 君）

○議事日程 第5号

令和4年12月22日 午前10時開議

- 第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について
専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について
専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）
- 第3 議第83号 専決処分の報告及び承認について
専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第4 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定
について
- 第5 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 第6 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）
- 第7 議第94号 工事請負契約の変更について
- 第8 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について
- 第9 議第97号 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 第10 議第98号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第99号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）
- 第12 請第2号 「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願に
ついて
- 第13 陳第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意
見書採択の要請の陳情について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願に
ついて
 - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調
査について
- 厚生文教委員会
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

発言取り消しを求める動議

午前10時0分 開議

○議長（牧下恭之君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（牧下恭之君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

小島教育長から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和4年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 藤本壽子議員の発言取り消しを求める動議を文書により提出させていただきます。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） ただいま小路貴紀から藤本壽子議員の発言取り消しを求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

ここで、文書配付のため暫時休憩します。

午前10時2分 休憩

午前10時18分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって、発言の取り消しを求める動議を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

発言取り消しを求める動議（日程追加）

○議長（牧下恭之君） 発言取り消しを求める動議を議題とします。

発言取り消しを求める動議

令和4年12月15日の本会議における藤本壽子議員の発言の取り消しを求め、動議を提出します。

記

取り消しを求める発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和4年12月22日

提出者

水俣市議会議員 小路 貴 紀

賛成者

水俣市議会議員 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

○議長（牧下恭之君） 地方自治法第117条の規定により藤本壽子議員の退席を求めます。

（藤本壽子君退場）

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員の動議の説明を求めます。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 藤本壽子議員の発言取り消しを求める動議について、説明いたします。

本件は、さる令和4年12月15日の藤本壽子議員の一般質問において、登壇して述べられました前語りの中で、ただいま、皆様方にお配りした資料の下線部でおわかりのように意図的に曲解していると思われる不適当な発言がありますので、その内容に関して発言の取り消しを求めるものであります。以上です。

○議長（牧下恭之君） 以上で動議の説明は終わりました。

これより動議の説明に対する質疑に入ります。

本動議について質疑はありませんか。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ただいまの動議の理由について、今、意図的に曲解しているという説明がありました。意図的に曲解している中身を説明してください。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 高岡議員の質問にお答えいたします。

本件については、議会運営委員会で民主的に解決するのがベストであろうと、そういうことで議会運営委員会での協議を行いました。その際に藤本議員自らの発言で、「軍事費でしょうが」と声を荒らげておっしゃる発言がありました。そういった点からも、語彙の間違いとか誤解ということではなくて、意図的にこういった表現を使われているということが、議会運営の場で

確認できましたので、そのように申し上げた次第です。以上です。

○議長（牧下恭之君） ほかに質疑は。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 と言われるということは、藤本議員が、言葉について、主義主張を含めて使ったという意味合いでよろしいですか。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 下線部の「日本政府の軍事費」が、藤本議員の主義主張だということでしょうかね。その点につきましては、議会運営委員会でも、日本政府で議論されているのは防衛費ではないでしょうかという議論に対しても、応じられる余地がなかったということで、今回、取り消しを求めるものであります。主義主張ではあるかもしれませんが、この文言から読み取れるのは、日本政府で議論されているのは間違いなく防衛費であり、ましてや、軍事費拡大に伴う増税の議論なんてなされておられませんので、その点については、間違いは正されるべきだろうと考えます。

○議長（牧下恭之君） ほかに質疑はありませんか。

平岡朱議員。

○平岡 朱君 今回、議場で「日本政府の軍事費」という言葉が使われたということに対して、今回動議が出ているわけですがけれども、軍事費という言葉を議会で使って、国会も含めてですがけれども、発言を取り消されたという例を御存じでしょうか。

○議長（牧下恭之君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 存じてません。

○議長（牧下恭之君） ほかにありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで、藤本壽子議員から地方自治法第117条ただし書きの規定による発言の申し出がありますので、これを同意したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（牧下恭之君） 御異議ありませんので、そのようにしたいと思います。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 開議

（藤本壽子君入場）

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤本壽子議員に発言を許します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 私の発言について意見を申し上げます。

軍事費とは、軍事上の目的のために、支出される国家経費であるとあります。平時には、国防費であるとも書いてございます。これに加え、現在、存立危機事態ということでは、日本の政府は、日本への攻撃がなくとも米国が攻撃されれば敵基地攻撃ができるという、そのような状況まで現在の政府のあり方が進んでいると私は心配をしております。ますます軍事予算としての位置を占めている。よって、私はこの発言は妥当であり、取り消すことには応じたくないと思っています。取り消すことには応じません。

そして、また、さらに増税にも反対です。政府は、やはり平和共存の話し合いを重ねるべきだと考えています。そして税金は、困窮する国民の暮らしへと投入するべきだと考え、改めて、この発言は妥当であると思いますので、取り消しには応じません。以上です。

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員の退席を求めます。

（藤本壽子君退場）

○議長（牧下恭之君） これより本動議に対する討論に入ります。

本動議について討論はありませんか。

高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

本動議に対し、反対の立場で討論いたします。ただいま質問にもありましたとおり、軍事費という言葉は、国会の審議の場でも防衛費と同じ意味合いで使われております。そして、軍事費という言葉が使われたことで、発言を非難されたり、取り消しを求められたなどということは、今まで聞いたことがありません。

議員必携は、議会の発言取り消しに値することとして、3点あげています。1つが事実に基づかないこと。2つ目に議会を侮辱する発言。3つ目にプライバシーを侵害するものです。

藤本議員の発言は、そのいずれにも該当しておらず、このように数の力をもって、必要以上に議員の言論を封じるものは、言論の府と言われる議会のあり方として言語道断だと申し上げたい。

よって本動議の内容には絶対に反対であります。以上、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

田中睦議員。

○田中 睦君 無限21の田中睦です。

私も本動議には反対であります。確かに国は、自らは軍事費とは表現はしておりません。それは当たり前ですね。ですが、実質的に軍事費と捉えられる中身になっているということは、間違いはないというふうに考えます。

これまでの国のあり方、考え方は専守防衛ということで、これまで進んできておりました。それが、敵基地攻撃能力、反撃能力というふうに言い換えられてはいますが、これはまさに、軍事路線と言っても過言ではないというふうに思っております。

今、討論でもあったように、こういう表現、軍事費、防衛費は、私も解釈としてはですね、やはり軍事的な中身をかなり含んでいる軍事費といっても差し支えないというふうに思っております。こうやって考え方の相違によるものを、1つ1つ取り消しをやっていったら、議会は何のためにあるのかということになります。

ぜひ、こういう暴挙は許すべきではない。認めるべきではないというふうに考えます。以上です。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

松本和幸議員。

○松本和幸君 私は賛成の立場で申し上げたいと思いますが、昨日、おとといですか、岸田総理の中で国民に向けて説明がっておりますが、その中であくまでも防衛費という形の中で発言をされておられますし、また、軍事費ということは一言も出ておりませんし、これまでの国会答弁の中でも軍事費というそういった答弁をされておられません。

あくまでも、この「日本政府の軍事費拡大」ということを、水俣市議会として認めるわけにはいきません。

あくまでもやはり、間違った意見をですね、議会として、それをそのままおすということは、これは市民にとっても大変、議会そのものが信頼がなくなる恐れもありますので、私はこの削減については当然、削除すべきだということを申しあげまして、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

そもそも日本政府には、軍事費というのは存在しません。そういった予算というのは防衛費になります。先ほど増税にも反対というような話をされましたけれども、新聞やメディア等でも、それは防衛費のことを指しております。

こういった誤った表現をこの水俣市議会から出すわけにはいきません。

ぜひ、発言取り消しに賛成の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

本動議は、電子表決システムにより採決します。

本動議に賛成される議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって、本動議は可決いたしました。

（藤本壽子君入場）

○議長（牧下恭之君） 藤本壽子議員に申し上げます。

藤本壽子議員の発言取り消しを求める動議は可決されましたのでお伝えします。

議長において、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、藤本壽子議員の発言の取り消しを命じます。

日程第1 議第81号 専決処分の報告及び承認について

専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第3 議第83号 専決処分の報告及び承認について

専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）

日程第4 議第84号 水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議第87号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第6 議第91号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

日程第7 議第94号 工事請負契約の変更について

日程第8 議第95号 水俣市個人情報保護法施行条例の制定について

日程第9 議第97号 水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第10 議第98号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第99号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第12 請第2号 「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について

日程第13 陳第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について

○議長（牧下恭之君） 日程第1、議第81号専決処分の報告についてから、日程第13、陳第3号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情についてまで、13件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長小路貴紀議員。

（総務産業委員長 小路貴紀君登壇）

○総務産業委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第81号令和4年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、電力・ガス・食料品など価格高騰の緊急支援のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,683万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ158億5,601万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、価格高騰緊急支援給付金事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、価格高騰緊急支援給付金事業と議第82号の非課税世帯等価格高騰緊急支援金との違いや関係性についてただしたのに対し、価格高騰緊急支援給付金事業は国の事業であり、非課税世帯を含む低所得者世帯である約4,800世帯に対して5万円を支給する。非課税世帯等価格高騰緊急支援金は、福祉課所管であり、市独自の事業として別途非課税世帯等に支給するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第82号令和4年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策及び台風14号における災害復旧のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第2款総務費に、テレワーク・ペーパーレス推進事業、第5款農林水産業費に、物価高騰対策事業補助金、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第84号水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本案のように全部改正しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、条例の概要と、市がすぐに対応すべきことはあるかとただしたのに対し、いわゆるバリアフリー法の改正で、市の条例も改正することとなり、高齢者や身体障がい者が、バス停留所周辺を安全に使えるよう十分なスペースを設けること等がある。ただし、道路を新しく整備する際に適用されるものであり、既存の道路の整備を求められるものではないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号令和4年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、県議会議員選挙費、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、橋りょう整備事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、橋りょう整備事業外2件の追加及び債務負担行為の補正として、内部情報系環境整備事業外6件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その4）工事請負契約の変更について、護岸設置工事の数量の変更が生じたため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第95号水俣市個人情報保護法施行条例の制定について申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、法律の規定が直接地方公共団体に適用されることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等を行う必要があるため、関連する条例の整備を行おうとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、定年前再任用短時間勤務職員の給料についてただしたのに対し、あらかじめ定められた基準給料月額をもとに時間給を算出し、勤務時間を乗じて支給するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法適用を受ける非常勤職員の勤務日数の要件が緩和されたことに準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付金事業の具体的な取組をただしたのに対し、マイナンバーカードを保有し、公金受取口座を登録した市民に対して、一人あたり5千円を給付する。既に公金受取口座を登録済の市民も対象とし、3月末までにマイナンバーカードを申請した市民に対して、登録した公金受取口座に現金を振り込む。給付金を受け取るための申請は不要であり、プッシュ型給付での利便性向上が図られるとの答弁がありました。

また、委員全体の意見として従来、書類手続きであったものが、プッシュ型で給付を受けられるようになる可能性があるものをリストアップする等、利便性向上と市民が理解しやすい広報をお願いしたいとの意見がありました。

本議案については、討論があり、生活支援に係るマイナンバーカード取得促進給付金事業について、物価高騰等への生活支援であれば、広く市民のために使われるべきである。また、マイナンバーカードは、本来個人の自由で任意取得するものであるから、カードの取得推進に係る費用は必要なく、他の支援に広く使われるべきであるため反対であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第2号「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について申し上げます。

審査では、消費税を引き下げると、消費税を財源としている国の施策が実施できなくなる。子育て世帯、高齢者、非課税世帯等を対象とした臨時交付金等も財源を確保できず実施できなくなる。また、経済の流れは現在の消費税率で動いており、消費税率を引き下げると、相当な経費や手間がかかり、社会が混乱する可能性があるので採択すべきではないとの意見と、物価高騰やコロナ禍により国民生活は大変厳しくなっている。消費税を引き下げた分の財源は法人税を増やすなどして確保することも考えられる。消費税を引き下げるとはすべての人にとって負担軽減となるので採択すべきであるという意見があり、討論・採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、厚生文教委員長桑原一知議員。

（厚生文教委員長 桑原一知君登壇）

○厚生文教委員長（桑原一知君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第82号専決処分の報告及び承認について、専第15号令和4年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策及び台風14号における災害復旧のため、予算措置に急務を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第3款民生費に、非課税世帯等への価格高騰緊急支援給付事業、第4款衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種事業、第9款教育費に、小学校施設維持管理費、第10款災害復旧費に、現年発生単独災害復旧事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新型コロナウイルスワクチンの接種率の推移についてただしたのに対し、12月9日時点で1回目が89.3%、2回目が88.9%、3回目が76.8%、4回目が58.4%であり、現在5回目の接種をすすめているところであるとの答弁がありました。

また、学童クラブに対する新型コロナウイルス感染症対策補助金の内容についてただしたのに対し、マスクや消毒液、空気清浄機などの備品や消耗品の購入費、感染予防に関する職員の負担増に係る経費に対しての補助であり、児童60人以上が50万円、20人から59人までが40万円、19人以下が30万円の補助額となっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第83号専決処分の報告及び承認について、専第16号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を2,065万7,000円増額し、補正後の収益的収入の額を76億5,990万2,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を1,834万2,000円増額し、補正後の資本的収入の額を6億2,853万7,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金で補填することとしている。

補正の内容としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第87号令和4年度水俣市一般会計補正予算第12号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、高齢者施設等に係る物価高騰支援事業、第9款教育費に、中学校施設維持管理費などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、水俣病資料館整備事業の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和4年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を3,190万

5,000円増額し、補正後の収益的支出の額を76億5,415万4,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的支出の額を11万2,000円増額し、補正後の資本的支出の額を11億3,020万3,000円とするものである。

なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに減債積立金で補填することとしている。

補正の内容としては、収益的支出については、光熱水費の増額、資本的支出については、長期貸付金を増額するものである。

このほか、債務負担行為として米購入業務の外16件を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費及び第4款衛生費に、出産・子育て応援交付金などを計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、保育対策総合支援事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産・子育て応援交付金（出産）の給付方法についてただしたのに対し、国からの通知でクーポンやサービス利用券で支給可能で、現金での交付についても妨げないとされている。本市においては、現時点では現金での交付を考えているとの答弁がありました。

また、出産・子育て応援交付金（子育て）については、既に出産している対象者への交付方法についてただしたのに対し、アンケートを記入いただき、今年4月まで遡及して交付するとの答弁がありました。

また、送迎用バス安全対策事業の具体的な内容についてただしたのに対し、現時点での国からの通知によると、運転手が車内後方まで確認する行動を誘発させるために、車内後方のスイッチを操作後にバスの扉を閉めることができるシステムを設置するものであると考えている、という答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に令和4年6月から継続審査となっていました陳第3号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について申し上げます。

審査では、小学校における学級編成標準は35人に計画的に引き下げられており、中学1年生についても熊本県独自策で35人学級が導入されている。また、熊本県は今後も中学校等の学級編成の標準引下げ等について国に対し働きかけを行うとともに、加配教員の充実等による教職員の業

務削減・効率化に向け、しっかり取り組んでいくとしている。さらに、本陳情の事項については、全国都市教育長協議会から国に対して既に要望が行われていることから、提出は控えるべきであるという意見が出た一方で、多くの自治体から意見があがるということが大きな力になる。本陳情の趣旨に賛成するのであれば、実現したほうがいい。県や市が独自に財源を出す必要がないよう国が基準を変えることが非常に重要であるとの意見もあり、討論・採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年12月16日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第81号	専決処分の報告及び承認について 専第14号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	承認	全員賛成
議第82号	専決処分の報告及び承認について 専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）中付託分	承認	全員賛成
議第84号	水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第87号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第94号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第95号	水俣市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第97号	水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第98号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第99号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	原案可決	賛成多数
請第2号	「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について	不採択	賛成少数

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和4年12月16日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第82号	専決処分の報告及び承認について 専第15号 令和4年度水俣市一般会計補正予算（第10号）中付託分	承認	全員賛成
議第83号	専決処分の報告及び承認について 専第16号 令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第3号）	承認	全員賛成
議第87号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第12号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第91号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第99号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	原案可決	全員賛成
陳第3号	豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	不採択	賛成少数

○議長（牧下恭之君） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時1分 開議

○議長（牧下恭之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第99号について、高岡朱美議員、桑原一知議員、請第2号について、高岡朱美議員、陳第3号について、平岡朱議員、田中睦議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから順次、発言を許します。

まず、議第99号について、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

本補正予算には、マイナンバーカードを公金受取口座にひもづける動機づけとして、5,000円を贈呈する事業5,750万円が計上されています。

日本共産党は、これまでもマイナンバーカード普及促進のための予算に反対してまいりました。

その最大の理由は、そもそもマイナンバーカードの取得は任意であるということです。

マイナンバーカードには利便性がある一方で、様々な不安を感じている国民がいることは、いまだ申請率が60%程度にとどまっていることが物語っています。

個人情報保護への不安、紛失した時のリスク、なりすまし詐欺などの可能性も指摘されているほか、マイナンバーカード導入の目的の1つに収集した個人情報の民間活用が掲げられたことも一因になっています。

不安をぬぐえない人がいる中、利便性をとるか、安全性をとるかの選択は個人の自由であり、制度自体そのような立てつけになっています。にもかかわらず、国に都合のいい選択をした人へののみ、もともとは税金である新型コロナ地方創生臨時交付金を使って現金を配るのは、理にかなっておらず、極めて不公平な税配分で、この5,750万円の予算の使い方には、まったく同意できません。

以上、反対理由を述べ、討論といたします。なお、議第99号に計上されているその他の予算についてまで反対する意図はないことを申し述べておきます。

議員の皆様のご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。

私は、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全確実な本人確認ができるデジタル社会の基盤となるツールであります。今後は行政サービスだけでなく、民間でも活用できることで、社会生活と密接にかかわってきます。

また、生活支援にかかるマイナンバーカード取得促進給付金は、マイナンバーカードの交付促進と原油価格物価高騰に対する生活支援、コロナ禍における地域経済の活性化を支えるために重要な事業であり、予算総額5,750万円であります。

さらに、議第99号の補正予算には、電力、ガス、食料等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計の影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する給付金事業。妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する応援交付金事業。子どもたちの安全を守るため、送迎用バスに置き去りを防止する安全装置導入費用の補助などが含まれており、市民の皆様のご安心安全を守るため、速やかに可決することが私たちの責務であります。

また、一部の事業のみ反対ということですが、しかるべき議会手続きをしないということは、議第99号補正予算全てに反対されているということでもあります。安心安全な市民生活や出産、子育て世代や子どもたちの安全を守る支援など全ての業務執行を停止させることは、理解に苦しむ見解であります。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（牧下恭之君） 次に、請第2号について、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。

請第2号「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

本請願に賛成する理由を3つ述べます。

1つ目に、消費税減税が、特に低所得者の物価高騰対策に即効性があるということです。御承知のとおり、消費税は、低所得者ほど家計に占める割合が大きくなる逆進性のある税制度です。例えば、収入が月16万円あり、家賃3万円、保険料が3万円だと仮定します。残りの10万円は、食費、光熱費、ガソリン代で使い切ってしまうとしたら、そのうちの1万円が消費税です。16万円の収入の1万円という税負担は、大変大きいことがわかります。これが消費税が5%に引き下げられますと半分になり、毎月5,000円が継続的に浮くこととなります。効果が一時的である国からの給付金に比べ、恒久的な物価高騰対策になるのは明らかです。加えて、給付金事業には、対象者の抽出、通知書の送付など労力とコストが伴うのに対し、消費税減税にはこういった手間がいらず、給付漏れの可能性や不公平感がありません。

2つ目に、消費税減税は、景気回復につながるということです。税金には、特定の行動を抑制する目的があります。環境税、たばこ税などが良い例です。これと同様、消費税には、消費を抑制する作用があります。1997年に消費税が3%から5%になったときに、急激に景気が落ち込み、その後長期にわたって日本が成長しないのを見れば、その作用がしっかり働いたことを表しています。裏を返せば、消費税減税をすれば、逆の効果が期待できるということです。請願者の趣旨説明には、税率引き下げは、国民の購買力を高め、景気対策にもなる。また、事業者の負担が軽減され、賃金引き上げにもつながるとあります。コロナの不況対策として、日本以外の50か国以上の国で消費税の減税が行われたことを見れば、この指摘の正しさは、証明されています。日本政府が、なぜこれをやろうとしないのか理解に苦しみます。

3つ目に、消費税は、社会保障費の財源としてふさわしくないということです。2012年以降、政府は増大する社会保障費の財源に充てるとして、消費税を目的税化し、段階的に税率を上げてきました。そもそも社会保障は、社会的弱者の生活を保障するためにあります。その財源を、低所得層により負担がいく消費税で賄い、足りなくなれば税率引き上げで対応するなど、本末転倒です。2021年の調査で日本の貧困率は、OECD諸国の中で10番目という高さです。この不名誉を挽回するためにも直ちに消費税を引き下げ、社会保障の財源としてふさわしい税源に代替すべきです。景気を刺激する効果がある消費税の減税は、本市にとっても喜ばしいことです。

市議会の総意として、本請願を国に送付いたしたく、議員各位の賛同を求め、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、陳第3号について、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

私は、陳第3号豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について、賛成の立場から討論いたします。

少人数学級は、子ども1人1人に目が届きやすくなり、教員の負担軽減にもつながります。誰1人取りこぼさない教育の実現のために大変有効であり、小学校だけにとどまらず中学校、高等学校へも早急に引き上げられることが望まれます。

文部科学省が、今年1月に公表した教員不足調査で、熊本県の不足率は、小学校でワースト2位、中学校ではワースト1位でした。教員不足を解消するには、財源の保証を伴う、国による教職員定数改善計画が必要不可欠です。

今年度の公立小中学校の教職員人件費の国庫負担金は、前年度と比べ、149億円マイナスの約1.5兆円です。教職員定数の大幅削減と給与減などが、反映しています。

教職員の定数については、今年度、小学3年生での35人学級の実施、小学校高学年での教科担任制の実施などのために増員されました。しかし、その一方で、子どもの減少や加配定数の振替などにより、差引きでは、トータル約3,300人の大幅な減少となっています。少子化による教職定数の自然減に加え、加配教員まで減らされては、長時間労働も改善されず、教員志願者が減る悪循環に陥ってしまいます。教員の多忙化の解消、働き方改革など負担軽減の取組も進められていますが、思い切った増員なくして、抜本的な解決にはなりません。

子どもたちの豊かな学びのためにも加配教員の増員や教職員定数の改善は不可欠であると考え、本陳情については、改めて賛成です。また、陳情の内容に対して賛成なのであれば、ぜひ、賛成いただきたいと考えます。

議員の皆様方の賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） 次に、田中睦議員。

○田中 睦君 無限21の田中睦です。

本陳情については、賛成の立場で意見を述べます。

本陳情の趣旨は、子どもたちの豊かな学びを実現するための条件整備を求めるものです。内容としては、現在、段階的に進んでいる35人学級を中学校、高校まで早く進めてほしいということ。学校の働き方改革、長時間労働の是正のため、現場の人員を増やしてほしいという、ごく真つ当な要求であります。

現在、学校現場でのいじめ、不登校の増加が報じられ、子どもの貧困という問題も大きな社会問題となっています。そういう状況の中で、学校現場の先生方が、本来の仕事である授業の準備、それから、子どもたちと向き合う時間を確保することが、子どもたちの豊かな学びを保障す

ることになります。そのためには、ぜひ、学校現場の先生方の数を増やすことが必要ではないかというふうに思います。

少人数学級については、文科省もできるだけ早く実現したいというふうに思っております。少人数学級が実現すれば、おのずと先生の配置も増えてくるということになります。

昨年3月だったと思いますが、当時の萩生田文科大臣が、次のように言っておられます。「私はやはり将来を担う子どもたちへの投資というものは誰もが認めていただける、とりあえず、35人の」、これは、35人学級のことだと思います。「とりあえず、35人の第1歩を踏み出しますけれど、やはりそれは、少人数学級にしたほうが子どもたちの学びはよくなるよね。学校が楽しくなるよね。子どもたちが明るくなったよね。多様な評価をしていただいて、その成果を中学校、高校へとつなげていくことが必要だと思っておりますので、その方向に向かって努力をしていきたいと思っております。」このように述べておられます。

熊本県議会では、6月に教職員の定数増と教育環境整備を含んだ内容の意見書を採択しています。何らこの内容についてですね、反対する理由はないというふうに思っております。文科省も現場の声を反映した施策を進めておられます。時々、反対することもあるんですが、この件については、賛成をしております。文科省が進めていることをですね、地方議会からも後押しをするということが、必要だと考えます。

どうか皆さんの賛同を得て、採択されることを期待して、討論を終わります。

○議長（牧下恭之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第81号専決処分の報告及び承認についてから、議第83号専決処分の報告及び承認についてまで、以上3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長報告は、いずれも承認であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧下恭之君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、議第84号水俣市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について、議第87号令和4年度水俣市一般会計補正予算第12号、議第91号令和4年度水俣市病院事業会計補正予算第4号、議第94号工事請負契約の変更について、議第95

号水俣市個人情報保護法施行条例の制定について、議第97号水俣市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、及び議第98号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、議第99号令和4年度水俣市一般会計補正予算第13号を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言うものあり)

○議長(牧下恭之君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(牧下恭之君) 次に、請第2号「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって請願本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。)

○議長(牧下恭之君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言うものあり)

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（牧下恭之君） 次に、陳第3号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件を採択することに賛成の議員は、電子表決システムで賛成のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを押す。）

○議長（牧下恭之君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（牧下恭之君） ボタンの使用を終了します。

賛成少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（牧下恭之君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調

査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧下恭之君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年12月16日

総務産業常任委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
請第1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年12月16日

厚生文教常任委員長 桑 原 一 知

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和4年12月15日

議会運営委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 牧 下 恭 之 様

記

事件の番号	件 名	理 由
-------	-----	-----

	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

○議長（牧下恭之君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和4年第6回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 牧 下 恭 之

署名議員 小 路 貴 紀

署名議員 岩 阪 雅 文

令和4年12月第6回水俣市議会定例会（12月1日～12月22日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第81号	専決処分の報告及び承認について 専第14号 令和4年度水俣市一般会計補 正予算（第9号）	12月1日	総務産業	12月22日 承認	
議第82号	専決処分の報告及び承認について 専第15号 令和4年度水俣市一般会計補 正予算（第10号）	12月1日	各 委	12月22日 承認	
議第83号	専決処分の報告及び承認について 専第16号 令和4年度水俣市病院事業会 計補正予算（第3号）	12月1日	厚生文教	12月22日 承認	
議第84号	水俣市移動等円滑化のために必要な市道の 構造に関する基準を定める条例の制定につ いて	12月1日	総務産業	12月22日 原案可決	
議第85号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を 改正する条例の制定について	12月1日	総務産業	12月1日 原案可決	
議第86号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第 11号）	12月1日	各 委	12月1日 原案可決	
議第87号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第 12号）	12月1日	各 委	12月22日 原案可決	
議第88号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第3号）	12月1日	厚生文教	12月1日 原案可決	
議第89号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）	12月1日	厚生文教	12月1日 原案可決	
議第90号	令和4年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第3号）	12月1日	厚生文教	12月1日 原案可決	
議第91号	令和4年度水俣市病院事業会計補正予算 （第4号）	12月1日	厚生文教	12月22日 原案可決	
議第92号	令和4年度水俣市水道事業会計補正予算 （第2号）	12月1日	総務産業	12月1日 原案可決	
議第93号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計補正 予算（第2号）	12月1日	総務産業	12月1日 原案可決	
議第94号	工事請負契約の変更について	12月1日	総務産業	12月22日 原案可決	
議第95号	水俣市個人情報保護法施行条例の制定につ いて	12月1日	総務産業	12月22日 原案可決	
議第96号	教育委員会委員の任命について	12月1日	省 略	12月1日 同意	
議第97号	水俣市職員の定年等に関する条例等の一部 を改正する等の条例の制定について	12月15日	総務産業	12月22日 原案可決	

議第98号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	12月15日	総務産業	12月22日 原案可決	
議第99号	令和4年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	12月15日	各委	12月22日 原案可決	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第74号	令和3年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	9月1日	総務産業	12月1日 認定及び 原案可決	
議第75号	令和3年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	9月1日	総務産業	12月1日 認 定	
議第76号	令和3年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	9月1日	厚生文教	12月1日 認定及び 原案可決	
議第77号	令和3年度水俣市一般会計決算認定について	9月15日	一般会計 決算特別	12月1日 認 定	
議第78号	令和3年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月15日	厚生文教	12月1日 認 定	
議第79号	令和3年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月15日	厚生文教	12月1日 認 定	
議第80号	令和3年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月15日	厚生文教	12月1日 認 定	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第17号	専決処分の報告について	12月1日
報告第18号	専決処分の報告について	12月1日
報告第19号	専決処分の報告について	12月15日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月22日	総務産業	12月22日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月22日	厚生文教	12月22日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月22日	議会運営	12月22日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請 願〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
請第1号	「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付を求める請願について	葦北郡津奈木町 岩城2770-18 加世堂 正	総務産業	12月1日	12月22日 継続審査
請第2号	「消費税率5%以下への引き下げを求める意見書」を政府に送付を求める請願について	葦北郡津奈木町 岩城2770-18 加世堂 正	総務産業	12月1日	12月22日 不採択

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請の陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-37 高木 実	厚生文教	6月2日	12月22日 不採択